

遠別町地域防災計画

遠別町防災会議

(平成26年5月20日)

— も く じ —

総 則 編

第 1 章 総 則

第 1 節	計画の方針	1
第 1 項	計画の目的	1
第 2 項	計画の位置づけ	1
第 3 項	計画の構成	2
第 4 項	計画の修正	3
第 5 項	計画の習熟及び周知	3
第 2 節	遠別町の防災ビジョン	4
第 3 節	町及び防災機関が行う業務の大綱と住民等の責務	6
第 1 項	町及び防災機関が行う業務の大綱	7
第 2 項	住民、自主防災組織及び事業所の責務	11
第 3 項	災害に対する意識の高揚	12

第 2 章 防災組織

第 1 節	遠別町防災会議	13
第 1 項	防災会議の所掌事務	13
第 2 項	防災会議の構成	13
第 3 項	防災会議の運営	15
第 2 節	災害応急体制	15
第 1 項	災害対策本部の設置・廃止	15
第 2 項	現地災害対策本部の設置・廃止	16
第 3 項	代替本部の設置	16

第4項	職員の動員・配備	16
第3章	遠別町の概況	
第1節	自然条件	26
第1項	位置及び面積	26
第2節	地勢及び社会条件	26
第1項	地勢及び社会条件	26
第3節	災害履歴	28

基本／地震・津波災害対策編

第1章	地震・津波被害予測	
第1項	目的	29
第2項	想定地震	29
第3項	津波危険域の予測	30
第2章	災害予防計画	
第1節	災害に強い組織・ひとづくり	33
第1項	自主防災組織の育成・支援	33
第2項	防災知識の普及・啓発	34
第3項	防災訓練の実施	36
第4項	ボランティアの育成及び活動環境の整備	37
第2節	災害に強いまちづくり	39
第1項	地域特性を考慮した防災化の推進	39
第2項	災害に強い施設整備	39
第3節	消防・救急体制の強化	41

第 1 項	消防・救急体制の整備	41
第 2 項	消防水利・資機材の確保	42
第 3 項	消防職員及び消防団員の教育訓練	42
第 4 節	土木及び公共施設の予防対策	43
第 1 項	道路・橋梁の予防対策	43
第 2 項	漁港施設の予防対策	43
第 3 項	河川・海岸施設の予防対策	44
第 4 項	がけ地・急傾斜地等の予防対策	45
第 5 項	公共施設の予防対策	45
第 5 節	ライフライン施設の予防対策	46
第 1 項	上・下水道施設の予防対策	46
第 2 項	電力施設の予防対策	46
第 3 項	通信施設の予防対策	46
第 4 項	交通施設の予防対策	47
第 6 節	避難環境の整備	47
第 1 項	指定避難所・指定緊急避難場所等の指定	47
第 2 項	避難体制の整備	49
第 3 項	避難所・避難場所の住民等への周知	50
第 7 節	円滑な応急対策への備え	51
第 1 項	医療救護活動の環境整備	51
第 2 項	緊急輸送道路、緊急交通路等の整備	52
第 3 項	給水活動体制の整備	53
第 4 項	食料・生活必需品の備蓄及び物資供給体制の整備	53
第 5 項	避難行動要支援者対策	55
第 6 項	住宅対策の整備	59
第 7 項	窓口体制の整備	60
第 8 項	防疫・衛生活動体制の整備	60
第 9 項	ごみ・し尿処理体制の整備	61

第 8 節	津波対策	62
第 1 項	沿岸施設の点検・整備	62
第 2 項	交通規制の設定	62
第 3 項	津波情報の伝達と普及・啓発	63
第 4 項	指定避難所等の指定	64
第 5 項	津波避難目標地点及び沿岸部緊急避難路の確保	64
第 3 章	災害応急対策計画	
第 1 節	災害情報の収集と伝達	67
第 1 項	基本方針	67
第 2 項	災害情報伝達系統	68
第 3 項	災害情報伝達手段	69
第 4 項	災害情報の報告・収集及び伝達	70
第 5 項	本部情報連絡員の派遣	71
第 6 項	災害情報の伝達及び記録	71
第 7 項	災害時の広報	71
第 2 節	応援要請及び応急措置の代行	73
第 1 項	応援要請の基準	73
第 2 項	法令に基づく応援	73
第 3 項	他の自治体及び北海道による応援	74
第 4 項	協定に基づく応援	74
第 5 項	その他の応援	74
第 6 項	応急措置の代行	74
第 7 項	内閣総理大臣による協議等の代行	74
第 3 節	消防活動	75
第 1 項	応急活動体制の確立	75
第 2 項	応援要請	75
第 3 項	被害情報の収集・伝達	75
第 4 項	消火活動の優先	75
第 5 項	救助・救急活動の優先	75

第4節	応急医療・救護	76
	第1項 応急医療体制の確立	76
	第2項 医療救護所の設置	77
	第3項 医療班の派遣	77
	第4項 医薬品・医療資器材の確保	77
	第5項 メンタルヘルス対策（心のケア）	77
第5節	避難と受入、警戒区域の設定	78
	第1項 避難勧告・指示等、誘導の実施	78
	第2項 指定避難所の開設・運営	81
	第3項 指定避難所の統合及び廃止	82
	第4項 警戒区域の設定	83
第6節	生活救援対策	84
	第1項 応急給水	85
	第2項 食料の供給	87
	第3項 生活必需品の供給	88
	第4項 災害見舞金の支給及び義援金、救援物資の受 入れ・配分	89
	第5項 防疫・環境対策の実施	90
第7節	要配慮者対策	92
	第1項 要配慮者への支援	92
	第2項 住民・ボランティア等の協力	92
	第3項 要配慮者対策の広報	92
	第4項 社会福祉施設における対策	93
第8節	ボランティアの受入・派遣	94
	第1項 ボランティアの活動	94
	第2項 ボランティア活動拠点	95
	第3項 ボランティア活動の内容	95

第9節	行方不明者の捜索、死体の収容処理、埋葬	96
	第1項 安否の確認と行方不明者の捜索	96
	第2項 遺体の収容・処理・埋葬	96
第10節	文教対策	97
	第1項 児童・生徒の安否確認と被害状況の報告	97
	第2項 応急教育の実施	97
	第3項 学用品の調達及び支給	98
	第4項 学校給食の実施	98
第11節	緊急輸送	99
	第1項 緊急輸送の範囲	99
	第2項 緊急輸送道路、緊急交通路等の確保	100
	第3項 緊急通行車両標章等の申請	100
	第4項 船舶による海上輸送の確保	101
	第5項 ヘリコプター等による航空輸送の確保	101
第12節	建物対策	102
	第1項 災害時の住宅の供給	103
	第2項 建物の応急危険度判定	104
	第3項 建物の解体・撤去	105
第13節	ライフライン施設の応急対策	106
	第1項 上・下水道施設の応急対策	106
	第2項 電力施設の応急対策	106
	第3項 通信施設の応急対策	107
第14節	土木及び公共施設の応急対策	109
	第1項 道路・橋梁、河川・漁港・海岸施設の応急対策	109
	第2項 がけ地・急傾斜地等の応急対策	110
	第3項 公共施設の応急対策	110

第15節	災害警備対策	111
	第1項 災害警備体制の確立	111
	第2項 応急対策の実施	111
第16節	津波対策	112
	第1項 情報伝達系統	112
	第2項 津波の予報と予報区域	112
	第3項 津波の警戒と応急対策	113
	第4項 避難計画	113
第17節	災害救助法の適用	114
	第1項 災害救助法の適用基準	114
	第2項 災害救助法による救助内容	115
第18節	気象予警報等の伝達系統	116
第4章 災害復旧計画		
第1節	住民生活安定のための支援	118
	第1項 被災者生活再建支援制度	118
	第2項 その他各種の支援	119
	第3項 被災証明書の交付	119
	第4項 被災者台帳の作成及び台帳情報の利用及び提供	120
	第5項 経済の復興支援	121
第2節	災害復旧事業の推進	122
	第1項 激甚法による災害復旧事業	122
	第2項 その他の法令による災害復旧事業	122
第3節	災害復興事業	122

個別災害対策編

第1章 風水害対策計画

第1節	予防対策	123
第1項	河川及び下水道等の整備	123
第2項	土砂災害危険区域の整備	123
第3項	風水害予防体制の強化	124
第2節	応急対策	124
第1項	職員の動員・配備	124
第2項	情報の収集伝達体制	124
第3項	警戒及び応急対策	124
第4項	避難活動	125

第2章 雪害対策計画

第1節	積雪災害対策	126
第1項	除雪実施責任	126
第2項	気象状況の把握	127
第3項	除排雪対策	127
第2節	融雪災害対策	128
第1項	気象情報等の把握	128
第2項	河川及び下水道施設等の警戒及び応急対策	128

第3章 海上災害対策計画

I	海難事故対策計画	129
第1節	予防対策	129
第1項	海難事故に対する予防対策	129
第2節	応急対策	130
第1項	海難事故に対する応急対策	130

II	流出油等対策計画	131
第1節	予防対策	131
第1項	船舶火災に対する予防対策	131
第2項	流出油等に対する予防対策	131
第2節	応急対策	132
第1項	流出油等に対する応急対策	132
第2項	相互応援	132
第4章	林野火災対策計画	
第1節	予防対策	133
第1項	気象情報の把握	133
第2項	入林者別対策等	134
第2節	消防対策	135
第1項	消火体制の確立	135
第2項	連絡体制の整備	135
第5章	その他の災害対策	
第1節	道路災害対策	136
第2節	危険物及びその他の災害対策	137

総 則 編

第 1 章 総 則

総 則 編

第1章 総 則

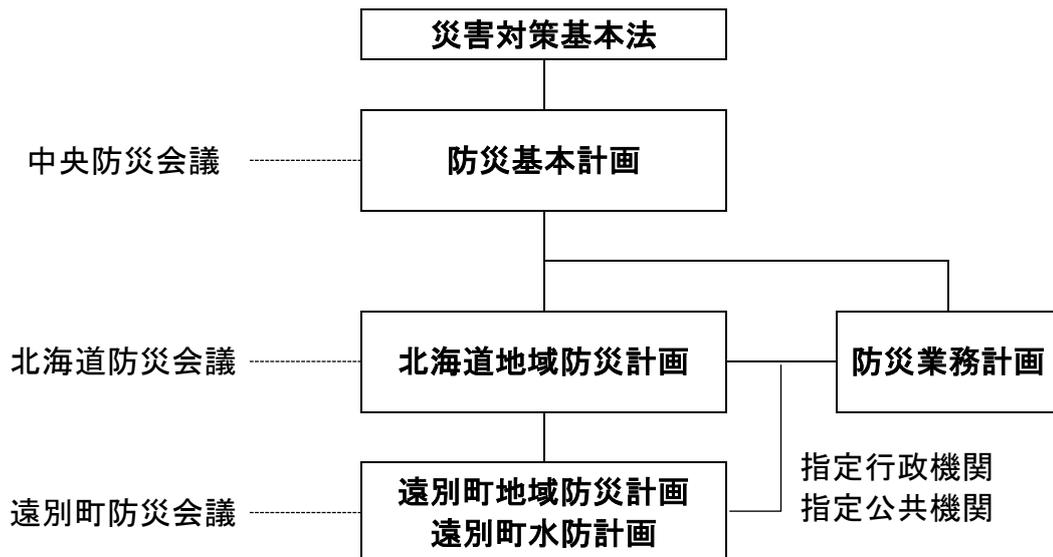
第1節 計画の方針

第1項 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第233号）第42条の規定に基づき、遠別町防災会議が作成する計画であり、遠別町の地域に係る防災に関し、災害予防、災害応急対策及び災害復旧等の災害対策を実施するにあたり、防災関係機関がその機能のすべてをあげて、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、本町防災の万全を期することを目的とする。

第2項 計画の位置づけ

災害対策については、相互に有機的、一体的でなければならないものであり、遠別町地域防災計画は、「災害対策基本法」はもとより、「防災基本計画」（中央防災会議）、「北海道地域防災計画」（北海道防災会議）及び「防災業務計画」（各防災関係機関）との整合性を図りながら、地域における特性や災害環境に合わせた計画とする。ただし、本計画は、水防法（昭和24年法律193号）に基づく、遠別町水防計画とも調整を図るものとする。

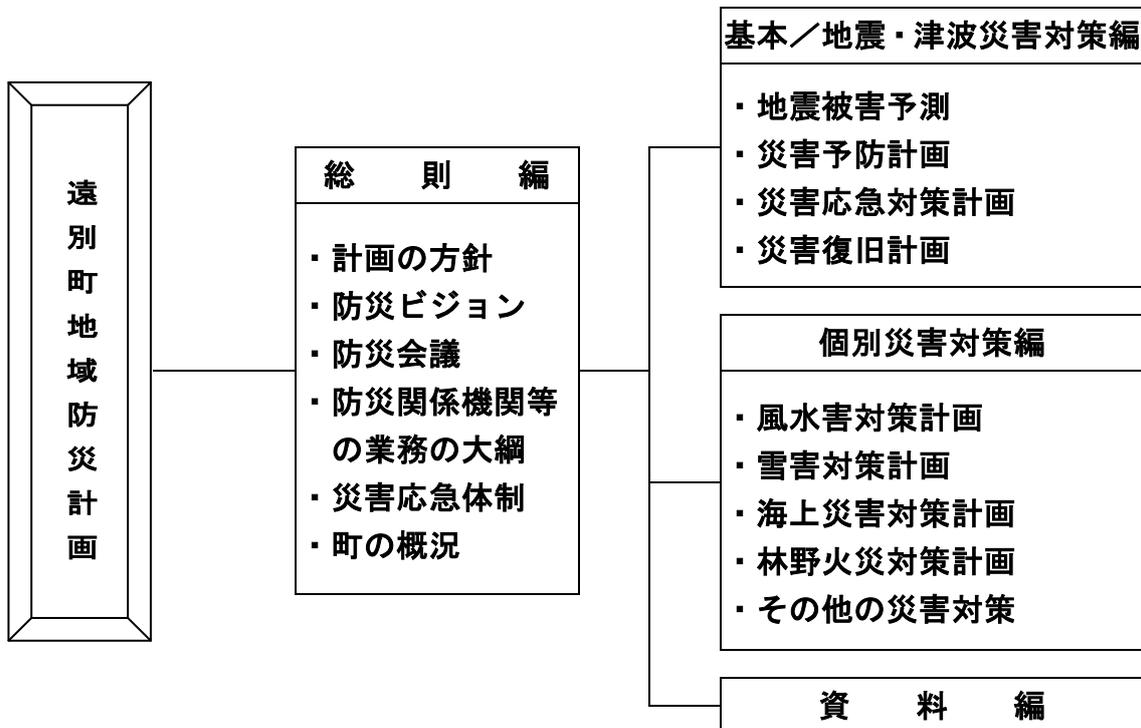


第3項 計画の構成

遠別町地域防災計画は、「総則編」「基本／地震・津波災害対策編」「個別災害対策編」「資料編」の4編で構成する。

各編の記載内容、範囲については、次のとおりである。

計画の構成	記載内容・範囲
総 則 編	町及び防災関係機関等の災害に対する取組みについて、その基本方針を定める。
基本／地震・津波災害対策編	地震被害予測の結果や過去の大規模地震災害等の教訓を基に、地震災害対策をすべての災害対策の基本とし、予防、応急、復旧・復興計画を定める。 災害の状況に応じて、町及び防災関係機関等が、いつ、何を、どのように行動すべきかを具体的に明らかにする。
個別災害対策編	風水害対策、雪害対策、海上災害対策、林野火災対策、その他の災害対策の合計5章から構成される。 各災害対策は、「基本／地震・津波災害対策編」を準用することとなるが、それぞれの災害の特殊要素に応じた必要事項について定める。
資 料 編	「総則編」「基本・地震災害対策編」「個別災害対策編」に係わる資料を掲載する。



第4項 計画の修正

遠別町防災会議は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要に応じて修正を行う。

修正については、概ね、次に掲げる事項について必要があると認めるときに行うものとする。

- | | |
|---|---------------------------------------|
| 1 | 社会、経済の発展に伴い計画が社会生活の実態と著しく遊離したとき。 |
| 2 | 防災関係機関が行う防災上の施策によって計画の変更（削除）を必要とするとき。 |
| 3 | 新たな計画を必要とするとき。 |
| 4 | 防災基本計画の修正が行われたとき。 |
| 5 | その他遠別町防災会議会長が必要と認めたとき。 |

【遠別町地域防災計画の沿革】

昭和39年4月	遠別町地域防災計画策定
平成6年3月	全面改訂
平成16年3月	全面改訂
平成18年6月	災害危険区域の追加を行い、一部の字句について修正
平成19年11月	避難場所の追加を行い、事務分掌など一部の字句について修正

第5項 計画の習熟及び周知

この計画を円滑かつ的確に運用するため、町及び各防災機関は、それぞれの責務を十分果たせるよう訓練等の実施により、この計画の習熟に努める。

また、事業所及び住民等に防災活動の指針としての周知を図るため、あらゆる機会を活用して広報・啓発活動に努める。

第 2 節 遠別町の防災ビジョン

遠別町は、これまで昭和 50 年の豪雨被害、平成 16 年の台風 18 号をはじめ、平成 22 年の大雨災害など、大きな災害に見まわられてきたところであるが、この間、これらの災害を大きな教訓として、道路・河川の改修、下水道の整備、更には消防力の強化に努め「災害に強いまちづくり」に取り組んできたところである。

今後も「災害に強いまちづくり」を推進するために、災害対策の基本方針となる「遠別町防災ビジョン」をここに定め、町、関係機関、住民等が減災の理念から様々な防災対策に取り組み、災害時における迅速で適切な対応ができる組織づくりを進めていくこととする。

防 災 ビ ジ ョ ン

- 1 自主防災組織を中心とした地域防災体制の構築
- 2 要配慮者対策の推進
- 3 情報伝達手段の確立

1 自主防災組織を中心とした地域防災体制の構築

町全体に大きな被害を与える災害においては、住民の地区ごとに自主的かつ組織的な防災活動が極めて重要であり、災害に関する知識の普及啓発を図るとともに、自主防災組織の育成強化に努める。

被害を最小限にするためには、自分の命は自分で守るという「自助」、みんなのまちはみんなで守る「共助」、そして防災関係機関が守る「公助」とが上手にかみ合うことが必要で、そのためには、町、防災関係機関、住民、自主防災会及び事業所が連携を図り、一体となった地域防災体制の構築を図る。

2 要配慮者対策の推進

地域の高齢化問題が、防災においても大きな課題となることを強く認識し、ボランティアや近隣住民と連携し、防災と福祉を組み合わせた、災害に強い地域社会システムを構築し、高齢者や障がい者などの要配慮者対策を推進していく。

3 情報伝達手段の確立

迅速・的確な災害応急対策等には「情報」は必要不可欠である。

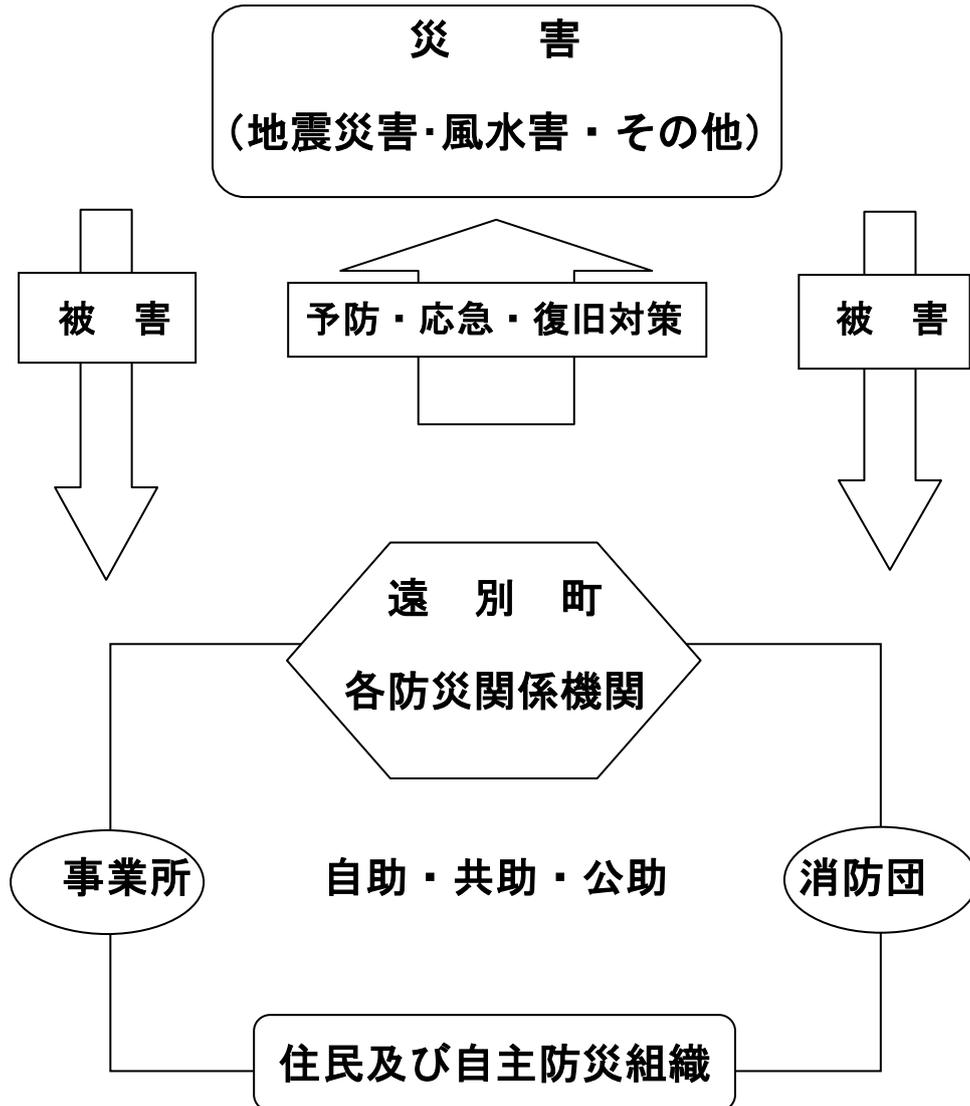
そのために、町及び防災関係機関等は、情報収集ルートの多重化、システムの高度化等による様々な情報通信手段の整備を図り、災害時における通信、情報伝達手段を確立していく。

更には、防災に関するきめこまかい情報の住民への提供と「双方向システム（テレビ電話）」「携帯電話メールサービス（防災メール）」等の整備による災害情報の的確な伝達システムについての的確に運用していく。

また、被災時においては、ハード面ばかりだけでなく「自主防災組織」や「ボランティア」活用等、住民の協働による救援活動、避難所運営等の防災活動が有効に機能できるような地域連携情報ネットワークの構築を図る。

第3節 町及び防災関係機関が行う業務の大綱と住民等の責務

町、防災関係機関、住民及び自主防災組織等は、災害から住民の生命、身体及び財産を守るため、災害対策基本法に基づき、自助・共助・公助を実現し、災害予防・応急・復旧対策にあたらなければならない。



第1項 町及び防災関係機関が行う業務の大綱

遠別町の区域を管轄し、又は区域内に所在する指定地方行政機関、北海道・遠別町、指定公共機関及び公共的団体及び防災上重要な施設の管理者の防災上処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりである。

（1） 遠別町

機 関 名	事 務 又 は 業 務
町 長 部 局	① 町防災会議の事務に関する事。 ② 災害対策本部の設置及び組織の運営に関する事。 ③ 防災組織の整備、資材の確保、その他災害予防に関する事。 ④ 避難の勧告若しくは指示及び避難者の収容に関する事。 ⑤ 被災者に対する食糧、給水及び諸物資の供給に関する事。 ⑥ 清掃、防疫その他保健衛生に関する事。 ⑦ 住宅の応急対策その他保護に関する事。 ⑧ 緊急輸送の確保及び交通等の対策に関する事。 ⑨ 施設及び設備の応急復旧に関する事。 ⑩ 住民の自主防災組織の育成に関する事。 ⑪ 避難行動要支援者に関する事。 ⑫ 防災訓練の計画及び実施に関する事。 ⑬ 災害ボランティアの受入に関する事。 ⑭ 防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動を支援すること。 ⑮ 被災者に対する情報の伝達及びその他住民に対する広報に関する事。 ⑯ その他町の所掌に関する災害予防、災害応急対策及び災害復旧対策の実施
教 育 委 員 会	① 災害時における被災児童及び生徒の救護に関する事。 ② 応急教育の実施に関する事。 ③ 文教施設及び文化財の保全対策の実施に関する事。
町 立 病 院	① 災害時における緊急医療に関する事。 ② 被災時の病人等の収容、保護に関する事。 ③ 災害時における医療防疫対策に関する事

（2） 指定地方行政機関

（指定地方行政機関の地方支分部局、その他の国の地方行政機関で内閣総理大臣が指定するもの）

機 関 名	事 務 又 は 業 務
留萌開発建設部 羽幌道路事務所	① 一般国道区域内の維持修繕及び災害復旧を行うこと。 ② 災害時における所轄国道の交通確保を行うこと。
留萌開発建設部 留萌港湾事務所	① 漁港の整備、災害応急対策並びに災害復旧を行うこと。
北 海 道 農 政 事 務 所 旭 川 地 域 セ ン タ ー	① 災害時における応急用食材の調達及び供給に関する事。 ② 災害応急飼料対策において、要請に応じて応急飼料として飼料作物を供給する等、必要な措置を行うこと。

<p>留 萌 北 部 森 林 管 理 署</p>	<p>① 所轄国有林につき保安林の配置の適正化と施業の合理化を図ること。 ② 所轄国有林の復旧治山並びに予防治山を実施すること。 ③ 林野火災の予防対策をたて、その未然防止を行うこと。 ④ 災害時において町の要請があった場合、可能な範囲において緊急対策及び復旧用材の供給を行うこと。</p>
<p>稚内海上保安部</p>	<p>① 気象予警報の船舶への周知及び災害情報の収集を行うこと。 ② 災害時において船舶の避難誘導及び救助並びに航路障害物の調査、除去指導を行うこと。 ③ 災害時において、被災者、救援物資、人員等の海上輸送を行うこと。 ④ 海上における人命の救助を行うこと。 ⑤ 海上における船舶交通の安全の確保を図ること。 ⑥ 海上における犯罪の予防及び治安の維持を行うこと。</p>
<p>旭川地方気象台</p>	<p>① 気象・地象・水象の観測及びその成果の収集及び発表を行うこと。 ② 気象・地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）・水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説を行うこと。 ③ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努めること。 ④ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行うこと。 ⑤ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発を行うこと。</p>

（3） 陸上自衛隊

機 関 名	事 務 又 は 業 務
<p>陸 上 自 衛 隊 第 2 6 普 通 科 連 隊 (留萌駐屯地)</p>	<p>① 災害予防責任者の行う防災訓練に必要な応じ、部隊等の一部を協力させる部方面隊こと。 ② 災害に関する情報の伝達、収集に関すること。 ③ 災害派遣要請権者の要請に基づき部隊等を派遣すること。</p>

（4） 北海道知事部内

機 関 名	事 務 又 は 業 務
<p>留 萌 振 興 局 地 域 政 策 部</p>	<p>① 留萌振興局地域災害対策連絡協議会に関すること。 ② 防災に関する組織の整備を図り、資材の備蓄その他災害予防措置を図ること。 ③ 災害応急対策及び災害復旧対策の実施に関すること。 ④ 町及び指定地方公共機関の処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け総合調整を図ること。 ⑤ 自衛隊の災害派遣要請に関すること。 ⑥ 災害救助法の適用に関すること。</p>
<p>留 萌 振 興 局 留 萌 建 設 管 理 部 遠 別 出 張 所</p>	<p>① 水防技術の指導に関すること。 ② 災害時において関係河川の水位・雨量の情報の収集及び報告を行うこと。 ③ 災害時において関係公共土木被害の調査を実施すること。 ④ 公共土木施設災害対策の実施に関すること。 ⑤ 被災地の交通情報の収集及び交通路の確保に関すること。</p>

留萌振興局 保健環境部	<ul style="list-style-type: none"> ① 医療施設・衛生施設等の被害報告を行うこと。 ② 災害時における医療救護活動を推進すること。 ③ 災害時における防疫活動を行うこと。 ④ 災害時における給水・清掃等環境衛生活動を推進すること。 ⑤ 食品衛生の指導、監視に関すること。
留萌振興局 森林室	<ul style="list-style-type: none"> ① 林野火災の予防対策に関すること。 ② 所轄道有林の治山に関すること。 ③ 災害時において町の要請による緊急復旧用資材の供給に関すること。 ④ 災害対策上、所轄道有林につき保安林の配置の適正化と施業の合理化に関すること。

（5） 警察

機 関 名	事 務 又 は 業 務
天塩警察署	<ul style="list-style-type: none"> ① 災害時において、住民の避難誘導及び救助、犯罪の予防、交通の規制等を行うこと。 ② 災害の予警報の伝達及び災害情報の収集を行うこと。 ③ その他災害時における治安に関すること。

（6） 消防機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務
北留萌消防組合 消防署遠別支署 遠別町消防団	<ul style="list-style-type: none"> ① 町が行う災害に対する業務の全般的な協力に関すること。 ② 消防活動及び水防活動に関すること。 ③ 人命救助に関すること。 ④ 被災地の二次災害予防及び警戒に関すること。 ⑤ 災害情報の収集及び広報に関すること。 ⑥ その他災害時の消防活動に関すること。

（7） 指定公共機関

（公共的機関及び公益的事業を営む法人で国が指定するもの）

機 関 名	事 務 又 は 業 務
東日本電信電話 (株)北海道支店	① 災害時において、必要に応じて電話の利用を制限し、重要通信の確保を図る。
(株)NTT ドコモ 北海道旭川支店	① 非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じて携帯電話の利用制限を実施し、重要通信の確保に関すること。
北海道電力(株) 天塩営業所	<ul style="list-style-type: none"> ① 電力施設の災害と復旧見込等の周知を図ること。 ② 災害時における電力の円滑なる供給を行うよう努めること。
日本赤十字社 北海道支部 遠別町地区	<ul style="list-style-type: none"> ① 災害時における医療、助産等の救助業務を実施すること。 ② 民間団体及び個人の行う救助活動の連絡調整を行うこと。 ③ 災害義援金の募集を行うこと。
日本郵便(株) 遠別郵便局	<ul style="list-style-type: none"> ① 災害時における郵便輸送の確保及び郵便業務運営の確保を行うこと。 ② 郵便貯金及び簡易保険事業の取扱いに関する非常措置を行うこと。

（7） 指定地方公共機関

（公共的施設の管理者及び都道府県地域において、ガス、輸送その他の公益的事業を営む法人で道が指定するもの）

機 関 名	事 務 又 は 業 務
宗 谷 医 師 会	① 災害時における救急医療を行うこと。
遠別土地改良区	① 土地改良施設の防災対策を行うこと。 ② 農業水利施設の災害応急対策及び災害復旧対策を行うこと。

（8） 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機 関 名	事 務 又 は 業 務
オ ロ ロ ン 農 業 協 同 組 合 遠 別 初 山 別 森 林 組 合 遠 別 漁 業 協 同 組 合	① 共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧対策を行うこと。 ② 被災組合員に対する融資及びその斡旋を行うこと。 ③ 共済金支払いの手続を行うこと。
遠 別 商 工 会	① 災害時における物価の安定及び救援物資、復旧資材の確保について協力すること。 ② 被災商工業者の経営指導及び融資斡旋を行うこと。
一 般 運 送 事 業 者	① 災害時における救援物資の緊急輸送等に関すること。
危 険 物 関 係 施 設 の 管 理 者	① 災害時における危険物の保安に関する措置を行うこと。
遠 別 町 社 会 福 祉 協 議 会	① 災害ボランティアの受け入れ・派遣
避 難 所 管 理 者	① 町が指定する避難所等の管理者は、避難所の適正な管理・運営にあたり、応急対策の実施について協力すること。

第2項 住民、自主防災組織及び事業所の責務

「自らの身の安全は、自らが守る。」

「災害時には、被害の拡大の防止、二次災害の防止に寄与する。」

を防災の基本とする。

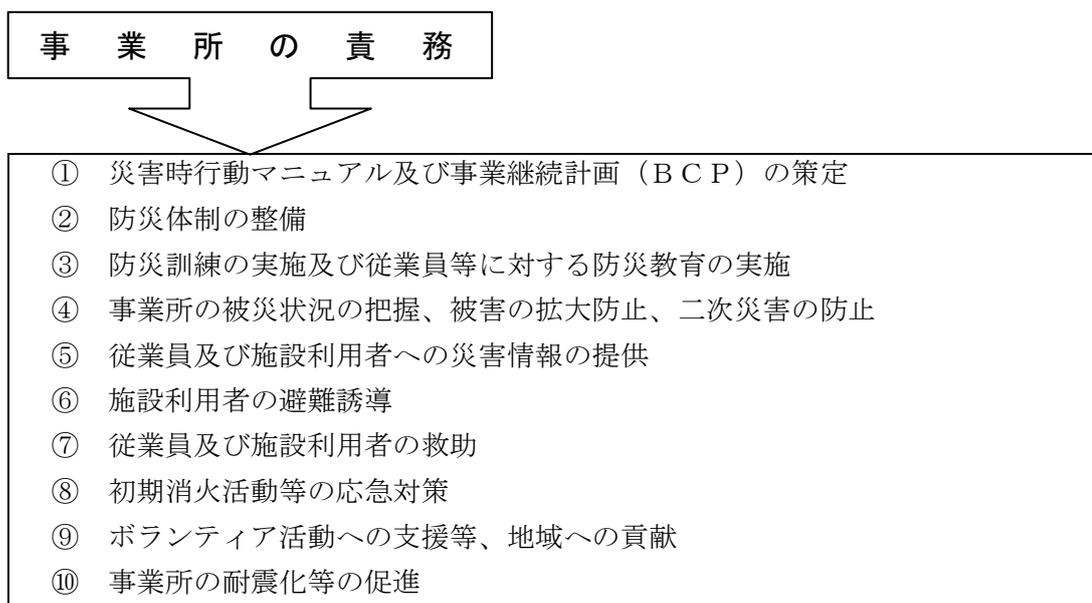
1 住民、自主防災組織及び事業者による地区内の防災活動の推進

- (1) 町内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（以下、「地区居住者等」という。）は、当該地区における防災力の向上を図るため、協働により、防災訓練の実施、物資等の備蓄、避難行動要支援者の避難支援体制の構築等の自発的な防災活動の推進に努めるものとする。
- (2) 地区居住者等は、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、地区防災計画の素案として遠別町防災会議に提案するなど、町との連携に努めるものとする。
- (3) 遠別町防災会議は、地区防災計画の提案が行われたときは、遅滞なく、当該計画提案を踏まえて遠別町地域防災計画に地区防災計画を定める必要性について判断し、必要があると認めるときは、遠別町地域防災計画に地区防災計画を定める。
- (4) 遠別町は、自主防災組織の育成、強化を図るとともに、住民一人一人が自ら行う防災活動の促進により、地域社会の防災体制の充実を図るものとする。

なお、住民、自主防災組織及び事業所が果たすべき責務は、次のとおりである。

住民及び自主防災組織の責務

- ① 避難の方法（避難路、避難場所等）及び家族との連絡方法の確認
- ② 飲料水、食料等の備蓄（3日分程度）、救急用品等の非常持出用品の準備
- ③ 隣近所との相互協力関係の構築
- ④ 災害危険区域等、地域における災害の危険性の把握
- ⑤ 防災訓練、研修会等への積極参加による防災知識、応急救護技術等の習得
- ⑥ 要配慮者（高齢者・障がい者等）への支援
- ⑦ 地域住民の救出活動
- ⑧ 自主防災組織の結成
- ⑨ 避難所の運営に関する支援・協力
- ⑩ 正確な各種防災情報の収集と伝達（デマの防止）
- ⑪ 地域における災害情報の行政への通報
- ⑫ 行政機関の指示等（避難・誘導）の遵守



第3項 災害に対する意識の高揚

町は、住民による自主防災組織設立を積極的に支援し、災害に対する意識の高揚と自主防災組織の組織率向上を図る。

また、防災に関する住民講座の実施、さらに関係機関と連携した防災リーダーの育成を積極的に推し進める。

第2章 防 災 組 織

第2章 防災組織

町及び防災関係機関が、遠別町の地域に係る災害の予防、応急及び復旧対策等の防災諸活動に即応する体制を確立し、災害対策の総合的な運営を図るための組織体制は、次のとおりとする。

第1節 遠別町防災会議

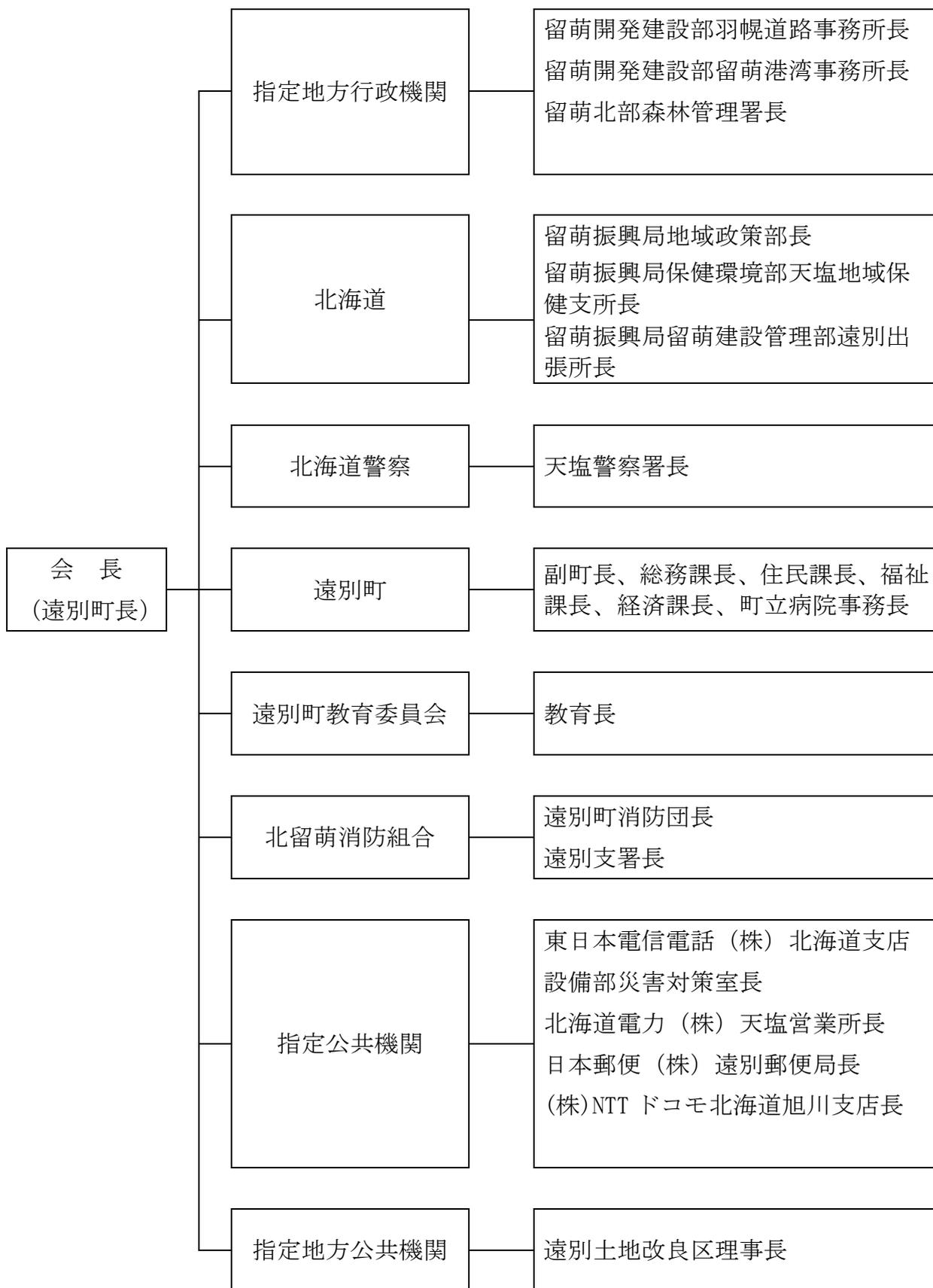
遠別町における防災行政を円滑に運営するための組織として、災害対策基本法第16条第6項の規定に基づき、遠別町防災会議（以下「防災会議」という。）を組織する。

第1項 防災会議の所掌事務

- 1 遠別町地域防災計画を作成し及びその実施を推進すること。
- 2 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- 3 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- 4 水防計画に関すること。
- 5 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

第2項 防災会議の構成

防災会議は、町長を会長とし、遠別町防災会議条例（昭和37年遠別町条例第18号）第3条第5項に規定する次の防災関係機関及び団体をもって組織する。



第3項 防災会議の運営

防災会議の運営は、遠別町防災会議条例の定めるところによる。

第2節 災害応急体制

地震などによる災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、町及び各防災関係機関は、災害応急体制をとり、迅速に応急対策活動を実施する。

本節は、町における災害応急体制について定めたものであるが、各防災関係機関は、各防災業務計画や災害時の活動マニュアル等に基づき、災害応急体制をとり、活動を実施する。

第1項 災害対策本部の設置・廃止

町（総務課）は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、次の基準に従い、原則として役場庁舎2階2号会議室に災害対策本部を設置（災害対策基本法第23条の2第1項及び遠別町災害対策本部条例）し、被害情報の収集等、迅速な災害応急対策を実施する。

災害対策本部長（以下「本部長」という。）は町長、災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は副町長（副町長に事故あるときは、教育長とする。）、災害対策本部員（以下「本部員」という。）は町職員とする。なお、本部長に事故があるとき、副本部長を本部長代理とする。

町（総務課）は、災害の発生するおそれがなくなったとき、又は災害応急対策が概ね完了したときは、災害対策本部を廃止する。

「災害対策本部の設置基準」

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 大規模な災害が発生するおそれがあり、その対策が必要な場合 ② 災害が発生し、その規模及びその範囲から特に対策が必要な場合 ③ 気象、地象、水象についての情報又は警報を受け、対策の必要がある場合 ④ 震度5弱以上の地震が発生した場合 ⑤ 気象庁から津波警報が発表された場合 ⑥ 特別警報が発令された場合 |
|---|

「災害対策本部の廃止基準」

<p>災害の発生するおそれがなくなった場合又は災害応急対策が概ね完了した場合</p>
--

「本部設置の周知」

本部を設置したときは、役場庁舎正面玄関及び本部室前に「本部標識」を掲示するとともに、あらゆる手段を講じて関係者、報道関係機関などに周知する。

- ① 全職員（庁内放送、無線、電話等）
- ② 防災関係機関、留萌振興局及び報道機関（電話等）
- ③ 住民への周知（広報車、電話、街頭放送、報道機関の広報協力、防災行政無線、町HP、テレビ電話、防災メール、災害対応型自動販売機等）

第2項 現地災害対策本部の設置・廃止

町（総務課）は、地震などによる災害が発生し、被災現地において災害応急対策を推進する上で必要があると認めるときは、現地災害対策本部を設置し、災害対策本部等と連携のもと、被害情報の収集・伝達等、迅速な災害応急対策を実施する。

現地災害対策本部は、副本部長、本部員その他の町職員のうちから、本部長が指名する者をもって組織する。

【現地対策本部の役割】

- ・災害現場における指揮
- ・災害対策本部、防災関係機関との連絡調整
- ・その他

また、現地災害対策本部の設置にあたっては、関係機関と十分連携をとり、状況によっては、「合同本部」の設置を検討する。

なお、現地災害対策本部の設置の必要がなくなったときは、廃止する。

第3項 代替本部の設置

役場庁舎が被災し、本部としての機能が維持できないときは、消防支署に代替本部を設置する。

なお、消防支署も使用できない場合については、被害予測や現地の状況等を考慮し、決定する。

第4項 職員の動員・配備

町は、地震などによる災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、次の基準に従い職員を動員し、迅速に応急対策活動を実施する。

各対策部長は、災害時活動要領等を作成し、あらかじめ職員の動員人員・配置要員について定める。

	区分	配備基準	主な対応内容	参集範囲
災害対策本部設置前	注意配備 (準備)	<ul style="list-style-type: none"> 震度3以下の地震 沿岸部に津波注意報 気象警報及び注意報 局地的な災害の発生が予想 	<ul style="list-style-type: none"> パトロール 気象情報等の収集 関係機関等との連絡 必要な体制整備 次の体制へ移行準備 	総務班 (防災担当職員) (第1非常配備要員は待機)
	↓ 第1非常配備 (警戒)	<ul style="list-style-type: none"> 震度4の地震 沿岸部に津波注意報 気象警報等で配備が必要となった場合 局地的な災害の発生が予想 局地的な災害の発生 	<ul style="list-style-type: none"> パトロール 気象情報等の収集 被害情報の収集伝達 関係機関等との連絡 応急措置の実施 必要な体制整備 次の体制へ移行準備 	総務班(防災担当職員)・管理職以上 (その他の職員は待機及び自主参集)
災害対策本部設置後	↓ 第2非常配備 (出動)	<ul style="list-style-type: none"> 震度5弱又は5強の地震 沿岸部に津波警報 特別警報の発令(大雨、暴風、暴風雪等) 広域な災害の発生が予想 相当規模の災害の発生 風水害による被害発生 予想外の重大な災害発生 	<ul style="list-style-type: none"> 災害対策業務全般 被害の把握と公表 必要な体制整備 必要に応じた応援要請 次の体制へ移行準備 	係長以上の職員 全対策班の所属長及び応急対策等に必要の職員
	↓ 第3非常配備 (非常出動)	<ul style="list-style-type: none"> 震度6弱以上の地震 沿岸部に大津波警報 地震又は津波による災害発生 広域な災害の発生 被害が甚大と認められる場合 	<ul style="list-style-type: none"> 災害時の活動全般 迅速な応援要請 〔周辺自治体及び自衛隊等〕 救助救出 避難所の開設と運営 	全職員

1 休日・時間外の動員・配備

休日などの勤務時間外に災害が発生したときは、町職員は、非常配備編成計画に従い、所属又は配置先へ参集する。

<ul style="list-style-type: none"> 震度3以下の地震 気象警報 	注意配備要員は自主参集(※)、第1非常配備要員は待機
<ul style="list-style-type: none"> 震度4の地震 津波注意報 	第1非常配備要員、その他の職員は待機・自主参集(※)
<ul style="list-style-type: none"> 震度5弱又は5強の地震 津波警報 特別警報の発令 	第2非常配備要員(係長職以上)、その他の職員は待機・自主参集(※)
<ul style="list-style-type: none"> 震度6弱以上の地震 大津波警報 地震又は津波発生による災害発生 	全職員

※ 自主参集は、地震災害等の場合において、各配備要員が、テレビ又はラジオ等による情報や被害の状況から自己判断し、それぞれの所属又は配置先に参集することとする。

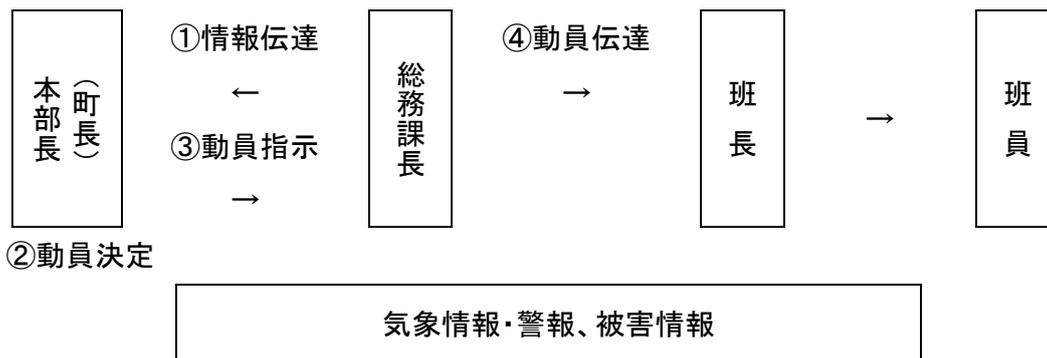
なお、それぞれの所属又は配置先に直行することが困難な場合は、最寄りの公共施設に参集することとする。この場合においては、各課長等に速やかに連絡する。

2 動員・配備の連絡体制

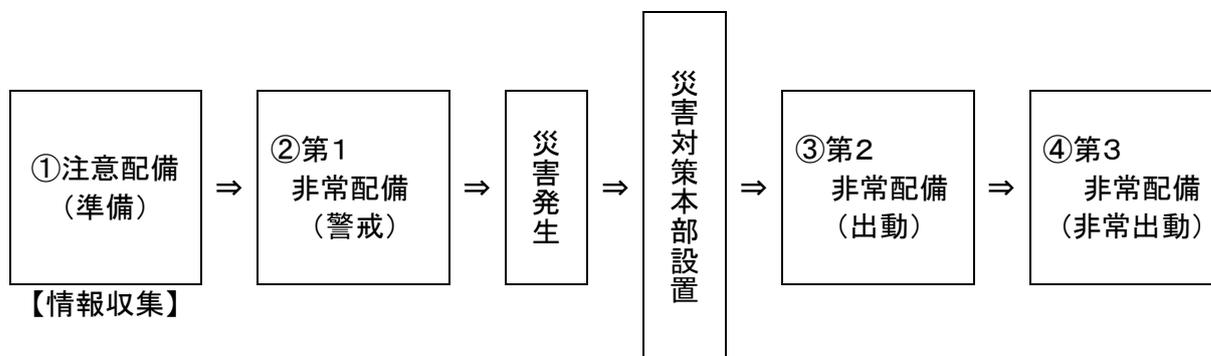
地震などによる災害が発生したときは、動員・配備の連絡は、本部長（町長）から総務班長を通じ、各対策班長へ伝える。

各対策班長は、本部長の指示に基づき職員を配備した時は、総務班長が取りまとめ、速やかに本部長に報告するものとする。

勤務時間内及び地震（自主参集）以外の場合において、各班で必要な職員を動員する場合は、次の系統による。

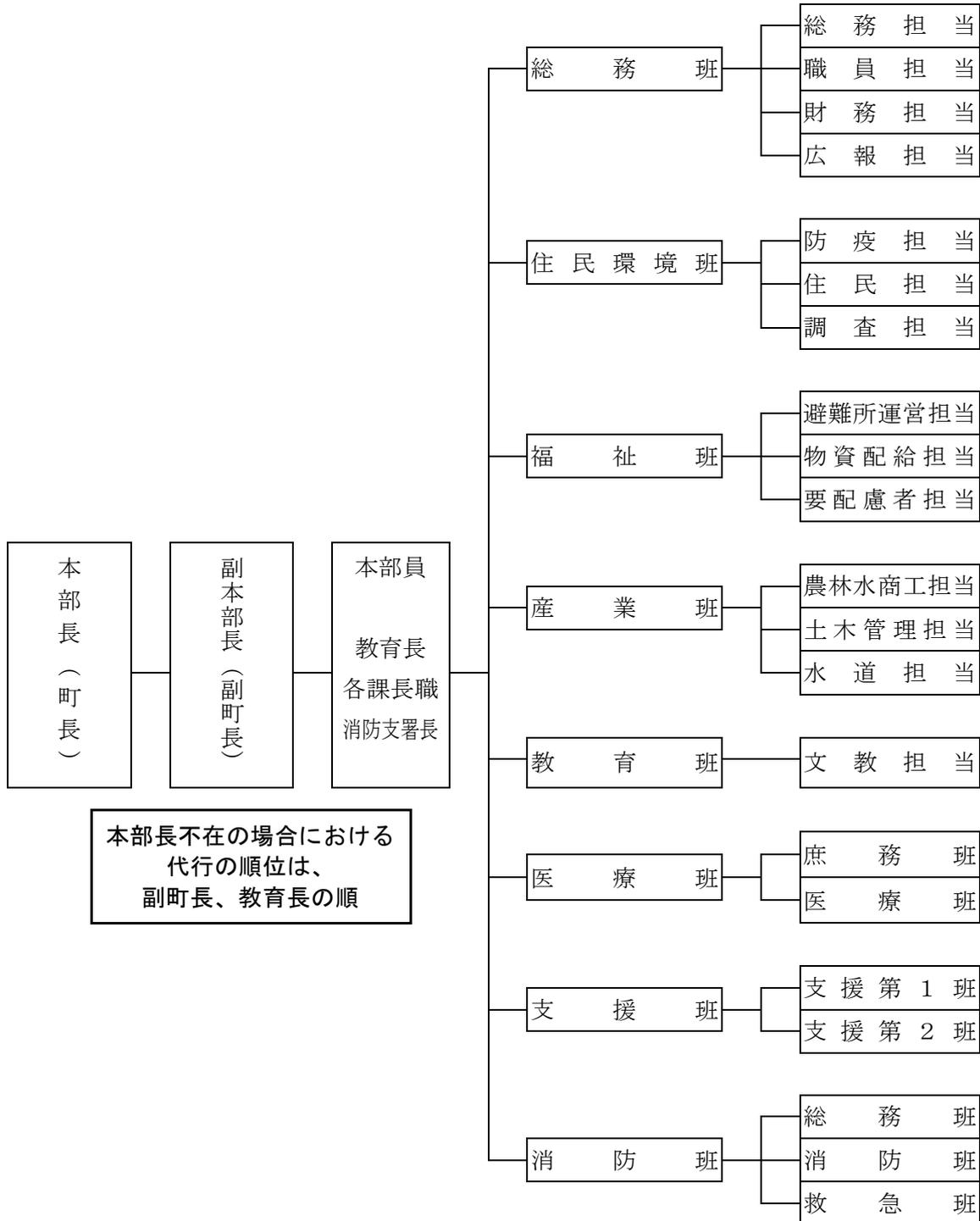


* 配備体制の基本的な流れ（各対策班の配備計画に基づき実施）



3 災害対策本部の組織

本部に班及び担当を置き、班及び担当の名称は次のとおりとする。



4 災害対策本部の事務分掌

班	担当 (◎チーフ、○サブチーフ)	事 務 分 掌
総務班 (総務課長)	<p>総 務 担 当</p> <p>◎企画振興係長</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策の総括に関する事 2 防災会議及び防災関係機関との連絡調整に関する事 3 災害対策本部の庶務及び各部との連絡調整に関する事 4 本部員会議に関する事 5 非常配備指令等の伝達に関する事 6 気象情報の収集・伝達に関する事 7 避難者の緊急輸送に関する事 8 災害用車両の調達に関する事 9 災害状況の取りまとめに関する事 10 国・道に対する要請及び報告に関する事 11 自衛隊の派遣要請に関する事 12 備蓄食糧及び資機材等の管理に関する事 13 避難勧告又は避難指示の発令に関する事 14 避難所の開設に関する事（遠別農業高等学校） 15 他部及び他班に属さない事
	<p>職 員 担 当</p> <p>◎総務係長</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 総務担当への支援に関する事 2 所管施設（本庁舎）の被害状況調査に関する事 3 所管施設の災害応急対策及び復旧対策に関する事 4 各班の非常配備人員の把握及び調整に関する事 5 災害復旧・警戒に携わる職員の衣服、食糧及び寝具等の調達・供給に関する事
	<p>財 務 担 当</p> <p>◎財政係長</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 総務担当への支援に関する事 2 災害予算の編成、経理及び資金の調達に関する事 3 避難所の運営管理・避難者名簿の作成に関する事（農業振興センター）
	<p>広 報 担 当</p> <p>◎広報交通係長</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 総務担当への支援に関する事 2 災害時の記録写真に関する事 3 災害の情報収集に関する事 4 住民の安否確認及び行方不明者の捜索に関する事 5 住民に対する警報・避難勧告等の周知及び広報に関する事 6 災害対策本部が発表又は依頼等をする広報活動及び報道機関との連絡調整に関する事

班	担当 (◎チーフ、○サブチーフ)	事務分掌
住民環境班 (住民課長)	防疫担当 ◎生活環境係長	1 災害時における廃棄物の処理に関する事 2 防疫に関する事 3 感染症等の予防に関する事 4 保健所との連絡調整に関する事 5 死体の収容処理及び埋葬に関する事 6 被災地における環境保全対策に関する事 及び公害対策に関する事 7 避難所の運営管理に関する事（遠別農業高等学校）
	住民担当 ◎住民係長	1 り災証明の発行に関する事 2 調査担当への支援に関する事 3 避難所の運営管理及び避難者名簿の作成に関する事に 関する事（遠別農業高等学校）
	調査担当 ◎税務係長	1 被災地域住民の避難誘導に関する事 2 被災世帯及び被災住家の被害状況の調査に関する事 3 被災台帳の作成及び状況報告に関する事 4 避難所の運営管理に関する事（遠別農業高等学校）
福祉班 (福祉課長)	避難所運営担当 ◎福祉係長 ○幼児センター園長	1 被災者の収容及び避難所の開設（幼児センター）と運営管理に 関する事（広報担当との連絡調整により実施） 2 所管施設及び社会福祉施設の被害状況調査、災害応急対策 及び復旧対策に関する事 3 被災者に対する生活援護に関する事 4 災害救助法の事務の総括に関する事 5 日本赤十字社に対する協力要請及び連絡調整に関する 事 6 被災者に対する災害弔慰金及び見舞金等に関する事 7 防災ボランティアの受入及び調整に関する事
	物資配給担当 ◎保険係長	1 避難所運営担当への支援に関する事 2 救援物資及び災害義援金等の受付及び配分に関する事 3 被災者に対する食糧及び諸援護物資の支給に関する事
	要支配慮者担当 ◎包括支援係長 ○保健指導係長	1 避難所運営担当への支援に関する事 2 要配慮者の安否確認等に関する事 3 避難所生活の支援に関する事 4 被災者及び避難所に対する保健指導及び栄養指導に 関する事

班	担当 (◎チーフ、○サブチーフ)	事務分掌
産業班 (経済課長)	<p>農林水商工担当</p> <p>◎農林係長 ○商工水産係長</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難所の開設に関すること（農業振興センター） 2 所管施設の被害状況調査に関すること 2 所管施設の災害応急対策及び復旧対策に関すること 3 農林水産業の被害調査及び応急対策に関すること 4 災害時における農林水産関係資金の融資に関すること 5 林野火災の予消防に関すること 6 災害時における農林水産関係機関との連絡調整に関すること 7 被災地の家畜の防疫に関すること 8 災害時における商工業者の被害調査に関すること 9 被災商工業者等の資金対策に関すること 10 観光客の避難対策に関すること 11 応急主要食糧の調達に関すること 12 応急衣料、燃料その他生活必需品の調達に関すること 13 船舶、水難救助に関すること 14 救助物資等の海上運送に関すること
	<p>土木管理担当</p> <p>◎管理係長 ○技術係長</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路、河川、橋梁及び堤防等の保護及び応急対策に関すること 2 市街地の浸水防止対策に関すること 3 水害危険区域、急傾斜地の警戒巡視に関すること 4 道路の通行禁止の区域及び制限の措置の総合調整に関すること 5 所管施設の被害状況調査に関すること 6 所管施設（道路、河川、橋梁、公営住宅等）の災害応急対策及び復旧対策に関すること 7 応急作業用車両等の確保及び応急資機材の調達に関すること 8 応急仮設住宅の建設に関すること 9 公営住宅の応急利用に関すること 10 建築物の二次災害防止のための緊急措置に関すること 11 災害時の建築相談及び指導に関すること 12 公共建築物の災害応急工事に関すること
	<p>水道担当</p> <p>◎水道係長</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設（上下水道施設等）の被害状況調査に関すること 2 所管施設の災害応急対策及び復旧対策に関すること 3 応急作業に必要な資機材の確保及び輸送に関すること 4 水質の保全及び水源河川の状況調査に関すること 5 飲料水の確保に関すること 6 応急給水に関すること 7 資材の購入及び払い出しに関すること 8 給水の広報に関すること 9 応急作業従事者の応援要請に関すること

班	担当 (◎チーフ、○サブチーフ)	事 務 分 掌
教育班 (教育次長)	文 教 担 当 ◎学校教育係長 ○社会教育係長 ○学校給食係長 ○管理指導係長	1 教育委員会所管施設の避難所の開設（遠別小学校）と運営管理及び避難者名簿の作成に関する事 2 教育委員会所管施設の被害状況調査、応急対策及び復旧に関する事 3 災害時における児童・生徒の避難等の安全確保に関する事 4 児童・生徒の被災状況の調査に関する事 5 被災児童・生徒の給食及び学用品の給与に関する事 6 教職員の協力調整に関する事 7 文化財の保護に関する事 8 救護担当の行う炊き出し等の支援協力に関する事 9 必要に応じ、災害従事者等への炊き出し等の支援協力に関する事
医療対策部 (事務長)	庶 務 担 当 ○総務係長	1 医療救護所の開設及び運営に関する事 2 医師会等との連絡調整に関する事 4 救急医療用具、医薬品等の確保に関する事 5 病院施設の被害状況調査及び応急対策に関する事
	医 療 担 当 ◎院長 ○看護師長	1 傷病者の収容、手当その他応急医療に関する事
支援班 (出納室長)	支 援 第 1 班 ◎議会事務局長 ○議会事務局係長 支 援 第 2 班 ○出納係長	1 避難所の運営等の支援協力に関する事 2 本部連絡員への支援協力に関する事 3 その他各班各担当への支援協力に関する事

部	班 (◎班長、○副班長)	事 務 分 掌
消防班 (消防支署長)	北留萌消防組合消防署 遠別支署 ◎主幹 ○庶務係長	<ol style="list-style-type: none"> 1 消防対策本部の設置及び運営に関すること 2 災害対策本部及び関係機関との連絡調整に関すること 3 災害応急物品資材の手配調達に関すること 4 公務災害補償に関すること。 5 応援協定に基づく要請に関すること 7 情報の収集及び整理に関すること 8 大規模災害通報及び広報に関すること 9 火災原因、被害調査及び報告に関すること 10 避難誘導に関すること 11 被害情報収集及び広報に関すること 12 消防活動及び水防活動に関すること 13 人命救助、救急に関すること 14 被災地の二次災害予防及び警戒に関すること 15 消防職員、団員の運用に関すること 16 消防通信の統制及び保守に関すること 17 消防資機材の保全、管理に関すること 18 応援部隊との連絡調整に関すること

※ 各班の編成及び所掌事務については、原則として表のとおりとするが、災害状況等により部内で調整、編成替えを行い、適切な活動を行うものとする。

この場合、部内での変更分担事務は各部長が定め、指示するとともに本部長へ報告するものとする。

※ 災害の状況により必要と認めるときは、本部長は表と異なる編成を各部・班に指示することができるものとする。

※ **本部との連絡員（災害情報連絡員）の指定**

各班長は、当該対策班の班員内から連絡員を指定し、各班における災害情報を可能な限り収集し、取りまとめ、総務班へ報告するものとする。（表① 参照）

表① 連絡員（災害情報連絡員）一覧表

対策部	連絡員（災害情報連絡員）
総務班	総務課総務係員
福祉班	福祉課包括支援係員
住民環境班	住民課税務係員
経済班	経済課農林係員
教育班	教育委員会社会教育係員
医療班	町立病院総務係員
消防班	遠別支署消防職員

第3章 遠別の概況

第3章 遠別町の概況

第1節 自然条件

第1項 位置及び面積

最東端	東経	142° 06′ 57″
最西端	東経	141° 45′ 47″
最南端	北緯	44° 21′ 17″
最北端	北緯	44° 50′ 43″

東西	27.5 km
南北	51.6 km
面積	590.86 km ²

第2節 地勢及び社会条件

第1項 地勢及び社会条件

遠別町は、北海道の北部に位置し、東にピッシリ岳（1,031m）を主峰とする天塩山地を境に、雨竜郡幌加内町、中川郡中川町に接し、南は苫前郡初山別村及び羽幌町、北は天塩郡天塩町に隣接しています。西は洋々たる日本海に面して、東西27.49km、南北51.05km、面積590.86km²の広さを有しています。

地形的には、西に向かってゆるやかな傾斜をなし、その間を数流の河川が東西に流れ、日本海に注いでいます。特にピッシリ岳に源を発する遠別川は延長80kmにわたり、その流域は地味肥沃で農耕に適し、本町稲作の中核地帯であります。海岸沿いは、平坦で泥炭地帯であり、一部畑作を除き、大部分は酪農業を営んでいます。南部、北部の小河川流域の平坦地では、酪農業、畑作に大別されるが、単一的作目経営から複合経営への転換が図られつつあります。

気候は、海洋性気候で対馬海流の影響により比較的温和で、特殊な気象年を除いては農作業に及ぼす影響は少ないです。

しかし、冬期間において日本海から吹きつける季節風は、地吹雪による視界不良で通行止めをもたらすこともあります。

明治30年、開拓の鋤が入れられて以来、福井・愛知・千葉・熊本県等の団体入植を始め、個人移住者も続々入植し、日本における水稻北限の地として農業を営み、また、ヒラメ産地として漁業振興も図られてきました。本町の漁業は、北海道をはじめ国に対しても大きく寄与していることから、漁港施設が被害を受けると大きな影響があるため、災害時には早期に漁業活動を再開させる必要があります。

総面積の87%が山林で占められ、耕地は遠別川沿いの平坦地と日本海沿いの泥炭地に大別することができます。

本町は、主要河川である遠別川水系と、南はオタコシベツ川水系、北はウツツ川水系に沿って開けた町であり、大小20に及ぶ集落が散在していますが、少子高齢化の時代とともに学校の統廃合、郵便局の廃止と離農等が相次ぎ、集落の形態を維持するのが困難な集落が生じてきています。

今後も一層、高齢化が進むことが予想され、更には地域の防災を担う若年層が減少し、避難行動要支援者対策を含め、防災上の重要な課題となっています。

遠別町の年齢別人口（国勢調査結果）

年次	人 口 (人)				割 合 (%)		
	総 数	0～14 歳	15～64 歳	65 歳以上	0～14 歳	15～64 歳	65 歳以上
昭和40年	8,652	3,037	5,163	452	35.1	59.7	5.2
50	5,739	1,531	3,708	500	26.7	64.6	8.7
60	4,900	987	3,295	618	20.1	67.3	12.6
平成 7年	3,912	601	2,478	833	15.4	63.3	21.3
12	3,683	489	2,247	947	13.3	61.0	25.7
17	3,421	426	1,943	1,052	12.5	56.8	30.7
22	3,084	371	1,656	1,057	12.0	53.7	34.3

第3節 災害履歴

過去の主な災害は、次のとおりである。（過去の災害記録は、資料編に記載）

発 生 年 月 日	種 別	被 害 内 容
昭和50年9月 6, 8～9日	豪 雨	床下浸水 114棟 農業被害（田5ha、畑1,447ha） 河川決壊（10ヶ所） 道路決壊（30ヶ所）
昭和56年 8月 3日 ～ 5日	豪 雨	農業被害（田15ha、畑165ha） 河川決壊（3ヶ所） 道路決壊（1ヶ所）
昭和56年 8月23日	台風15号	住家一部破損 24棟 農業被害（田20ha、畑70ha） など
平成4年7月30日 ～31日	大 雨	床下浸水 8棟 農業被害（田4ha、畑33ha） 農業用水路決壊 7ヶ所 河川決壊 2ヶ所 道路決壊 7ヶ所
平成16年9月8日	台風18号	住宅被害163件（半壊6棟、一部破損79棟、倉庫等78棟） 農業被害（農作物、営農施設ほか） 漁業被害（ホタテ養殖籠、定置網ほか） 商工業被害（商工業施設関係）
平成22年8月13日 ～14日	大雨	床上浸水 5棟 床下浸水 4棟 牛舎被害 5ヶ所

基本／地震・津波災害対策編

第1章 地震被害予測

基本／地震・津波災害対策編

第1章 地震・津波被害予測

本章は、北海道地域防災計画、から地震・津波予測結果の概要を掲載したものである。この予測結果については、本章以降に記載する各対策に反映させていくこととする。

第1項 目的

「地震・津波被害予測」の目的は、町の周辺で発生する可能性のある地震を想定し、その地震による被害（建物倒壊、人的被害等）を予測することにより、被害の程度と地域特性を把握することである。

町は、この予測をもとに、町が備蓄する物資量を設定し、地震直後に被害の発生する確率が高い地域を予測し、更に、迅速に応急対策活動を行うための計画を策定するなど、より現実的な計画の策定を目指す。

第2項 想定地震

町に被害を最も大きい被害を及ぼすと考えられる地震は、北海道地域防災計画を参考として、次の地震を設定した。

遠別町の想定地震

北西沖（沿岸側） 北緯 46 度 東経 141 度 M7.8 程度

■北海道北西沖地震

北海道の北西沖に地震が発生していない空白域があり、約 2 1 0 0 年以上にわたって地震が発生した記録がない。その間、地震エネルギーをため続けていることを示している。大きな地震が発生しやすい状態になっていることが考えられる。

*平成 2 1 年度津波シュミレーション及び被害想定調査業務報告書より

○北海道北西沖（マグニチュード 7. 8 程度）

今後 3 0 年以内の発生確率 0. 0 0 6 ～ 0. 1 %程度

今後 5 0 年以内の発生確率 0. 0 1 ～ 0. 2 %程度

第3項 津波危険域の予測

北海道北西沖（沿岸側）の地震を想定し、平成21年度に北海道が行った津波浸水予測調査の結果によると、想定地震の中で最も危険性が高いのは、北海道北西沖（沿岸側）の地震で、北里での最大遡上高（津波が陸地に乗上げて到達する最高の標高）は、6.27mとなっている。

また、一番早く津波が到達する、第一波ピーク到達時間は、北里で地震発生後27分となっている。

■津波シュミレーション及び被害想定調査業務報告書より

《被害想定（構造物の効果なし）》

①建物被害	全壊	16棟
	半壊	23棟
	床上	89棟
	床下	55棟
②人的被害	死者	2人
	重傷者	2人
	中傷者	6人
③道路被害	30.32km (本町1～3丁目、富士見、金浦、歌越)	
④ライフライン被害	下水道施設1ヶ所	

《被害想定（構造物の効果あり）》

①建物被害	全壊	7棟
	半壊	13棟
	床上	57棟
	床下	63棟
②人的被害	死者	1人
	重傷者	1人
	中傷者	3人
③道路被害	24.43km (本町1～3丁目、富士見、金浦、歌越)	
④ライフライン被害	下水道施設1ヶ所	

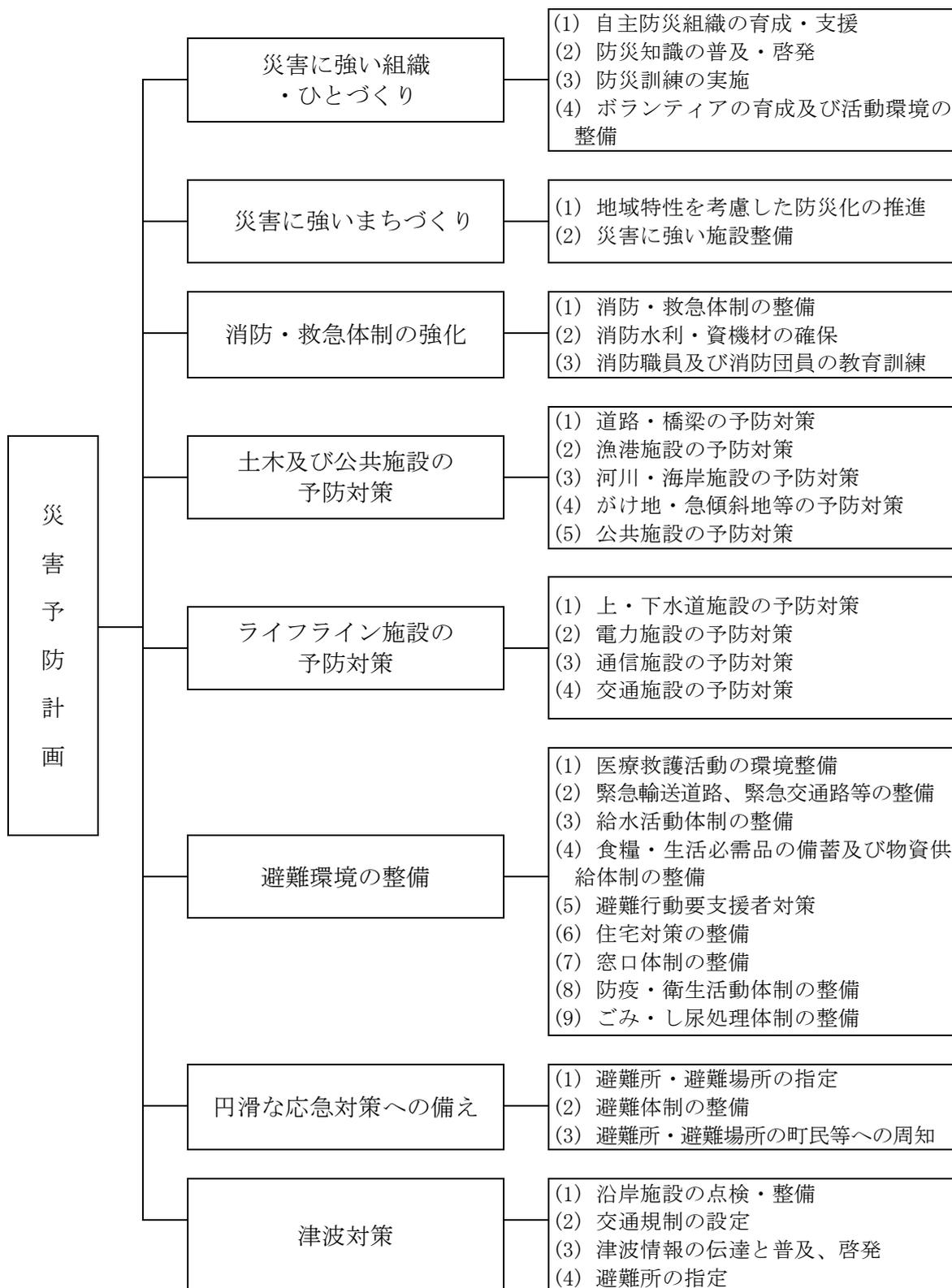
第2章 災害予防計画

第2章 災害予防計画

本章は、町域への大規模な地震・津波災害や台風、集中豪雨等による風水害等の発生に備え、町及び各防災関係機関等が実施する対策の基本方針、対策項目及び実施責任者等の基本事項について定めたものである。

災害予防の体系は、次のとおりである。

災害予防計画の体系



第1節 災害に強い組織・ひとづくり

町は、地震などによる災害に備え、住民一人ひとりが参加する自主防災組織活動の推進、町職員や防災関係機関職員、住民や事業所に対する防災知識の普及・啓発、ボランティアの育成支援等を実施し、町や防災関係機関、住民、事業所等が一体となった災害に強い、組織・ひとづくりを推進する。

第1項 自主防災組織の育成・支援

町は、地域住民が地域の防災活動を行えるよう、住民一人ひとりが参加する自主防災組織の活動と組織の育成を支援し、災害発生の防止と災害発生時の被害を最小限にとどめるよう努める。

1 自主防災組織の活動内容

自主防災組織の活動内容は、次のとおりである。

平常時	<ul style="list-style-type: none"> ① 防災知識の普及及び防災訓練の実施 ② 災害危険箇所等の把握 ③ 要配慮者（高齢者・障がい者等）の把握 ④ 防災用資機材の整備・点検
災害時	<ul style="list-style-type: none"> ① 被害情報の収集・伝達 ② 出火の防止及び初期消火 ③ 救出・救護活動及び応急手当の実施 ④ 避難情報の周知徹底・率先避難者による避難誘導 ⑤ 給食・救護物資の配布及びその協力

2 事業所の活動

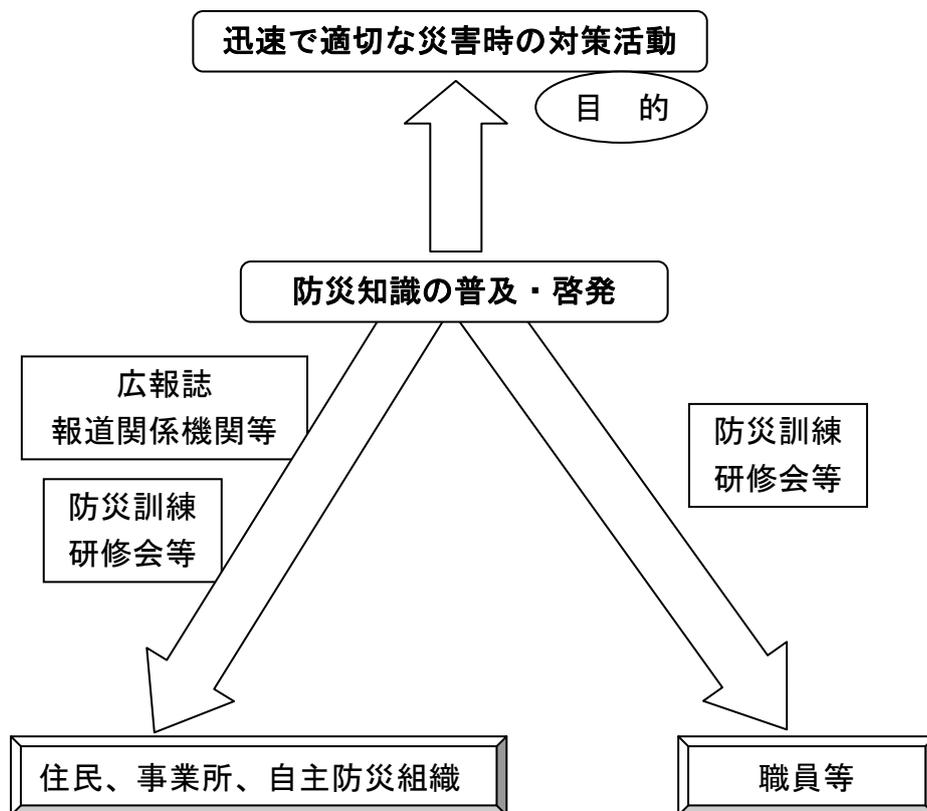
事業所は、従業員や利用者等の安全の確保を図るとともに、地域の災害を最小限にとどめるよう、防災活動に協力するものとする。

<ul style="list-style-type: none"> ① 所管施設の迅速な復旧 ② 従業員や利用者等の安全の確保 ③ 被害状況の把握、被害の拡大防止、二次災害の防止 ④ 防火対象物における消防計画の作成 ⑤ 避難等の応急活動への協力 ⑥ 消火、通報及び避難訓練の実施

第2項 防災知識の普及・啓発

町（総務課）は、災害発生時に適切な行動がとれるよう、防災関係機関と協力して広報活動や各種防災訓練を実施し、町職員、住民、事業所及び自主防災組織に対しても防災知識の普及・啓発を行う。

また、町、防災関係機関、住民、事業所及び自主防災組織は、効果的な災害応急対策の実施を図るため、災害に関する基礎知識や災害対策について、自ら習得に努めるものとする。



1 職員に対する防災教育

町職員は、研修会等を活用し、災害に関する基礎知識や予防・応急・復旧対策活動等、防災活動全般について学び、各災害対策部・班それぞれが、実施すべき事項の把握に努める。

[重点事項]

- ① 遠別町地域防災計画等の習得
- ② 防災関係職員としての心構え
- ③ 災害に関する基礎知識
- ④ 町の災害に対する危険度と地域特性の把握
- ⑤ 予防・応急・復旧対策活動の概要と時系列による整理
- ⑥ 各災害対策部の役割分担と非常配備の対応内容
- ⑦ 災害情報の収集・伝達の方法

2 住民及び事業所に対する防災知識の普及

町（総務課）は、住民及び事業所への防災教育については、防災講演会の実施や防災展の開催、更には、防災広報や新聞などの報道機関等を通じて、災害時の混乱をできるだけ回避し、的確な判断や行動がとれるよう知識の普及を図る。

[重点事項]

- ① 遠別町地域防災計画等の周知
- ② 災害に関する基礎知識
- ③ 警戒情報と避難勧告・指示に関する事項
- ④ 生活必需品の備蓄
- ⑤ 防災安心情報（避難所、避難地等）に関する案内
- ⑥ 災害情報等の入手方法
- ⑦ 救助・救護及び救命処置に関する基礎知識と心構え
- ⑧ 要配慮者（高齢者、障がい者等）への配慮

第3項 防災訓練の実施

町、防災関係機関及び自主防災組織は、住民等の協力を得て、各種の防災訓練を行うものとする。

また、日頃の研修等から得られた防災知識を基に、災害時に迅速かつ的確な応急対策活動を実施するため、繰り返し訓練を重ねるとともに、防災訓練実施後に、訓練内容についての検証を行い、その問題点を協議し、応急対策活動の充実を図るものとする。

各種防災訓練

1 地域防災訓練

自主防災組織（町内会等）や周辺住民一人ひとりが積極的に参加し、警察や消防関係機関の協力の基に、消火訓練、応急救護、避難等の基本的な訓練を行う。また、この訓練により、地域の防災に対する意識の高揚やコミュニティの連携の強化を図る。

【訓練項目】

- | | | |
|----------|-----------|---------------|
| ① 初期消火訓練 | ③ 避難・誘導訓練 | ⑤ 高齢者や障がい者の把握 |
| ② 応急救護訓練 | ④ 炊き出し訓練 | ⑥ その他 |

2 遠別町及び防災関係機関の訓練

遠別町や防災関係機関は、各機関との連携を図り、災害発生前の情報収集体制や災害直後の職員の混乱や初動・動員体制の遅れを最小限にとどめ、迅速かつ的確な応急対策活動を行うため、非常参集や災害通信連絡訓練等を行う。この訓練により、遠別町の災害対策本部をはじめとする各本部の機能強化を図る。

【訓練項目】

- | | | |
|----------------|----------|--------|
| ① 災害対策本部の設置・運営 | ④ 非常参集訓練 | ⑦ 消防訓練 |
| ② 災害通信連絡訓練 | ⑤ 避難救助訓練 | ⑧ 図上訓練 |
| ③ 報道関係機関との連携 | ⑥ 水防訓練 | ⑨ その他 |

3 事業所・施設等における訓練

事業所や学校・病院・社会福祉施設等は、避難・誘導、救助等の定期的な訓練を実施する。

【訓練項目】

- | | | |
|--------|-----------|-------|
| ① 消火訓練 | ③ 避難・誘導訓練 | ⑤ その他 |
| ② 通報訓練 | ④ 救助・救出訓練 | |

4 応援協定に基づく訓練

協定締結先と応援の実施についての訓練を行う。

協力・支援・団結

5 防災総合訓練

大地震や津波の発生又は大火の発生を想定し、遠別町や自衛隊、警察等の各防災関係機関や各施設管理者、一般住民をはじめとする自主防災組織やボランティア等は、各種防災訓練を生かし、防災総合訓練を実施する。また、この訓練により災害時における協力・支援体制を確立し、一致団結して実践的な応急災害対策活動の実現を図る。

【訓練項目】

- | | | |
|----------------|-----------|------------|
| ① 災害対策本部の設置・廃止 | ④ 炊き出し訓練 | ⑦ 各種事故処理訓練 |
| ② 災害通信連絡訓練 | ⑤ 応援部隊の要請 | ⑧ その他 |
| ③ 消火訓練 | ⑥ 交通規制 | |

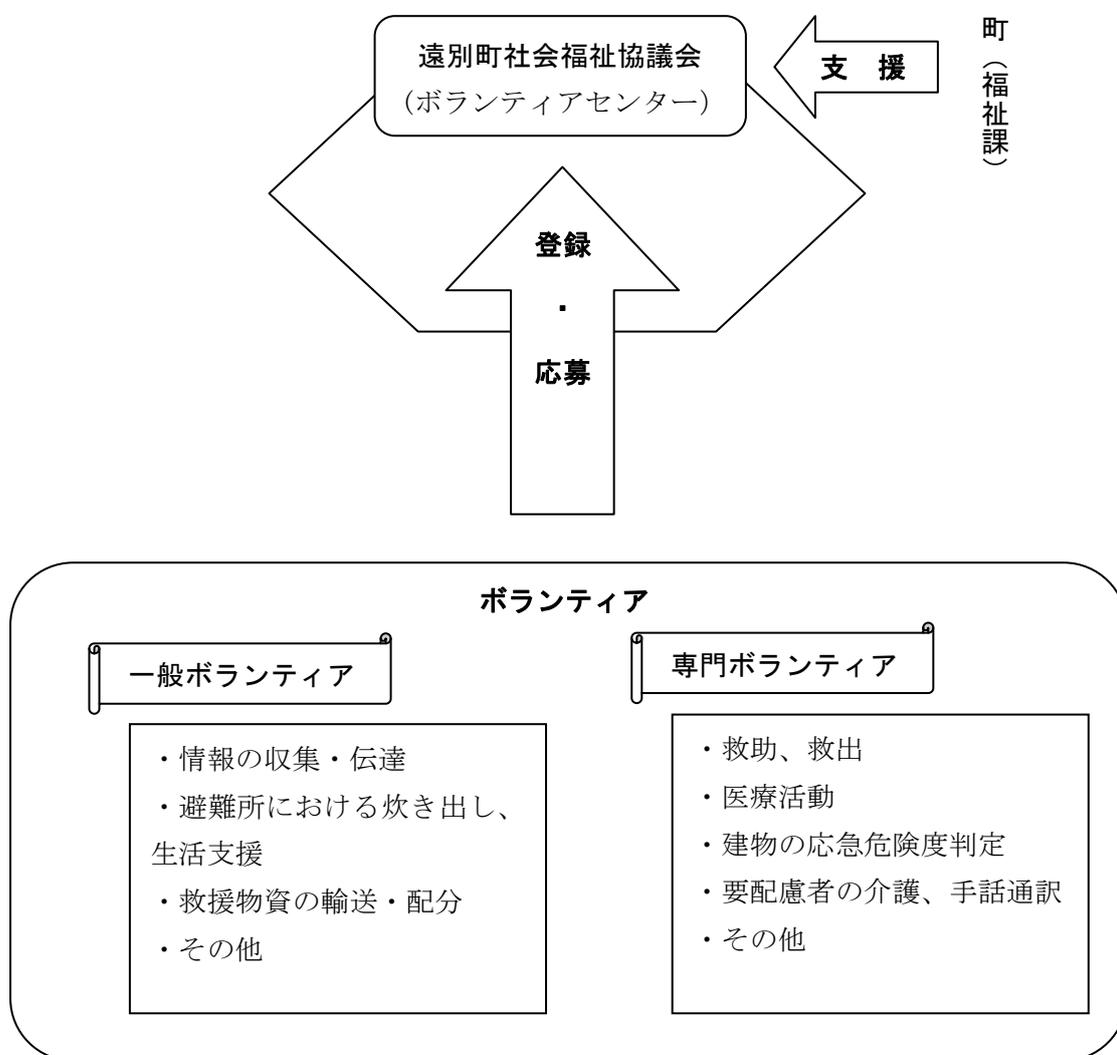
第4項 ボランティアの育成及び活動環境の整備

大規模な地震などが発生し、多くの被災者がでたときは、被災者の生活の早期回復には、各種ボランティアの活動が大きな役割を果たすことから、ボランティアの受入体制を整備することが必要である。

町（福祉課）は、遠別町社会福祉協議会の協力を得て、ボランティア登録・申請窓口の設立、ボランティアセンターの設置・運営、ボランティアコーディネーター等の養成等を実施し、ボランティア活動の推進を図る。

1 ボランティア登録・申請窓口の設立

遠別町社会福祉協議会は、町（福祉課）の支援を得て、平常時からボランティアの受入体制を確立する。



2 ボランティアセンターの設置・運営

遠別町社会福祉協議会は、ボランティアセンターを設置し、広報・啓発、養成・研修、連絡調整等を実施し、ボランティア活動の推進を図る。

3 ボランティアコーディネーター

遠別町社会福祉協議会は、ボランティアコーディネーター、ボランティアリーダーを養成し、効果的なボランティア活動の実施を図る。

ボランティアコーディネーターの活動

- ① ボランティアと高齢者・障がい者等の要配慮者との連絡調整
- ② ボランティア活動に関する助言・相談
- ③ ボランティアの発掘・登録・斡旋活動等

4 防災訓練等への参加

町（福祉課）は、平常時からボランティア関係団体とのコミュニケーションを図り、防災訓練等へ参加させるなど、災害時の効果的な活動を推進する。

5 ボランティア団体の組織及びネットワークの整備

町（福祉課）、遠別町社会福祉協議会は、ボランティアの自主性を尊重した組織づくりを推進する。

また、災害時においてボランティア関係団体が連携しながら円滑かつ効果的な防災ボランティア活動の実施を図るため、ボランティア関係団体等の連絡調整を行うなど、ネットワークの整備を推進する。

第2節 災害に強いまちづくり

大規模な地震が発生したときは、古い木造建物が密集していれば、建物倒壊や同時多発火災等により被害が甚大となる危険性がある。

町は、留萌開発建設部及び留萌振興局留萌建設管理部と協力し、災害による被害を最小限にとどめるため、地域の災害特性を考慮した防災化事業の推進や施設整備（道路、橋梁、漁港等）など、災害に強いまちづくりを推進する。

第1項 地域特性を考慮した防災化の推進

町は、まちづくりの変遷や災害履歴等について把握し、災害の地域特性を考慮した開発行為・土地利用の規制等を行い、災害に強いまちづくりを推進する。

1 開発行為・土地利用の規制

宅地造成等の開発行為については、がけ崩れや溢水のおそれのある災害危険区域等を宅地造成等の区域に含めないよう規制するとともに、開発行為の許可にあたっては、宅地造成等規制法に規定する技術基準に基づいて、がけ崩れ、土砂の流出及び溢水による災害発生の防止のために必要な措置を講ずるよう指導する。

更に、防火地域又は準防火地域を適切に指定し、火気の使用頻度が高い施設が密集する地域における延焼の防止を図る。

2 建築物の安全化

建築物の施設管理者は、平常時及び災害時における建物と居住者、住民等の安全を確保するため、町（経済課・消防支署）による建築物の耐震改修の促進に関する法律や消防法に基づく、検査・指導を受け、不燃化・耐震化の推進と火災予防の徹底を図る。

第2項 災害に強い施設整備

町は、留萌開発建設部及び留萌振興局留萌建設管理部と協力し、各管理施設において、避難、救援及び消防活動等に重要な役割を果たす道路・橋梁等のほか、津波被害や洪水の防御に必要な河川や海岸施設、物資や避難者の大量輸送及び被災後の速やかな事業再開等に必要な漁港施設、学校や公園等の避難防火施設等の維持・補修に努め、施設整備を推進する。

1 道路や橋梁の維持・補修

町（経済課）は、留萌開発建設部及び留萌振興局留萌建設管理部と協力し、各管理施設（道路・橋梁）について、平常時の維持・補修、拡幅・改良を推進する。

2 下水道及び河川の整備

町（経済課）は、留萌開発建設部及び留萌振興局留萌建設管理部と協力し、各管理施設において、洪水や津波等による浸水を防止する下水道、河川について、その拡充及び改修を推進する。

3 オープンスペースの活用と防災機能を備えた公園・緑地の整備

公共施設等のオープンスペースや公園・緑地は、地震などによる災害が発生したときは、避難所や避難場所、ヘリポート等として活用されるとともに、火災による延焼拡大を防止するなどの役割を果たす。

このため、これらの施設管理者は、施設の耐震・耐火構造化を推進するとともに、防災機能を備えた公園・緑地の整備を推進する。

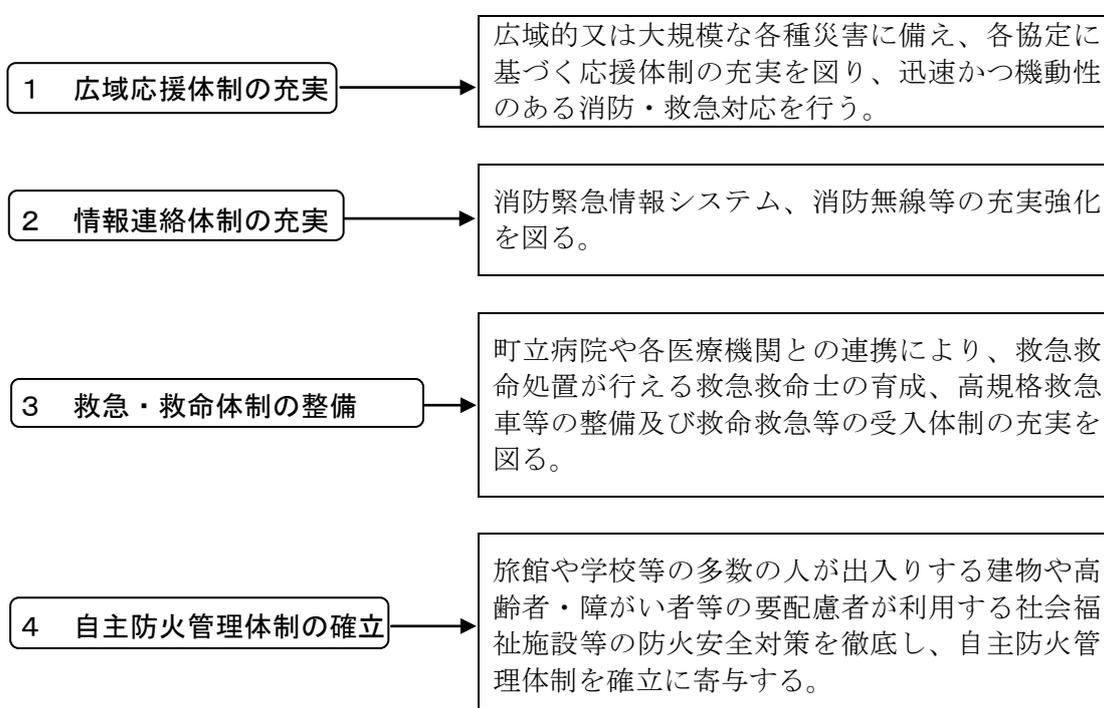
第3節 消防・救急体制の強化

町（総務課・消防支署）は、災害時の火災や事故災害等による出動要請に備え、各協定に基づく広域応援体制の充実や高度救急・救命体制の整備を図る。

また、地震などによる大規模な災害に備え、貯水槽の活用や海水・河川水等による消防水利の確保、消防用資機材の確保のための応援体制の充実を図る。

第1項 消防・救急体制の整備

町（消防支署）は、災害時の火災や事故災害等による出動要請に備え、消防・救急体制の整備を図り、迅速な消火、救助及び救急活動体制を確立する。



第2項 消防水利・資機材の確保

大規模地震発生時には、同時多発的に火災が発生する危険があり、地震動や液状化現象等の影響により、消火栓等の消防水利の使用が不可能となる事態も予想される。

町（消防支署）は、既設の防火水槽の点検整備はもとより、耐震性防火水槽の整備や民間施設の貯水槽・プール等の利用のほか、河川水や海水などの利用の促進を図り、災害時における消防水利の確保に努める。

1 耐震性防火水槽の整備

木造や老朽化した建物の密集地域や出火・延焼の危険性が高い地域等を中心に、耐震性防火水槽の整備を促進する。

2 河川水や海水の活用

河川水、海水等を消防水利として利用を図るため、取水位置や取水方法について調査・検討し、取水をするための施設整備の推進を図る。

3 消防用資機材の確保

大規模地震災害発生時には、大量の資機材が必要となり、町（消防支署）で所有している消防用資機材だけでは不足することが考えられる。そのため、北海道及び市町村相互の応援に関する協定に基づく応援体制を充実する。

第3項 消防職員及び消防団員の教育訓練

町（消防支署）は、消防職員及び消防団員に対し、第一線の防災活動の充実強化を図るため、災害時を想定した教育訓練を行う。

第4節 土木及び公共施設の予防対策

道路、橋梁及び漁港等の施設管理者は、災害時の避難・消防活動、救援物資輸送の役割を担う道路等の防災総点検や冬季の積雪・除雪対策、耐震性の高い漁港の整備を推進し、災害時の緊急輸送の確保を図る。

河川、海岸施設及びがけ地・急傾斜地等の施設管理者は、住民等の安全を確保するため、各整備計画に基づく施設整備を推進するとともに、住民等の協力を得て、浸水やがけ崩れ等の災害の発生や二次災害の防止体制の確立を図る。

役場、学校等の施設管理者は、地震などの被災により、町民等の避難や物資の供給等の応急対策に支障をきたさないよう、耐震性能の向上を推進するなど、施設の安全性の確保を図る。

第1項 道路・橋梁の予防対策

道路及び橋梁は、災害時の避難、救援、消防活動及び物資の輸送等に重要な役割を果たす。

各施設管理者は、災害時において緊急輸送道路等を確保するため、平常時から道路及び橋梁の整備に当たっては、耐震性能の向上に努めるものとする。

1 道路防災の総点検の実施

各施設管理者は、道路防災総点検を実施するとともに、その結果に基づき、道路の災害に対する危険性を把握し、災害に強い道路づくりを推進する。

2 積雪・除雪対策

冬季に地震などによる災害が発生したときは、道路上の積雪により避難活動や物資の輸送等に大きな支障を与える。

各施設管理者は、平常時から路線別除雪計画（個別災害対策編第2章第1節「積雪災害対策」参照）に基づき、除雪作業を実施し、災害時に備えて道路の確保を図る。

第2項 漁港施設の予防対策

遠別漁港は、武蔵堆漁場から最短に位置する避難港であり、操業漁船が荒天時に避難する上で必要性が高い漁港であるため、安全航行可能な航路の確保、岸壁等の整備が必要である。また、漁港の背後には町の中心部があり、岸壁等は津波到来の際の最大の構造物として、寄与されている。留萌開発建設部は、遠別漁港が災害時における海上輸送の拠点として、さらには漁業活動の早期再開により本来の機能が発揮できるよう、施設の整備を推進する。

1 漁港施設の整備

留萌開発建設部は、地震時の液状化現象による側方流動等による被害を防ぎ、また、大規模な災害時において、地上輸送が困難な場合に船舶による海上輸送を円滑に行うこと、及び、被災後の漁業活動の早期再開を図るため、耐震化もしくは耐震強化の整備の推進を図る。

2 緑地の造成

町（経済課）は、災害時における応急活動及び避難場所等の防災拠点として、避難緑地等の整備を推進する。

3 漁港内道路の整備

町（経済課）は、災害時における緊急物資等の輸送路の確保を図るため、遠別漁港の岸壁と背後地とを連絡する道路の整備を推進する。

第3項 河川・海岸施設の予防対策

風水害による浸水被害、地震による液状化被害及び市街地火災等を防止するため、町をはじめとする各施設管理者は、町域の災害の危険性を把握し、各整備計画に基づく施設整備を推進する。

1 町域の危険性を考慮した施設整備計画の推進

各施設管理者は、町域の災害による危険性を把握し、地盤特性に合った施設整備を計画的に推進していく。

2 水辺空間の整備

親水性豊かな空間は、住民生活に憩いと潤いを与えるとともに、消防水利の確保や洪水防止のための遊水地、火災発生時の避難地など、防災上重要な役割を果たす。

このことから、河川・海岸の各施設管理者は、防災上に配慮した親水性の高い水辺空間の整備に努める。

3 取水護岸の整備

地震などによる災害時には、断水により消火栓が使用できなくなり、消火活動に支障をきたす危険性があることから各施設管理者は、河川や海岸の護岸から、直接消火用水を取水できるような施設整備の推進を図る。

第4項 がけ地・急傾斜地等の予防対策

土地の高度利用と開発に伴い、台風や集中豪雨時におけるがけ崩れ災害の危険性が増加する傾向にある。

町（経済課）は、留萌振興局留萌建設管理部が、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（昭和44年法律第57号）に基づき、急傾斜地崩壊危険区域において施工する崩壊防止工事や点検等の実施に伴い、円滑な事業実施のための協力をし、がけ崩れ等の被害の防止を図る。

また、未指定箇所等については、その所有者が崩壊防止等の対策を講ずる。

1 急傾斜地崩壊危険区域における防災点検・工事の実施

留萌振興局留萌建設管理部は、北海道が指定した場合の急傾斜地崩壊危険区域について、危険度の高い地域を優先し、防災点検・工事の実施を図る。

2 住民等の協力体制の確立

がけ地・急傾斜地危険区域等に居住する町民は、常に危険に対する意識を持って急傾斜地等の異常（亀裂、湧水、噴水、濁り水等）の早期発見に留意し、異常を発見した時は、町（経済課、消防支署）若しくは留萌振興局留萌建設管理部、警察等の関係機関へ通報する。

第5項 公共施設の予防対策

役場、学校等の公共施設が、地震などにより被災すると、利用者等の安全確保、住民等の避難及び物資の供給等に支障をきたすこととなる。

また、防災拠点の避難所等が被災することにより、町民等の不安心理が急速に膨らみ、混乱を助長するおそれがある。

各施設管理者は、このような施設の安全性を確保するため、各施設の整備計画に基づき、計画的に耐震性の向上を図る。

第5節 ライフライン施設の予防対策

救助・救出や避難活動、水や食料等の物資供給の遅れなど、様々な応急対策活動に支障をきたす。

町及び各ライフライン企業等は、地震などによる災害に備え、次のような予防対策を実施する。

第1項 上・下水道施設の予防対策

町（経済課）は、地震などによる災害時において、被害を最小限に抑えることができるよう、被害予測において地震動や液化化危険度が高い地域の埋設管の耐震化を推進する。

また、災害時の迅速な応急給水や上・下水道施設の早期応急復旧の実施が図られるよう、対応マニュアルを作成しておくとともに、日本水道協会北海道支部内の災害時応援協定や地元建設業協会の協力等による応援体制を確立しておく。

第2項 電力施設の予防対策

北海道電力天塩営業所は、防災業務計画に基づき、防災訓練の実施や防災知識の普及など、職員に対する防災教育等の実施に努める。

また、災害時に備え、施設の被害情報収集等の連絡体制を確立しておくとともに、迅速な応急復旧活動が図られるよう、活動体制を整備する。

更に、単独での応急普及活動が困難な場合に備え、電力他社等の協力が得られるよう応援体制を確立する。

第3項 通信施設の予防対策

東日本電信電話㈱北海道支店は、防災業務計画に基づき、防災訓練の実施や防災知識の普及など、社員に対する防災教育等の実施に努める。

また、災害時の電話の混雑等により防災活動に支障をきたさないよう、重要な回線を災害時優先電話としての指定や非常用交換機等の設置体制の整備を実施する。

更に、災害時に家族や友人が安否確認等を行う際に、有効な災害用伝言ダイヤル「171」の利用について、住民等への周知に努める。

第4項 交通施設の予防対策

交通事業者は、災害対応マニュアル等に基づき、防災訓練の実施や防災知識の普及など、社員に対する防災教育等の実施に努める。

また、災害時に備え、施設の被害情報収集等の連絡体制を確立しておくとともに、迅速な応急復旧活動が図られるよう、活動体制を整備する。

第6節 避難環境の整備

町は、災害時に住民の安全と生活を確保するため、被害の傾向や地域特性を十分考慮し、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」（平成25年8月内閣府（防災担当））を基本とし、避難環境を整備する。

第1項 指定避難所・指定緊急避難場所等の指定

町（総務課）は、地震被害予測の結果や過去の災害履歴、避難収容人数等の各施設環境を考慮し、土砂災害、大規模な火事、洪水、高潮、内水氾濫、地震・津波災害に対応できる指定避難所・指定緊急避難場所・福祉避難所を次のとおり指定する。

なお、指定避難所・指定緊急避難場所については、災害対策基本法に基づく基準に適合する学校施設等の公共的施設を指定することを基本とする。

また、一部地域では、災害対策基本法に基づく基準に適合する施設等がないことから、当分の間、一般避難所・避難場所として、各町内会館等の民間施設について、施設管理者の同意を得て指定し、利用の際には、災害の状況と施設等の構造及び立地等を十分考慮する。

1 指定避難所・指定緊急避難場所・福祉避難所

住 所	施設名称
遠別町字本町5丁目	遠別小学校（体育館含む）
遠別町字北浜	遠別農業高等学校（体育館含む）
遠別町字幸和	農業振興センター
遠別町字本町5丁目	幼児センター

施設名称	指定避難所	指定緊急避難場所	福祉避難所
遠別小学校（体育館含む）	○	○	—
遠別農業高等学校（体育館含む）	○	○	—
農業振興センター	○	○	—
幼児センター	○	○	○

2 一般避難所・避難場所の機能と条件

避難所・避難場所は、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」（平成25年8月内閣府（防災担当））に定めるもののほか、地域の実情を十分に考慮し次の機能又は条件を有するものとする。

種 別	機 能 と 条 件	施 設 例
避難所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 救援、救助活動を実施することができる。 ・ 給水、給食等の救援活動ができる。 ・ 耐震性、耐水性及び耐火性に優れている。 ・ 津波、浸水等による被害の恐れが少ない。 ・ その他、被災者が避難し、生活する上で、町が適当と認める施設 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幼児センター ・ 小学校 ・ 中学校 ・ 高等学校 ・ 町内会館 ・ 公共施設 ・ その他の施設
避難場所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所に避難する際の一時的な安全を確保でき、町が適当と認める土地 ・ がけ崩れや浸水の危険が少ない。 ・ 周辺に耐火建物や街路樹が多い。 ・ 付近に危険物がない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校のグラウンド ・ 公園 ・ その他の空き地 (オープンスペース)

第2項 避難体制の整備

1 避難路の検討

住民及び自主防災組織は、地震災害や風水害等の災害特性、建物や道路現況等を考慮し、災害時に安全・迅速に避難するための避難路を検討し、災害時の避難に備える。

【検討事項】

- ① 道路幅員、歩道の整備状況
- ② 周囲の危険物の状況
- ③ 要配慮者の現況
- ④ 災害凶上避難訓練の普及
- ⑤ 冬季間の除雪環境

2 避難情報伝達手段の検討と確保

町（総務課）及び防災関係機関は、住民が災害時に迅速な避難活動を行えるよう避難情報伝達手段を検討し、整備する。

【避難情報伝達手段】

- ① 双方向システム（テレビ電話）の活用
- ② 携帯電話メールサービスの活用
- ③ 消防団・自主防災組織（町内会）等の防災連絡員への情報伝達
- ④ 防災行政無線
- ⑤ 広報車の活用
- ⑥ 報道機関（テレビ・ラジオ等）の活用
- ⑦ 町等のホームページの活用

第3項 避難所・避難場所の住民等への周知

町（総務課）は、避難所・避難場所の位置、名称等について、広報誌や報道機関、防災パンフレット等を用いて、住民等への周知徹底を図り、災害時の避難活動の混乱を最小限にとどめる。

また、地震災害、津波災害、火災等の災害別に避難所・避難地の周知徹底を図り、災害時の住民の安全を確保する。

【住民等への周知の内容】

- ① 避難所・避難場所の位置、名称
- ② 避難時の心得、知識
- ③ その他

第7節 円滑な応急対策への備え

町及び各防災関係機関は、迅速な応急対策の実施を図るため、医療救護、緊急輸送及び水や食料等の供給等の環境整備を推進する。

また、町及び防災関係機関は、被災者の生活復旧を1日でも早く実現させるため、災害時にすばやく被災者の相談窓口や各種給付金の受付窓口を設置できるよう体制の整備を図る。

第1項 医療救護活動の環境整備

大規模な地震などによる災害が発生した時は、建物倒壊や火災等による負傷者が多数発生するおそれがある。

また、災害により医療施設が被害を受け、通常時に行われている治療ができなくなるという事態も想定される。

町（町立病院）は、医療救護活動体制の強化、医療用資機材の調達方法の確立を図る。

また、町（消防支署）は、応急手当の方法について住民や自主防災組織等への普及啓発を行い、医療・救護活動の推進を図る。

1 高度救急・救命体制の整備

町（町立病院、消防支署）は、高度な応急措置を行える救急救命士の育成、高規格仕様救急車の整備を図るとともに、救急・救命における受入体制の充実を図る。

町（町立病院）は、災害時における拠点病院として施設、設備の整備を図る。

2 医療用資機材の調達方法の確立

町（町立病院）は、災害時には、医療用資機材が不足することが予想されるため、各病院等との間に資機材の調達に関する協力体制を確立する。

3 災害時医療体制マニュアルの整備

町（町立病院）は、医療スタッフの動員体制や災害時の情報伝達の確保、医療救護所における負傷者のトリアージ（治療の優先度の判定）に関するマニュアルを作成し、平常時から訓練を行うなど、医療体制の強化を図る。

4 応急手当の方法に関する普及・啓発

町（消防支署）は、消防団及び住民等が救急患者の応急手当ができるよう救急救命講習の開催や指導者の育成、普及・啓発を図る。

第2項 緊急輸送道路、緊急交通路等の整備

北海道及び関係機関で構成される緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会は、災害時の緊急輸送に備え、救護・救援等に使用する緊急車輛による輸送をはじめとする応急活動の円滑化を図るため、緊急輸送路及び緊急交通路等を指定している。

各道路管理者は、災害時に円滑な応急活動が実施できるよう、指定された道路の整備推進を図る。

また、使用する車輛については、災害時に速やかに公安委員会から災害対策基本法施行規則第6条に規定する標章及び証明書の交付を受けられるよう準備しておく。

1 緊急輸送道路の指定

緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会は、道路の重要性・代替性を考慮し、緊急輸送道路を第1次～第3次に分けて指定しており、町及び各防災関係機関は、災害時には、優先順位に従い、緊急輸送を円滑に実施するための路線として活用する。

【緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会による緊急輸送道路】

区 分	摘 要	対 象 路 線
第1次緊急輸送道路	道内主要都市及び重要港湾、空港等を連絡する道路	国道232号
第2次緊急輸送道路	第1次緊急輸送道路と市町村役場主要な防災拠点（行政機関、公共機関、主要駅、災害医療拠点、自衛隊等）を連絡する道路	道道遠別中川線・町道北海岸線・町道病院通り線
第3次緊急輸送道路	その他の道路	町道遠別臨港線、町道中学校道路乙線

2 緊急交通路等の指定

公安委員会は、災害時の緊急輸送に備え、被災者の救護・救援等に向かう警察の救助部隊、救急車、消防車、町等の機関の緊急自動車が通行する道路として、緊急交通路等を指定し、緊急輸送を円滑に実施するための路線として活用する。

区 分	摘 要
緊急交通路	災害の発生直後において、被災者の救護、避難誘導のために救助に向かう警察の救助部隊、救急車、消防車、自衛隊及び町等の機関の緊急自動車が通行する道路
迂回路	緊急交通路が部分的に使用不能となった場合の代替道路

第3項 給水活動体制の整備

給水活動は、住民の生命に関わる極めて重要な問題であり、地震などによる災害が発生した直後の救出・救護活動とともに、最も必要となる応急対策活動である。

町（経済課）は、災害時の応援協力体制について、自治体等との協定の締結など、給水体制の整備を推進する。

1 給水基準

最低限必要量（飲料水） 1人1日 3リットル

※ 災害発生後4日以降については、混乱も沈静化し、生活用水が必要となる。

2 協力体制の整備

町（総務課、経済課）は、災害時の応援協力体制について、自治体等との協定を締結するなど、災害時の給水体制の整備を実施する。

第4項 食料・生活必需品の備蓄及び物資供給体制の整備

地震などによる災害発生時には、流通拠点施設や道路の被災等により、食料や生活必需品の確保が著しく困難となることが予想される。このため、町のみならず、住民一人ひとりが、災害に関する意識を高め、生活に最低限必要な物資を日頃から備蓄しておくことが大切である。

町（総務課）は、住民等に対し、災害時に迅速に食料及び生活必需品を供給するために、必要物資の備蓄や民間業者等との協定を締結するなど、「遠別町防災備蓄計画」に基づき、物資供給体制を整備する。

1 家庭内備蓄の推進

町（総務課）は、地震などによる災害に備え、住民に対して最低限必要な飲料水や食料等を備蓄するよう、広報誌や報道機関を通じて住民等へ普及・啓発を行う。

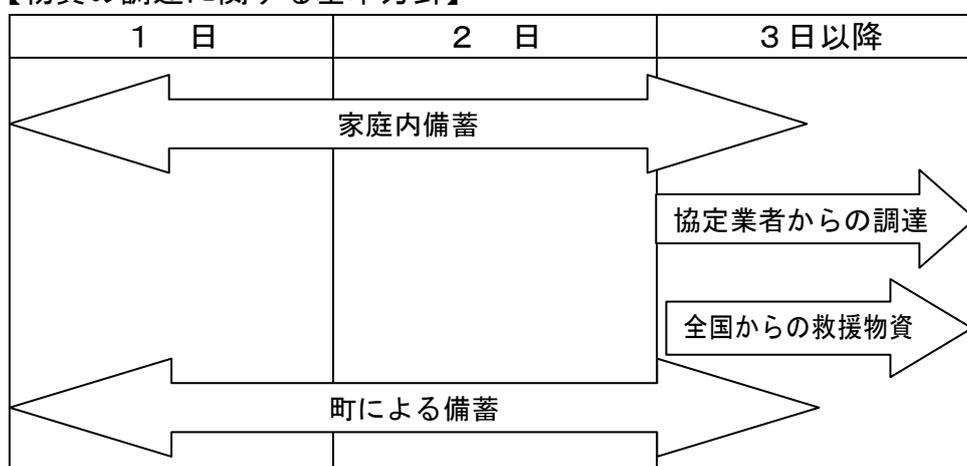
《1人、1日3リットルの水と食料を家族構成に応じて、3日分用意する》

2 町による必要物資の備蓄

町による必要物資の備蓄は、被害予測等に基づき、概ね800人を避難対象として推進する。

備蓄品目は、生命を維持するために必要な飲料水や食料及び生活必需品とする。

【物資の調達に関する基本方針】



3 民間業者等との協定による備蓄の推進

町（総務課）は、地震などによる災害時において水や食料等の生活物資を確保するため、民間業者と協定を締結し、備蓄の推進を図る。

また、生鮮食料品や飲料水及び生活必需品の提供と斡旋に関する相互応援協定については、更に連携を強化する。

4 全国からの救援物資受入体制について

遠別町社会福祉協議会等は、救援物資の受入時の混乱を避けるため、学校施設等を拠点として、物資の受入体制を整備する。

また、仕分けや配送については、郵便局をはじめ、一般ボランティアやトラック協会等の輸送業者等との協力体制を確立する。

第5項 避難行動要支援者対策

災害による被害を未然に防止するためには、日頃の防災対策が不可欠であり、災害に対する備えの有無が被害の規模を大きく左右すると言っても過言ではありません。防災対策の推進に当たっては総合的な取組みが重要であり、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）の避難支援対策は大きな課題である。

中でも、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）の避難を支援するためには、日頃から高齢者や障がい者など支援を必要とする人を特定し、その一人ひとりについて、災害時に、誰が支援してどこの避難所等に避難させるかを定める「個別支援プラン」を策定していく必要がある。

災害発生時における避難行動要支援者への支援を適切かつ円滑に実施するため、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を踏まえ、本町における避難行動要支援者の避難支援対策について、その基本的な考え方や進め方を明らかにしたものであり、避難行動要支援者の自助及び地域（近隣）の共助を基本とし、避難行動要支援者の避難支援体制の整備を図ることにより、もって地域の安心・安全体制を強化することを目的とする。

〈基本的な考え方〉

要配慮者の避難支援については、避難行動要支援者も含めて、まずは一人ひとりが自分や家族の身は自分で守るという意識のもとに行う「自助」、そのうえで隣近所への声かけや安否確認、さらに自主防災組織などによる組織的な安否確認、避難誘導等の「共助」が確実におこなわれる取り組みが、重要となる。

このような「自助」、「共助」が機能するためには、日頃から地域で話し合いの機会を設けるなど、支援体制の構築に向けた活動が重要であり、避難行動要支援者の避難支援に当たっては「地域のは、地域で守る」を基本とし、地域のさまざまな人と人とのつながりにより平常時・災害発生時を通じた支援体制づくりを進めていくことが必要となる。

1 避難支援等の関係組織

地域の防災力を高めるために、町をはじめ北留萌消防組合消防署遠別支署、遠別町消防団、天塩警察署、民生児童委員協議会、遠別町社会福祉協議会、自主防災組織などにより、災害時には、迅速な救護・救援活動の実現を図る。

2 避難行動要支援者名簿の対象者

避難行動要支援者の範囲は、次のいずれかに該当する者であって、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自らが避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を必要とする者を対象とする。

- ①要介護認定1～5を受けている者
- ②身体障害者手帳1・2級を所持する身体障害者
- ③療育手帳Aを所持する知的障害者
- ④精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する者で単身世帯の者
- ⑤生活支援を受けている難病患者
- ⑥上記以外で自主防災組織（町内会）が支援の必要を認めた者
- ⑦上記以外で自ら支援を希望し、町（総務課、福祉課）が支援の必要を認めた者

3 避難行動要支援者名簿の作成

災害対策基本法第49条の10第1項の定めにより、次のとおり避難行動要支援者名簿を作成する。

①町（福祉課）で把握している要介護高齢者や障がい者等の台帳情報の集約や関係機関からの情報取得を行い、避難行動要支援者名簿に記載・作成する。また、避難行動要支援者本人の同意を得た者に限り、避難支援等の関係組織へ平常時からの情報提供を行い、避難行動要支援者の個々の状況に応じた支援が行えるよう、避難支援等の関係組織との連携に努める。

②町（総務課、福祉課）は、自主防災組織（町内会）と連携し、避難行動要支援対象者の把握を行い、本人の同意のうえ、避難行動要支援者名簿に記載・作成する。また、避難行動要支援者本人の同意を得た者に限り、避難支援等の関係組織へ平常時からの情報提供を行い、避難行動要支援者の個々の状況に応じた支援が行えるよう、避難支援等の関係組織との連携に努める。

4 避難行動要支援者名簿の更新

平常時より名簿については最新の状態に保つため、毎年度確認を行い関係機関へ情報提供する。また、名簿の更新方法については、次のとおりとする。

①新たに転入してきた要介護高齢者、障がい者等や、新たに要介護認定や障害認定を受けた者のうち、避難行動要支援者に該当する者を避難行動要支援者名簿に掲載するとともに、新規に避難行動要支援者名簿に掲載された者に対して、平常時から避難支援等関係者に対して名簿情報を提供することについて同意の確認を行う。

②転出や死亡等により、避難行動要支援者の異動が住民登録の変更等により確認された場合は、避難行動要支援者名簿から削除する。なお、避難行動要支援者名簿の記載事項として法49条の10第2項に示している「住所」については、各人の生活の本拠（民法第22条）であり、必ずしも住民基本台帳に記載されている住所に限定されないこと、「居所」については、人が多少の期間継続して居住しているが、その場所とその人の生活との結びつきが住所ほど密接でなく、生活の本拠であるというまでには至らない場所であることに留意する。

また、避難行動要支援者が社会福祉施設等へ長期間の入所等をしたことを把握した場合も避難行動要支援者名簿から削除する。

5 避難行動要支援者名簿の情報管理

避難行動要支援者の名簿については、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう、次のように取り扱う。

- ①避難行動要支援者名簿には避難行動要支援者の氏名や住所、連絡先、要介護状態区分や障害支援区分等の避難支援を必要とする理由等、秘匿性の高い個人情報も含まれるため、避難行動要支援者名簿は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する。
- ②町内の一地区の自主防災組織に対して町内全体の避難行動要支援者名簿を提供しないなど、避難行動要支援者に関する個人情報が無用に共有、利用されないよう指導する。
- ③災害対策基本法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明する。
- ④施錠可能な場所への避難行動要支援者名簿の保管を行うよう指導する
- ⑤受け取った避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導する
- ⑥避難行動要支援者名簿の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取扱う者を限定するよう指導する
- ⑦名簿情報の取扱状況を必要に応じ報告してもらう
- ⑧避難行動要支援者名簿の提供先に対し、個人情報の取扱いに関する研修を必要に応じ開催する。

6 避難行動要支援者への避難情報の伝達

避難準備情報として発令される、「自主避難の呼び掛け」「避難準備情報」等の情報は、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難に当たって重要な情報であるため、避難行動要支援者の中には避難等に必要な情報を入手できれば、自ら避難行動をとることが可能な者もいる。

そのため、避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その発令及び伝達に当たっては、次のとおり取り扱う。

- (1) 高齢者や障がい者等にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより、一人一人に的確に伝わるようにする。
- (2) 同じ障害であっても、必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意する。
- (3) 高齢者や障がい者に合った、必要な情報を選んで流すことなど、その情報伝達について、特に配慮する。

7 多様な手段の活用による情報伝達

自然災害発生時、特に地震に伴い発生する津波の発生時においては、緊急かつ着実な避難指示が伝達されるよう、各種情報伝達の特徴を踏まえ、双方向システム（テレビ電話）や広報車による情報伝達に加え、携帯端末等を活用し防災メールでの伝達など、複数の手段を有機的に組み合わせ実施する。

8 避難支援等関係者等の安全確保

地域において、避難の必要性や避難行動要支援者名簿の意義、あり方を説明するとともに、地域で避難支援等関係者等の安全確保の措置を決める必要がある。

避難支援は避難しようとする人を支援するものであり、避難することについての避難行動要支援者の理解は、平常時に避難行動要支援者名簿の提供に係る同意を得る段階が望ましい。

避難支援等関係者等の安全確保の措置を決めるに当たっては、避難行動要支援者や避難支援等関係者等を含めた地域住民全体で話し合っ、ルールを決め、計画を作り、周知することが適切であるため、その上で、一人一人の避難行動要支援者に避難行動要支援者名簿制度の活用や意義等について理解してもらうことと合わせて、避難支援等関係者等は全力で助けようとするが、助けられない可能性もあることを理解してもらう。

9 社会福祉施設の対策

① 防災設備等の整備と耐震化の推進

社会福祉施設の管理者は、電気、水道等の供給停止に備え、施設入所者が最低限の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品等の備蓄に努めるとともに、施設機能の応急普及等に必要な防災資機材の整備に努める。また、施設の耐震化を推進する。

② 組織体制の整備

社会福祉施設の管理者は、平常時から住民及びボランティア組織等の協力を得て、防災組織の整備や施設職員の任務分担、動員計画、緊急連絡体制を明確にする。

③ 防災教育・防災訓練の充実

社会福祉施設の管理者は、施設の職員や入所者が、災害に関する基礎的な知識や災害時に取るべき行動等について理解や関心を深めるため、防災教育・訓練を実施する。

第6項 住宅対策の整備

地震などによる建物の被災状況は、全壊、半壊等に分けられるが、住民による識別は難しく、専門家の知識を必要とする。被災した建物は、見かけ以上に破壊が進んでいることが多く、余震による落下物や新たな倒壊による二次災害の危険性が高い。

町（経済課）は、北海道及び各関係機関と連携をとり、応急危険度判定の体制づくりを図る。

また、長期的な避難生活に備えて公営住宅等の提供の体制を整備するとともに、応急仮設住宅の建設候補地の検討に努める。

1 応急危険度判定士の育成・登録制度の確立

北海道は、北海道震災建築物応急危険度判定士認定制度要綱に基づき、応急危険度判定士の養成及び登録を行うものとする。

2 応急危険度判定士の派遣要請

町（経済課）は、災害時において、被災建物の応急危険度判定に備え、速やかに派遣要請ができる体制を整えておく。

3 公営住宅の提供

町（住民課）は、長期的な避難生活となったときは、応急的な住宅提供を図るため、公営住宅等の提供を行う。

4 応急仮設住宅の建設候補地の検討

町（経済課）は、地震などによる被災で公営住宅の提供が困難となったときに備え、災害時の迅速な住宅提供を図るため、平常時から応急仮設住宅を建設するための候補地の検討に努める。

第7項 窓口体制の整備

大規模な地震などが発生し、多くの被災者が出たときは、り災証明の発行や各種手続業務に混乱を生じないように、留意する必要がある。

町及び遠別町社会福祉協議会は、このような手続を行う窓口について、担当部局の役割を明確にし、窓口業務の円滑な実施を図り、被災者の生活の早期回復と自力復興を1日でも早く実現できるよう、体制の整備を推進する。

窓 口	担 当 部 局 等	支 援 内 容
り災証明発行	住民課、総務課	被災状況を現認し、り災証明を発行する。
ボランティアの受入	福祉課 社会福祉協議会	一般ボランティア、専門ボランティアに分けて受け入れ、現場のニーズを考慮し派遣する。
職業の斡旋	公共職業安定所	災害により仕事を失った被災者へ職業を斡旋する。
災害義援金の支給	福祉課	義援金配分基準に基づいた支給を行う。
生活相談・心のケア	福祉課	専門相談員や専門ボランティアを配置し、被災者の生活全般に係わる不安や問題点の相談を受け付ける。
各種資金の貸付等の相談	福祉課 社会福祉協議会	災害援護資金や生活福祉資金の貸付について、窓口を一本化し、各関係部局の協力を得て、被災者の生活復興に尽力する。

第8項 防疫・衛生活動体制の整備

大規模な地震などによる災害時には、建物倒壊や火災等により多数の死者の発生が予想されることから、遺体の火葬や安置場所の確保などに、周辺自治体をはじめとする広域的な協力体制が必要となる。

また、飼い主が亡くなったり、行方不明となったときは、ペットの保護が必要となる。更に、断水や停電により衛生状態が悪化し、食中毒等の発生の危険性がある。

町（住民課）は、災害時に防疫・衛生活動を円滑に実施するための体制の整備を推進する。

1 火葬協力体制の整備

町（住民課）は、大規模な地震などによる災害時には、多数の死者が発生することが予想されるため、周辺の自治体等に対して、火葬設備の運用等について、応援・協力体制を確立する。

2 食中毒及び感染症予防体制の整備

町（住民課、福祉課）は、災害時に食中毒及び感染症を予防するため、家屋等の消毒や病害虫を駆除する消毒駆除の活動マニュアルを作成し、予防体制の強化を図る。

第9項 ごみ・し尿処理体制の整備

地震などによる災害時には、避難生活等による多量のごみの発生や、住宅、ビルなどの損壊によるがれき等の発生が予想される。

また、停電や断水、下水道施設の被災により、水洗トイレの使用に支障をきたすおそれがある。

町（経済課、住民課）は、災害時の多量のごみの排出を想定した収集・処理体制及びごみストックヤード（堆積場）の検討をするとともに、避難所、避難場所や病院等の防災拠点を中心に、仮設トイレを迅速に設置するため、仮設トイレ供給業者との協定締結等の対策を推進する。

1 ごみ収集・処理体制の整備

町（住民課）は、多量のごみを処理するため、ごみの収集、運搬、ごみ処理施設処理能力を点検し、ごみの処分対策を確立する。

2 ごみストックヤード（堆積場）候補地の検討

災害時に大量に発生するごみを処理するため、一時的なごみストックヤード（堆積場）候補地の検討を推進する。

3 仮設トイレ供給業者との協定締結

避難所等でトイレ不足が深刻となることが予想されるため、事前に仮設トイレ供給業者と協定を締結し、仮設トイレ供給体制の強化を図る。

第8節 津波対策

留萌地方は北海道の中でも地震の少ない地域であるが、1940年には積丹半島沖でM7.5の地震が起きており、津波による被害の発生が危惧されている。

このような津波による被害を最小限にとどめ、住民等の安全の確保を図るため、「遠別町津波避難計画」に定めるもののほか、次により対応する。

- (1) 町、留萌開発建設部及び留萌振興局留萌建設管理部は、このような津波による被害を最小限にとどめるため、漁港や護岸などの沿岸施設の点検・整備を実施する。
- (2) 天塩警察署及び各道路管理者（留萌開発建設部、留萌振興局留萌建設管理部、町）は、交通規制の範囲などをあらかじめ定める。
- (3) 町及び関係機関は、漁業従事者への津波情報伝達訓練、津波に関する防災意識の普及・啓発等を実施する。

第1項 沿岸施設の点検・整備

1 漁港及び護岸等の点検・整備

留萌開発建設部、留萌振興局留萌建設管理部及び町（経済課）は、漁港や護岸等について、必要に応じて堤体の安全性や耐震性を点検し、必要がある施設については、補修や整備を推進する。

2 河川堤防・護岸の整備

町（経済課）及び留萌振興局留萌建設管理部をはじめとする関係機関は、堤防や護岸について、日頃から安全性についての点検を行い、また、必要に応じて補修及び整備を行う。

第2項 交通規制の設定

天塩警察署及び各道路管理者（留萌開発建設部、留萌振興局留萌建設管理部、町）は、津波災害に備え、その被害状況等を想定し、交通規制の範囲などをあらかじめ定める。

第3項 津波情報の伝達と普及・啓発

1 津波情報の伝達

町（総務課）は、気象台から津波予報が発表されたときに備え、双方向システム、防災行政無線、広報車などにより、沿岸住民等に対する情報伝達訓練を実施する。

また、漁業協同組合と連携をとり漁業無線等を活用し、操業中の漁船等に対して、沖への避難情報を伝達する訓練を実施するなど、住民等の安全確保を図る。

2 津波に関する防災意識の普及・啓発

町（総務課）は、住民等の安全を確保するため、旭川地方気象台と協力し、津波に関する基礎的な知識や危険性、高台等の避難場所の情報等について、広報誌や報道機関を通じ、普及・啓発を行う。

また、海水浴場、事業者、自主防災組織等と連携し、あらかじめ津波情報を伝達する協力体制を確保する。

3 津波警戒の周知徹底

町及び防災関係機関は、広報誌等を利用して津波警報に関する次のような事項についての周知徹底を図る。

1) 一般住民に対し、周知を図る事項

- ① 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても、長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海浜等から離れ、安全な場所に避難する。
- ② 地震を感じなくても、津波警報・注意報が発表されたときは、直ちに海浜等から離れ、安全な場所に避難する。
- ③ 正しい情報をラジオ、テレビ、広報車などで入手する。
- ④ 津波は繰り返して襲ってくるので、警報・注意解除まで気をゆるめない。

2) 船舶関係者に対し、周知を図る事項

- ① 強い地震を感じたとき又は弱い地震であっても、長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、地震を感じなくても津波警報・注意報が発令されたときは、次のとおり対応する。
 - ア 津波到達時刻まで時間的余裕がある場合
荷役等を中止し、港外に避難又は係留を強化（陸揚げ固縛）したのち、安全な場所に避難する。
 - イ 津波到達時刻まで時間的余裕がない場合
荷役等を中止し、直ちに岸壁等を離れ、安全な場所に避難する。
- ② 正しい情報をラジオ、テレビ、広報車などで入手する。

第4項 指定避難所等の指定

町（総務課）は、津波災害時等の「指定避難所」として、次の施設を指定する。

また、次の施設は「指定緊急避難場所」としての指定も兼ね、被災状況により、幼児センターを福祉避難所として収容を行う。

住 所	施設名称
遠別町字本町5丁目	遠別小学校（体育館含む）
遠別町字北浜	遠別農業高等学校（体育館含む）
遠別町字幸和	農業振興センター
遠別町字本町5丁目	幼児センター

なお、緊急避難を要するときは、最寄りの高台等に避難させる。

施設名称	指定避難所	指定緊急避難場所	福祉避難所
遠別小学校（体育館含む）	○	○	—
遠別農業高等学校（体育館含む）	○	○	—
農業振興センター	○	○	—
幼児センター	○	○	○

第5項 津波目標地点及び沿岸部緊急避難路の確保

津波による被害が想定される地域の中で、地震発生から津波到達までの時間的猶予や地理的条件等の理由により、津波からの避難が特に困難と想定される地域がある場合については、一時的に避難する場所を確保するため、その地域に所在する堅固な中・構想建物を津波避難ビルとして指定するほか、沿岸部地域については高台等への避難路の確保に努めるとともに、平常時から地域住民等への周知徹底を図る。

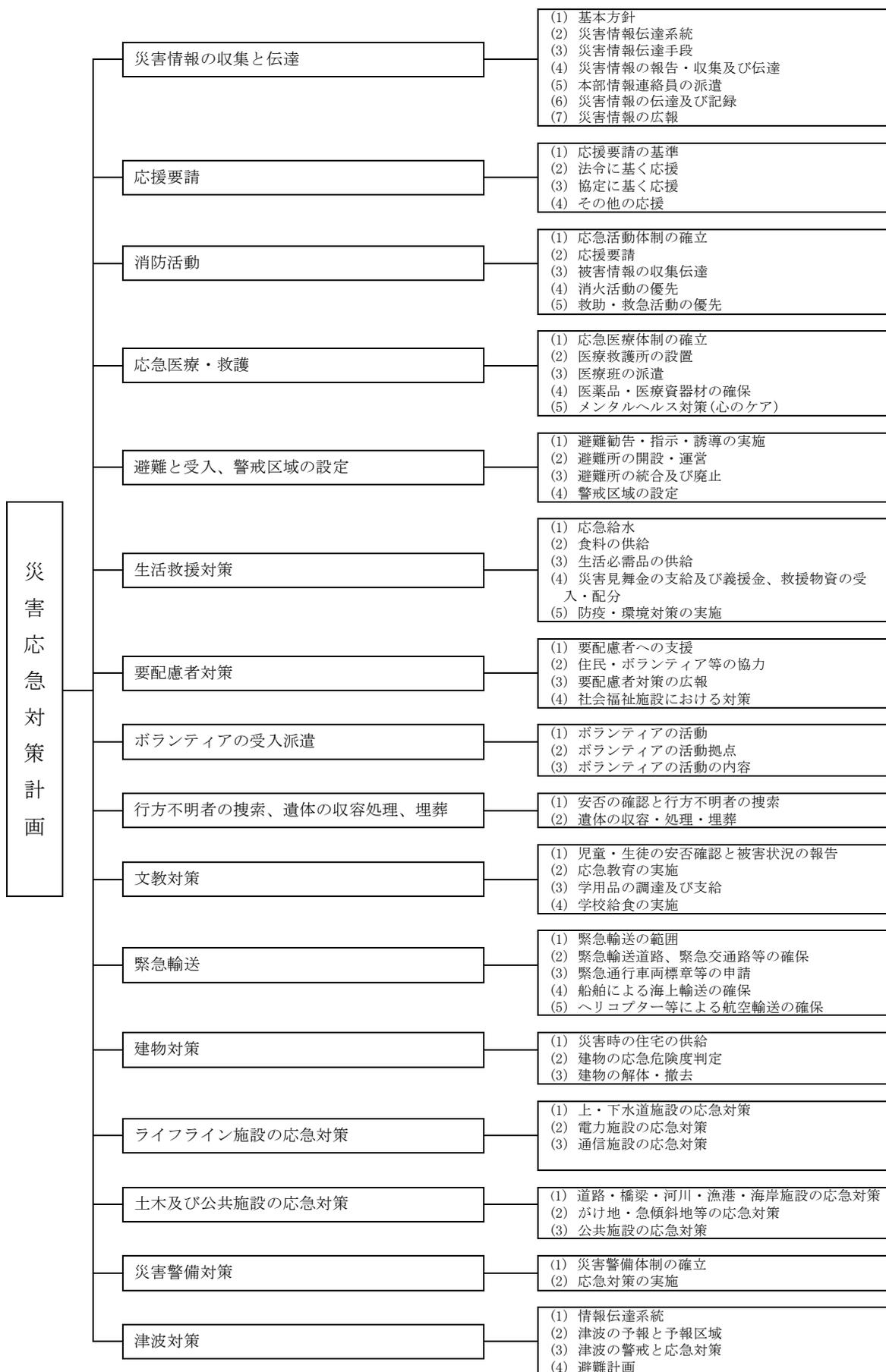
第3章 災害応急対策計画

第3章 災害応急対策計画

本章は、町域に大規模な地震による災害及び台風や集中豪雨等による風水害等が発生し、又は発生するおそれがあるときの町及び各防災関係機関等が実施する対策の基本方針、対策項目及び実施責任者等の基本的事項について定めたものである。

災害応急対策計画の体系は、次のとおりである。

災害応急対策計画の体系



第1節 災害情報の収集と伝達

町及び防災関係機関は、地震などによる災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、災害情報の伝達手段を確保するとともに、速やかに情報の収集・伝達を実施し、効率的な災害応急対策の実施を図る。

第1項 基本方針

1 災害情報の一元化

町各対策班や防災関係機関は、災害が発生したときは、所管する施設の巡視・点検等により、的確に災害情報を収集し、相互の情報交換を密にするなど、災害情報の一元化を図る。

総務課長は、災害情報等連絡責任者として災害情報を取りまとめ、速やかに本部長に報告するものとする。

2 災害時の広報について

町（総務課）は、住民等の不安の解消、デマの防止等のため、災害情報や復旧状況等について被災者に正確かつ迅速に伝えるため、双方向システムの活用や携帯電話メール、防災行政無線、報道機関及び広報誌等により、災害時の広報を積極的に推進する。

また、各防災関係機関は、地震などによる災害が発生したときは、報道機関や広報車等により、災害情報や復旧状況等について情報を提供し、迅速な情報の収集・伝達を図る。

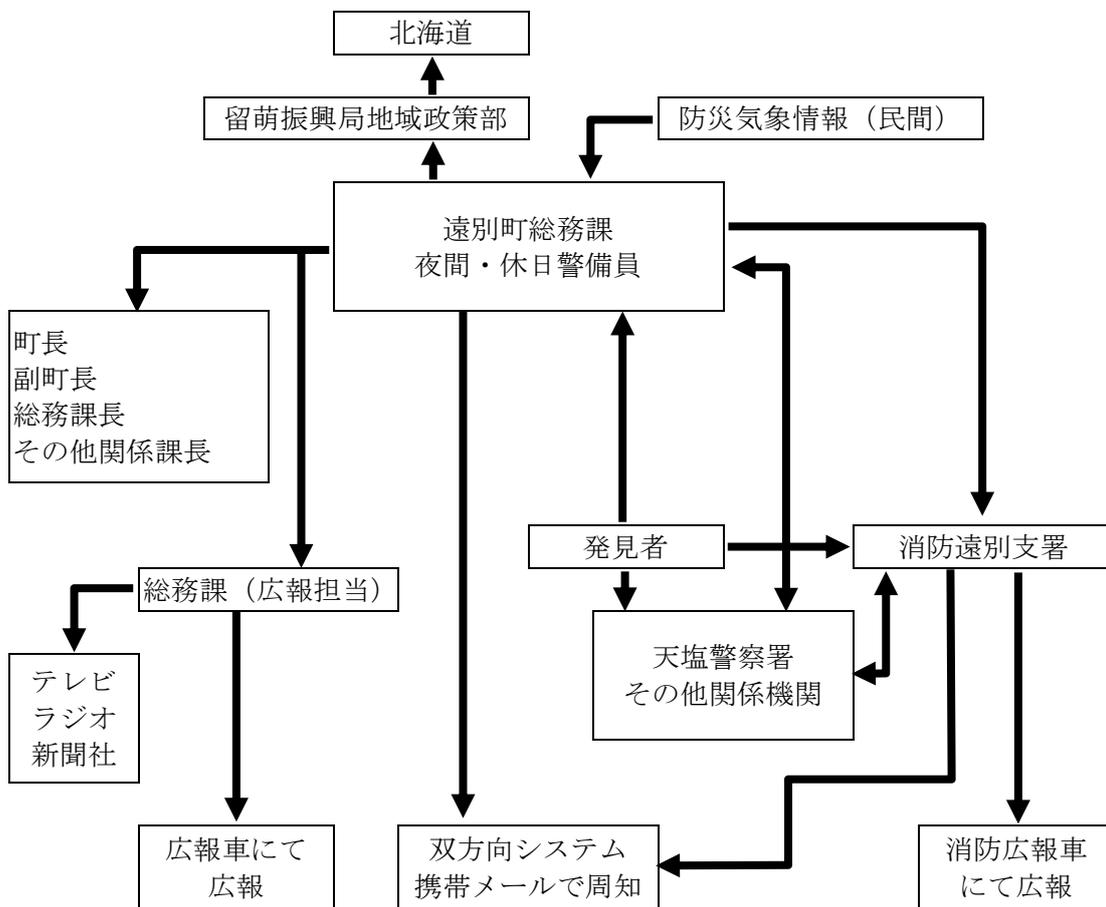
3 住民等による通報

住民等は、身のまわりで異常を発見したときは、遅滞なく町、消防支署等の関係機関に通報するものとする。

第2項 災害情報伝達系統

気象注意報・警報、地震及び津波情報等における町及び各防災関係機関等の情報伝達系統は、次のとおりである。

【災害情報連絡系統図】



第3項 災害情報伝達手段

地震などによる災害が発生したときは、施設の損壊や回線の混雑等により、一般回線の電話がかかりにくくなることが予想される。

町及び各防災機関は、次のとおり情報伝達手段を確保し、迅速な応急対策活動の実施を図る。

1 一般電話による通信

① 災害時優先電話として指定されている電話を利用

緑色の公衆電話等を利用

② 携帯電話等の利用

災害時に一般回線の電話が利用できないときは、通信形態の異なる携帯電話等を利用

③ ダイヤル102の利用

あらかじめ事前に登録された災害優先電話から102番へダイヤルし、電話交換手に「非常」又は「緊急」を告げて回線を確保

2 専用通信設備による通信

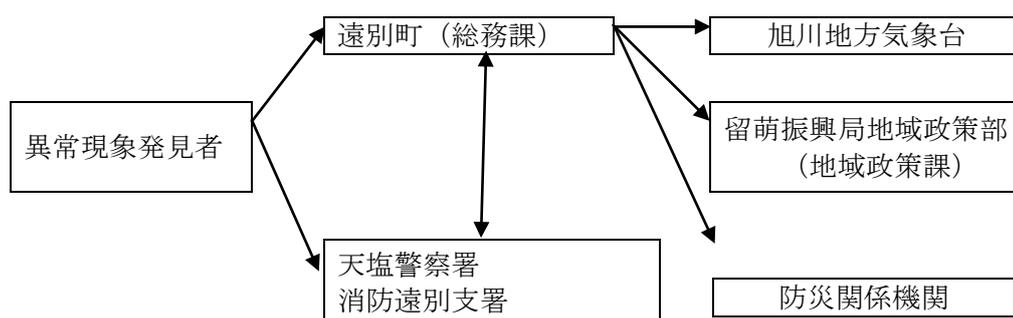
一般電話による通信が困難であるときは、各防災関係機関の通信設備を利用する。

第4項 災害情報の報告・収集及び伝達

1 住民等による通報（災害対策基本法第54条）

災害の発生するおそれがある異常現象（堤防の水漏れ、地割れ、海面の急激な低下、崖からの湧水、溪流の濁り、竜巻等をいう。）を発見した者は、遅滞なく町、消防支署等関係機関へ通報するものとする。

〈異常現象を発見した場合の通報系統図〉



2 関係機関への通報の義務（災害対策基本法第54条）

町は、住民、各警察署又は消防支署等から異常現象発見の通報を受けたときは、留萌振興局地域政策部、旭川地方気象台、その他の関係機関に通報するものとする。

3 災害情報の収集

町各対策班及び防災関係機関等は、管理施設の被害状況や人的被害、災害対策上必要であると考えられる情報について、可能な限り収集し、とりまとめのうえ町（総務課）へ報告する。

4 災害情報等の報告

町（総務課）は、とりまとめた災害情報及び被害状況について、北海道地域防災計画に定める「災害情報等報告取扱要領」により速やかに留萌振興局長を通じて、北海道知事へ報告する。

ただし、消防庁即報基準に該当する火災・災害等のうち、一定規模以上のもの（「直接即報基準」に該当する火災・災害等）を覚知した場合、第一報については、直接、消防庁にも報告する。

第5項 本部情報連絡員の派遣

町に災害対策本部が設置されたときは、必要に応じて防災関係機関は、本部情報連絡員を派遣し、災害情報の収集と伝達を円滑に実施する。

第6項 災害情報の伝達及び記録

町各対策班及び防災関係機関は、災害情報について緊急度、優先度に応じて区分し、各関係機関に伝達するとともに、正確に記録（記録写真なども含む。）するよう努める。

第7項 災害時の広報

災害時の広報は、住民等の安全の確保、不安の解消、デマの防止をはじめ、ボランティア等の効率的な組織活動の実施のため、双方向システム、携帯電話メール、防災行政無線、広報車、報道機関、広報誌等により積極的に推進する。

1 本部スポークスマン（広報担当者）の設置

災害情報や復旧状況を被災者等に正確に伝えるため、総務班長（総務課長）は、次に掲げる事項等の広報（新聞、ラジオ、テレビ、双方向システム、携帯電話メール、郵便局、インターネット、広報車、防災行政無線、サイレン及び広報誌等の利用）を実施する。

① 発災直後の広報

- ・ 災害に関する情報
- ・ パニックを引き起こすデマの防止
- ・ 避難勧告及び避難指示の状況
- ・ 出火防止及び人命救助の呼びかけ
- ・ 町の応急対策の実施状況
- ・ その他必要な事項

② ①以降の広報

- ・ 気象等の情報
- ・ 被災地への電話利用の自粛
- ・ 道路及びライフライン等の復旧状況
- ・ 一般ボランティアへの協力依頼
- ・ 医療機関等の活動状況
- ・ 義援金等に関する事項
- ・ その他必要な事項

③ 報道機関に対する情報発表

収集した被害状況及び災害状況等は、その都度、報道機関に対し、次の事項を発表する。

- ・ 災害の種別、名称及び発生年月日
- ・ 災害の発生場所及び被害の激しい地域
- ・ 被害状況
- ・ 応急対策の状況
- ・ 災害対策本部の設置・廃止
- ・ 避難勧告・指示の状況
- ・ 避難所の位置、経路等

2 災害広報誌等の作成・配布

町（総務課）は、電気・ガス・水道等のライフライン復旧状況、避難所での物資の配給及び義援金等の支給など、詳細な災害時の安心情報について、広報誌等を作成し、町民へ配布するなど、周知を図る。

- ① 義援金の支給
- ② 救援物資の供給場所・時間
- ③ 道路及びライフライン等の復旧状況
- ④ 救援状況、り災証明の発行に関する事項
- ⑤ その他必要な事項

3 広報車の活用

災害時の町民等の安全を確保するため、災害発生の危険性及び避難情報等について、広報車を活用して情報の伝達を図り、円滑な避難活動等を実施する。

- ・ 災害発生の危険性
- ・ 避難勧告及び避難指示
- ・ その他、被災者の安全確保のために必要な事項

広報車（広報機器搭載車両）による緊急の広報については、総務担当との調整により、広報担当及び各対策班、消防、更には警察等の機関の協力を得て実施する。

第2節 応援要請及び応急措置の代行

町は、町域において地震などによる災害が発生し、救助・救出活動、医療活動及び食料や水の供給等の応急対策活動において、町単独では対応することが難しいと判断したときは、被害の状況等を報告した後、各法令、協定に基づき周辺自治体、防災関係機関及び民間企業等に対し応援を要請し、迅速な応急対策活動の実施を図る。

一方、周辺自治体等において災害が発生し、救助・救出活動や医療活動等の支援を要請されたときは、町は、被災自治体が行う応急対策活動を支援する。

また、町が応急対策が困難な場合、災害対策基本法に基づき、国等の機関が応急対策の代行を行うものとする。

第1項 応援要請の基準

町（総務課）は、地震などによる災害が発生し、町単独の応急対策活動で対応することが難しいと判断したときは、次の基準により応援要請を実施する。

応援要請の基準	摘 要
第2 非常配備	必要に応じ、応援要請を実施する。
第3 非常配備	被害情報の収集・伝達に混乱、遅れが予想されるため、周辺自治体や留萌振興局地域政策部に応援準備を連絡し、その後の被害状況に応じて迅速に応援要請を実施する。

第2項 法令に基づく応援

町は、地震などによる災害が発生し、救助・救出活動や医療活動等に応援の必要があると認めるときは、災害対策基本法、自衛隊法、地方自治法等に基づき、物資や人員等の応援を要請するものとする。

1 指定地方行政機関等による応援（災害対策基本法第29.30.31条）

指定地方行政機関及び指定公共機関は、町から要請があったときは、職員を派遣し、応急対策の指導・助言を行う。

2 自衛隊による災害派遣（災害対策基本法第68条の2、自衛隊法第83条）

町（総務課）は、地震などによる災害が発生し、救助・救出活動及び救援物資の供給など、円滑な応急対策活動の実施を図るため、自衛隊の派遣が必要であると認めるときは、北海道知事（留萌振興局長）に文書をもって要請を依頼し、知事は自衛隊に部隊の派遣を要請する。

町（総務課）は、人命の救助・救出など、北海道知事（留萌振興局長）に文書をもって依頼するいとまがないとき、又は通信の途絶等により北海道知事（留萌振興局長）と指定部隊との連絡が不能であるときは、直接指定部隊の長に通報することができる。ただし、直接指定部隊の長に通報したときは、速やかに北海道知事（留萌振興局長）に連絡し、文書による手続を行う。

また、自衛隊は、災害の発生が突発的で、北海道知事（留萌振興局長）からの派遣要請を待ついとまがない場合は、自主的に部隊等を派遣する。この場合、できるだけ早急に知事等に連絡し、密接な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努めるものとする。

第3項 他の自治体及び北海道による応援（災害対策基本法第67.68条）

町は災害応急対策を実施するため必要があるときは、他の市町村長及び北海道へ応援を求めることができる。

第4項 協定に基づく応援

町及び各防災関係機関は、地震などによる災害が発生し、救助・救出活動や医療活動、食料や水の供給等の応急対策活動において、単独の対応では困難であり、応援が必要であると認めるときは、各協定締結先に対して、応援要請を行い、迅速な応急対策の実施を図る。

第5項 その他の応援

町（総務課）は、第3項までの応援によるもののほか、必要に応じて留萌振興局を通じ、北海道地域防災計画に掲載されている民間団体等に協力を要請し、緊急輸送、情報の収集・伝達、電気・ガス・水道等のライフラインの復旧時等において、迅速な応急対策活動の実施を図る。

第6項 応急措置の代行

指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、災害が発生した場合、当該災害により町及び道がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、町長が実施する応急措置の全部又は一部を、町長に代わって実施しなければならない。

ア 応急公用負担の実施（基本法第64条第1項）

イ 災害現場の工作物及び物件の除去並びに保管等の実施（基本法第64条第2項）

ウ 応急措置を実施するため、当該区域内住民及び現場にある者の従事命令の実施（基本法第65条第1項）

第7項 内閣総理大臣による協議等の代行

内閣総理大臣は、災害の発生により町及び道が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について道内広域一時滞在又は道外広域一時滞在の必要があると認めるときは、町長又は知事の実施すべき措置を代わって実施するが、町又は知事が必要な事務を遂行できる状況になったと認めるときは、速やかに町長又は知事との事務の引き継ぎが行われるものとする。

第3節 消防活動

町は、地震などによる災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、応急消防体制を確立し、消火・救助活動等を実施する。

また、町単独の対応では困難であり、周辺の自治体等の応援が必要であると認めるときは、北海道広域消防相互応援協定に基づき、消火・救助・救急体制を確立し、応急消防対策活動を実施する。

第1項 応急活動体制の確立

地震などによる災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、消防支署及び消防団は、職員の動員・配備の基準と消防対策部の「職員招集計画」に基づき、応急活動体制を確立する。

第2項 応援要請

町（消防支署）は、地震などによる災害が発生し、周辺自治体等の応援が必要であると認めるときは、北海道広域消防相互応援協定に基づき、消防隊、救助隊等の出動要請、北海道消防防災ヘリコプターの出動要請を行い、応急消防対策活動を実施する。

第3項 被害情報の収集・伝達

町（消防支署）は、119番通報や消防車両による巡視・警戒、高所からの監視等により被害状況を収集し、消防支署で総括した後、町（総務課）や各関係機関に報告する。

第4項 消火活動の優先

町（消防支署）は、119番通報や消防車両による巡視・警戒等による被害情報に基づく消火活動を速やかに実施する。

第5項 救助・救急活動の優先

町（消防支署、福祉課）は、地震などによる災害が発生したときは、警察・自衛隊・ボランティア等と連携し、救助・救急活動を実施する。

第4節 応急医療・救護

地震などによる災害が発生したときは、多数の負傷者が発生することが予想される。

町（町立病院）は、被災者が適切な医療措置を受けられるよう、応急医療体制を確立するとともに、被害状況に応じ医療救護所の設置、医療班の派遣及び医薬品等を確保するものとする。

また、被災者の精神的な動揺や不安の軽減を図るため、心のケア対策も実施する。

災害の状況、被害の程度に応じては、関係機関に対して、救護班の出動等の協力を要請する。

第1項 応急医療体制の確立

町（町立病院）は、災害の状況、被害の程度に応じて、次のように応急医療体制を確立し、医療・救護活動を実施する。

1 町立病院による応急医療

町（町立病院）は、地震などによる災害が発生したときは、遠別町立病院を拠点病院とし、各医療機関と協力した医療・救護活動を実施する。

2 宗谷医師会による応急医療

宗谷医師会は、町（町立病院）からの応援の要請があったときは、迅速に医療班を派遣するなど、応急医療・救護を実施する。

第2項 医療救護所の設置

町（町立病院）は、地震などによる災害が発生し、避難所が開設されたときは、必要に応じて避難所等に、医療救護所を設置する。

原則として、避難所のうち、施設を応急救護所として指定することとし、必要に応じて開設するものとする。

・ 幼児センター

医療救護所では、負傷者の応急手当及び助産活動を行う。

また、大規模な災害が発生し、多数の負傷者が発生したときは、避難勧告・指示が発令され、避難所が開設された直後から医療救護所に患者が殺到することが予想されるため、トリアージ（治療の優先度の判定）を実施し、重症と考えられる患者については、応急手当後、最寄りの医療機関へ搬送する。

- ① 負傷者の応急手当
- ② 重症患者の搬送
- ③ 助産活動

第3項 医療班の派遣

町（町立病院）は、被害状況から必要と認めるときは、宗谷医師会に対し医療班の派遣を要請する。

宗谷医師会は、派遣要請を受けたときは、迅速に医療班を派遣し、災害現場において円滑な医療・救護活動の実施を図る。

第4項 医薬品・医療資器材の確保

町（町立病院）、宗谷医師会は、災害時の医薬品、医療資器材の調達を行うときは、留萌振興局保健環境部保健行政室に協力を要請する。

第5項 メンタルヘルス対策（心のケア）

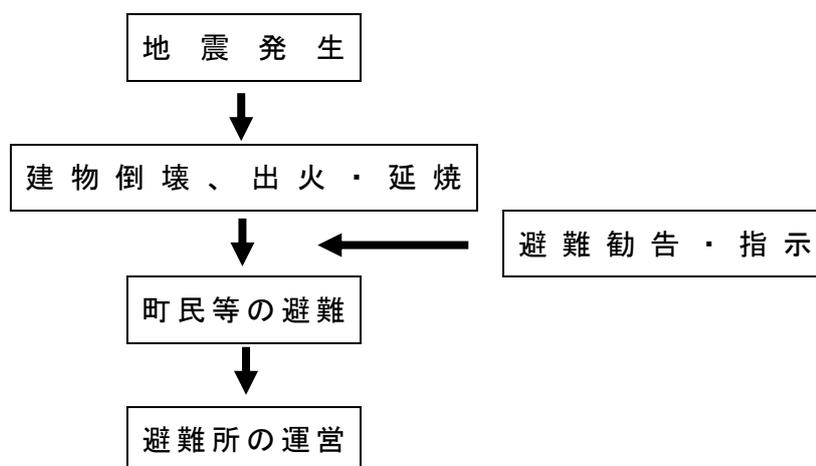
町（福祉課）は、町立病院の協力を得て、避難所等に災害の状況に応じて、メンタルヘルスの相談窓口を設置し、被災者の精神的な動揺や不安に対して相談に応じ、被災者の精神的な負担の軽減を図る。

第5節 避難と受入、警戒区域の設定

町は、地震等による災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、避難の必要があると判断された地域に対し、避難の勧告・指示を行い、住民等の安全を確保する。

また、町は、学校等に避難所を開設し、学校長、教職員、住民及びボランティア等と協力し、水や食料の供給、被災者の応急救護等を実施し、被災者の安全確保を図る。

町は、地震などによる災害が発生し、住民の生命又は身体に危険が及び、特に必要があると判断されたときには、警戒区域を設定し、立ち入りの制限、禁止又は退去を命ずることができる。



第1項 避難勧告・指示等、誘導の実施

町（消防支署、総務課）は、災害の状況に応じて、地域の住民に対し、避難の必要があると判断された場合は、避難の勧告・指示を行い、屋外への避難が危険な場合は、屋内での待避等の安全確保措置の指示を行い、被災者の安全確保を図る。

また、町（消防支署、総務課）職員が現場にいないとき、又は、災害によって避難勧告・指示等ができなくなったときには、警察官、海上保安官、北海道知事の命令を受けた道職員が避難の勧告・指示等を実施する。

なお、災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は、町職員、警察官及び海上保安官がその場にいないときに限り、住民等の避難等の措置を行うことができる。

避難勧告指示等を実施する者	要件等	根拠法令
町長	<ul style="list-style-type: none"> ・災害の危険があるときは、必要と認める地域の居住者に対し、避難勧告、避難指示又は屋内での待避等の安全確保措置を指示する。 ・上記勧告・指示を発令又は解除したときには、留萌振興局長、管轄の警察署長に報告しなければならない。 	災害対策基本法第60条 水防法第29条

警察官及び海上保安官	<ul style="list-style-type: none"> 町長が指示することができないとき、又は町長から要求があったときに、避難勧告、避難指示又は屋内での待避等の安全確保の指示をする。 その場合には、町長に通知しなければならない。 	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条
北海道知事又は北海道知事の命令を受けた道職員	<ul style="list-style-type: none"> 洪水、高潮の氾濫又は地すべり等により著しい危険が切迫していると認められるとき、避難を勧告又は指示することができる。この場合、管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。 北海道知事は、上記以外の災害において、町長が指示することができないときは、町長に代わって必要な避難勧告又は指示を行うことができる。 	災害対策基本法第60条 水防法第29条 地すべり等防止法第25条
自衛官	<ul style="list-style-type: none"> 危険な事態が生じ、かつ、町職員、警察官及び海上保安官が現場にいないとき。 	自衛隊法第94条

1 避難勧告・指示等の基準

避難勧告・指示は、災害の危険性の程度により、次の基準により発令する。

避難勧告・指示は、広報車や報道機関等を通じ、災害状況等の十分な説明を加えて発令する。

なお、屋内での待避等の安全確保措置の指示は、屋外を移動して避難所等へ避難するよりも屋内に留まる方が安全である場合に発令する。

①避難勧告—災害による被害の発生が予想されるため避難を促すときに発令

ア) 強い地震（震度5弱以上）を感じた場合又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合で、町長が必要と認めるとき

イ) 津波注意報が発表され、町長が必要と認めるとき。

ウ) 津波警報が発表されたとき。

②避難指示—災害による危険が目前に切迫しているときに発令

ア) 大津波警報が発表されたとき

イ) 避難勧告より状況が悪化し、緊急に避難を要すると認められるとき

（発令に至るまでの状況）

項目	発令時の状況	住民に求める行動
避難準備 （要援護者避難） 情報	<ul style="list-style-type: none"> 要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況 	<ul style="list-style-type: none"> 要支援者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難所又は避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） 上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> 通常の避難行動ができる者が、避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった場合 	<ul style="list-style-type: none"> 通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始

避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・前兆現象の発生や現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が高いと判断された状況 ・人的被害の発生した状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告等の発令後で待機中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 ・また避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は、生命を守る最低限の行動
------	---	--

2 避難勧告・指示等の伝達事項

町は、避難勧告・指示の発令時には、次の事項について住民へ伝達し、安全の確保を図る。

<ul style="list-style-type: none"> ・避難先の名称及び所在地 ・避難経路 ・避難勧告又は避難指示の理由 ・屋内での待避等の安全確保措置の具体的内容 <p>《注意事項》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難後の戸締りをする。 ・家屋の補強、家財道具を安全な場所へ移動する。 ・火の元に注意し、ガスの元栓を閉める。 ・携帯品は、必要最小限にする。 ・服装は、できる限り軽装とし、帽子、雨合羽、防寒用具等を携行する。 ・会社、工場にあっては、油脂類の流出防止、発火しやすい薬品、電気、ガス等の保安措置をとる。 ・災害の状況により自宅等の屋内待避や建物の2階以上や屋上などの上階への移動など（屋内での待避等の安全確保措置）

3 避難勧告・指示等の伝達手段

町は、避難勧告・指示等の伝達を次の手段等により実施する。

避難勧告・指示の伝達手段	詳細
広報車による伝達	<ul style="list-style-type: none"> ・広報車及び消防自動車により伝達する。また、必要あるときは、警察のパトロールカー等の出動を要請し伝達する。
ラジオ、テレビ放送による伝達	<ul style="list-style-type: none"> ・各報道機関の協力を得て、市民に伝達する。
防災行政無線による伝達	<ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線により伝達する。
電話による伝達	<ul style="list-style-type: none"> ・電話を通じ住民組織、官公署、会社及び工場等に伝達する。
戸別訪問による伝達	<ul style="list-style-type: none"> ・上記の手段による伝達が困難なとき、又は必要と認めるときは、戸別訪問により伝達する。
双方向システムによる伝達	<ul style="list-style-type: none"> ・全戸・事業所に設置している双方向システム（テレビ電話）により伝達する。

防災メールによる伝達	・登録制による防災メールやエリアメールなどの携帯電話事業者等が行う災害情報等の配信サービスにより伝達する。
町等のホームページによる伝達	・町等のホームページの災害情報に関するページにより伝達する。

4 避難誘導の実施

町、警察官、自主防災組織等は、災害発生の危険があると予想されるときは、適切、かつ、迅速に避難・誘導を実施し、住民等の安全を確保する。

第2項 指定避難所の開設・運営

町（総務課、住民課、福祉課、経済課、教育委員会）は、地震などによる災害が発生し、避難勧告及び避難指示の発令があったときは、指定避難所（指定緊急避難場所含む）を開設する。

また、指定避難所が開設される直前から廃止されるまでの間、町は、職員を派遣し、避難所の安全の確認、指定避難所の状況報告、生活必需品の配布及び避難者名簿の作成等、指定避難所の運営実務を行う。

【指定避難所の開設基準】

- ・震度5弱以上の地震が発生した場合
- ・避難勧告及び避難指示の発令があった場合
- ・町長が開設する必要があると認めた場合

1 勤務時間内の指定避難所開設

勤務時間内に地震等による災害が発生したときは、町は、職員を各指定避難所へ派遣し、施設の安全性を確認した後、迅速に指定避難所を開設する。町の職員が派遣されるまでに事態が緊急を要し、指定避難所の開設が必要であると考えられるときは、施設管理者が避難所を開設する。

2 勤務時間外の指定避難所開設

休日及び夜間等の勤務時間外に災害が発生したときは、指示を受けた町職員（必ずしも担当班に属する職員とは限らない。）が、直接指定避難所へ参集し、施設の安全性を確認した後、迅速に指定避難所を開設する。その場合には、参集した職員が、町（総務課、福祉課、教育委員会）へ指定避難所を開設した旨を報告する。その後、福祉課、教育委員会が、指定避難所の運営にあたる。

3 避難状況と周辺地域の被害状況の報告

町（総務課、住民課、福祉課、経済課、教育委員会）は、指定避難所を開設したときは、避難状況を取りまとめるため、施設管理者、住民ボランティア等と協力し、迅速に避難者リストを作成し、災害による指定避難所周辺の浸水状況、建物の倒壊及び火災、交通渋滞等の被害情報を収集し、速やかに総務班（総務課）に報告する。

総務班（総務課）は、指定避難所の開設状況等を取りまとめ、速やかに留萌振興局地域政策部に報告する。

- | | |
|-----------------|-----------|
| ・避難者リストの作成 | |
| ・被害情報の収集及び伝達 | |
| ・留萌振興局地域政策部への報告 | |
| （避難所開設の日時 | （収容人員 |
| （場所及び施設の名称 | （炊き出し等の状況 |
| （収容状況 | （開設期間の見込み |

4 指定避難所運営の実務

町（総務課、住民課、福祉課、経済課、教育委員会）は、施設管理者、住民及びボランティア等と協力し、指定避難所が廃止されるまでの期間（ただし、長期化等による自主運営組織等が運営する場合は、別に定める。）、次による運営実務を実施する。

また、避難行動要支援者については、指定避難所における生活が肉体的、精神的な面で困難が懸念されるため、町はもとより、住民及びボランティア等が一致団結して、避難行動要支援者の支援を行う。

- ① 水、食糧及び衣料等の生活必需品の配布
- ② 避難者の健康管理に関する事項
- ③ 災害関係情報等の提供
- ④ 関係機関との情報連絡

第3項 指定避難所の統合及び廃止

町（総務課、住民課、福祉課、経済課、教育委員会）は、災害の状況、収容している避難者数及び電気・ガス・水道等のライフライン施設等の復旧状況に応じて、指定避難所を統合又は廃止する。

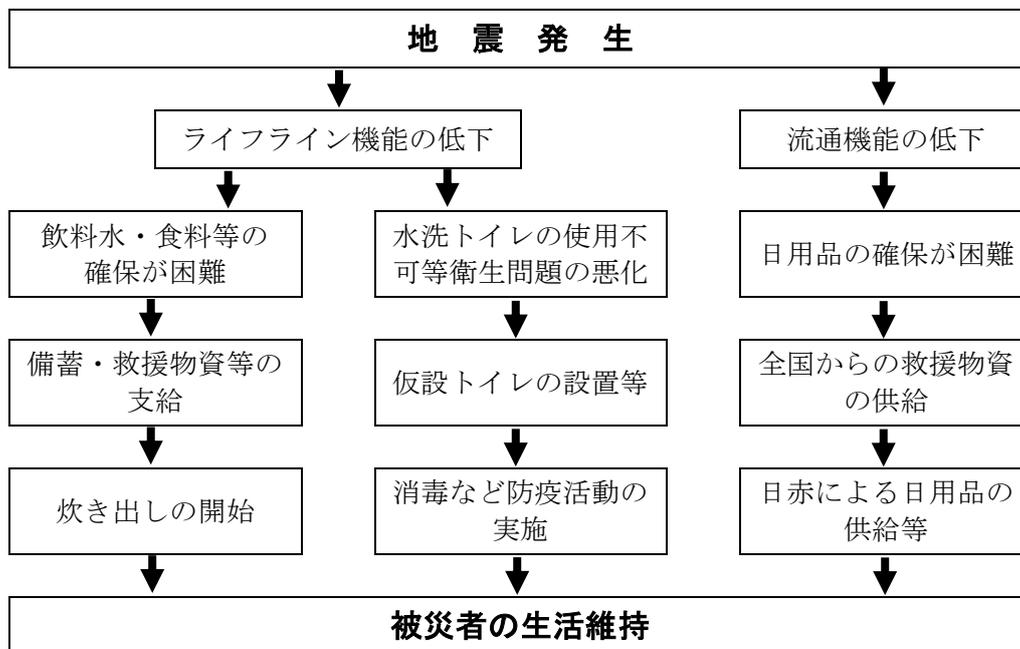
第4項 警戒区域の設定

警戒区域を設定できる者は、町長、警察官、海上保安官、消防吏員などであり、設定の目的及び要件については、次のとおりである。

警戒区域の設定 を実施する者	設定の目的及び要件	根拠法令
町長 (各対策班)	住民の生命又は身体に対する危険を防止し、住民の安全を確保するため、必要があると認めるとき。	災害対策基本法 第63条
警察官 海上保安官 自衛官	町長（町職員）が現場にいないとき、又はその要求があったとき。	災害対策基本法 第63条
消防吏員 消防団員	消防、水防活動の実施のため、警戒区域の設定の必要があると認めるとき。	消防法第28条 水防法第21条

第6節 生活救援対策

町及び各防災関係機関は、地震などによる災害が発生したときは、電気・ガス・水道等のライフラインや流通機能の低下が予想されるため、応急給水や救援物資等を供給するなど生活救援活動を実施する。



町、遠別町社会福祉協議会及び関係機関は、全国から寄せられる義援金や救援物資等の受入を行うとともに、速やかに被災者に支給するなど、円滑な生活救援活動の実施を図る。

町は、被災者の生命の維持を確保するため、応急給水等を実施するが、町独自の給水が困難なときは、各協定や自衛隊の応援による給水活動を実施する。

町は、仮設トイレの設置や避難所等における防疫・環境対策を実施し、衛生環境の改善を図る。

第1項 応急給水

町（経済課）は、地震などによる災害が発生したとき、水道施設が被災し、飲料水・生活用水の確保が困難となった被災者に対し、生命の維持、健康の確保のため、応急給水を実施する。

また、町（経済課）は、必要に応じて自治体等との応援協定、災害対策基本法や自衛隊法に基づく応援要請等により、円滑な応急給水を実施する。

1 応急給水体制の整備と応援要請の実施

町（経済課）は、被災者の生命を維持するため、迅速に応急給水体制をとり、円滑な応急給水を実施する。

また、災害の状況により、町独自の給水が困難なときは、各協定に基づき給水応援要請を行う。

2 給水資機材の確保

町（経済課）は、給水に必要な給水資機材を確保し、迅速な応急給水活動の実施を図る。

〈給水用資器材の保有状況〉

平成26年5月1日現在

給水容器	規格	数量	備考
ポリ容器	18リットル	100	浄水場に保管

3 応急取水・給水の実施

町（経済課）は、次に示す方法により、災害時の応急取水・給水を行う。

項目	取水・給水の方法	備 考
取 水	直接取水	・配水管が破損し給水ができないときは、配水場からの取水を基本とする。
給 水	町による搬送給水	・基本とする給水方法。給水車及び給水用容器をもって実施する。
	他の自治体・自衛隊による給水	・日本水道協会北海道支部の応援協定に基づく応急給水や自衛隊による搬送給水等により実施する。
	消火栓を利用した給水	・特定地域の水道施設が破損して使用できないときは、消火栓に応急仮設給水栓を取り付けて給水する。
	浄水装置による給水	・搬送その他の方法による給水が困難であり、付近に利用可能な水源があるときは、浄水装置の確保等により給水する。

4 給水場所・時間等の広報

町（経済課）は、災害時における応急給水の実施にあたっては、給水場所、時間について、報道機関、広報車及び広報誌等により住民等に事前に周知するよう努める。

5 目標応急給水量（1人1日給水量）

町（経済課）は、災害時においても、可能な限り多くの水を供給するよう努めなければならないが、水道施設の被害状況及び応急給水体制によっては供給量が制限され、また、時間の経過とともにライフラインの回復などにより、住民からの要求量は増加していく。

そうしたことから、より効率的な応急給水体制をとれるよう目標給水量を次のとおり設定する。

「目標応急給水量」

	給水量	備 考
災害発生後 3日間	3 ^{リットル} ／人／日	この期間は混乱しており、当面の飲料水を確保することを優先し、運搬給水などにより対応する。
災害発生後 4～10日	20 ^{リットル} ／人／日	混乱期も沈静化し、町民も飲料水だけでなく生活用水も求めてくる。配水本管及び支管の復旧に伴い、断水人口が減少する。
災害発生後 11日以降	100 ^{リットル} ／人／日	配水小管の復旧により、給水管被災家屋を除き通常給水に復帰する。

6 応急給水優先順位

町（経済課）は、目標給水量に応じた応急給水を実施するが、水道施設の被害状況などによっては、制限されることも予想されるため、次の優先順位で実施する。

「応急給水先の順位」

順位	給 水 先	備 考
1	医療機関、福祉施設 （老人ホームなど）	必要に応じて、受水槽の有無と病床数などで更に細分化する。独居老人世帯などへの配慮
2	災害対策関係機関	
3	収容避難所	
4	その他	飲食店、浴場等

第2項 食料の供給

町（総務課、住民課、福祉課、経済課、教育委員会）は、地震などによる災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあるときは、被災者等で、災害のため食料確保が困難となった者に対し、食料の供給を迅速に実施する。

町（経済課、福祉課、教育委員会）は、学校給食の委託業者、食料供給協定の締結業者などと連携を取り、パンや弁当などの食料を確保し、被災者等に配布する。

1 供給の対象者

災害時における応急的な食料供給の対象者は、次のとおりとする。

- ・避難所へ避難している被災者
- ・家屋の被害により、自炊ができない者
- ・災害応急対策に従事している者
- ・その他町長が必要と認めた者

2 供給の期間

町（総務課、住民課、福祉課、経済課、教育委員会）は、原則として避難所が開設された直後から廃止されるまでの期間について、食料の供給を実施する。

3 食料の確保

災害発生後1～3日間の食料は、住民による家庭内備蓄と町による備蓄（アルファ化米等）とする。3日目以降については、協定業者から調達した食料、全国各地からの救援物資、又はボランティアによる炊き出しにより、平常時に食べられている食料の確保を図る。

	供給項目	品目等
災害発生後 1日間～3日間	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭内備蓄食料 ・町の備蓄食料 	<ul style="list-style-type: none"> ・アルファ化米、乾パン等 ・インスタント食品 ・その他、最低限、飢えをしのごことのできる食品
災害発生後 3日目以降	<ul style="list-style-type: none"> ・協定業者から提供される食料 ・全国各地からの救援物資 	<ul style="list-style-type: none"> ・おにぎり、パン ・弁当 ・その他、暖かく食べやすい食品

※ 乳幼児や高齢者に対しては、粉ミルクや軟らかく食べやすい食品を用意する。

4 要配慮者への配慮

町（総務課、住民課、福祉課、経済課、教育委員会）は、食料の供給にあたって、幼児、高齢者及び障がい者等の要配慮者に配慮するものとする。

第3項 生活必需品の供給

町（総務課、福祉課）は、地震などによる災害が発生したときは、被災者や応急災害対策活動に従事している者、災害のため生活必需品の確保が困難になった者に対し、毛布や食器などの生活必需品を供給する。

また、日赤遠別町分区は、災害の状況に応じて、日用品や毛布等の生活必需品の供給を実施する。

1 供給の対象者

災害時における応急的な生活必需品供給の対象者は、次のとおりとする。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・避難所へ避難している被災者 ・家屋の被害により、生活必需品の確保が困難な者 ・災害の応急対策に従事している者 ・その他町長が必要と認めた者 |
|---|

2 供給品目

町（福祉課、教育委員会）又は日赤遠別町分区による供給品目は、概ね、次のとおりとする。

- ・寝具（毛布、布団等）
- ・日用品（石鹸、ちり紙、歯ブラシ、歯みがき粉等の類）
- ・その他日常生活に欠くことのできないと認められるもの

3 供給の期間

町（福祉課、教育委員会）は、原則として避難所が開設された直後から廃止されるまでの期間について、生活必需品の供給を実施する。

4 生活必需品の確保

町が配布する生活必需品は、協定業者から調達した品物や全国各地からの救援物資により確保を図る。

5 要配慮者への配慮

町（福祉課、教育委員会）は、生活必需品の供給にあたっては、幼児、高齢者及び障がい者等の要配慮者に配慮する。

第4項 災害見舞金の支給及び義援金、救援物資の受入れ・配分

町（福祉課）は、被災の状況に応じて災害見舞金を支給する。

また、町（福祉課）、遠別町社会福祉協議会は、全国各地からの義援金や救援物資を被災者等へ配分する。

1 災害見舞金の支給

町（福祉課）は、災害見舞金支給要綱に基づき、被災の状況に応じて被災者に災害見舞金を支給する。

2 義援金の受入・配分

日赤は、全国各地からの義援金受付窓口を設置し、義援金の受入を実施するとともに、日赤北海道支部及び日赤遠別町分区に義援金配分委員会を設置し、被害状況に応じて、義援金を被災者に配分する。

町（福祉課）は、全国各地からの被災者あての義援金を受けけるとともに、提供者の意向を尊重し、義援金を被災者に配分する。

3 救援物資の受入・配分

町（福祉課）、遠別町社会福祉協議会は、郵便局、トラック協会及び一般ボランティアの協力を得て、全国各地から送られてくる救援物資の受入・配分を迅速に実施する。

救援物資の一次保管場所については、学校施設等とし、救援物資の管理・配送を実施する。

第5項 防疫・環境対策の実施

町は、地震などによる災害が発生したときは、被災地を清潔な環境に維持するため、感染症の発生や蔓延を防止し、ごみ・し尿、死亡獣畜の処理を実施する。

また、災害に被害が甚大で、町独自で処理することが困難、又は不可能なときは、周辺自治体及び北海道へ応援を要請する。

1 感染症・食中毒の発生・まん延の防止

町（住民課）は、防疫班を編成して調査・検査を実施し、被災地の衛生環境を把握するとともに、必要があると認めるときは、飲料水、家屋、公衆便所等の消毒を実施する。

また、避難所等では、被災者やボランティア等に対し、防疫指導を行うとともに、避難者に対して、必要に応じ健康診断や臨時予防接種を実施し、避難者の健康保持を図る。

2 ごみストックヤード（一次堆積場）の確保

町（住民課）は、がれき・コンクリート片、土砂等の廃棄物が出たときは、被災地周辺の遊休地等を一次堆積場として活用し、処理方法を検討する。

3 応急仮設トイレ・風呂の設置

町（住民課）は、上・下水道施設の被害により、水洗トイレの使用や入浴ができないときは、避難所等に応急仮設トイレ、風呂等を設置し、被災者の衛生状態を良好に維持する。

4 死亡獣畜の処理

牛、馬、豚、羊等の死亡獣畜の処理は、その所有者が実施する。所有者が実施することが困難又は所有者が不明なときは、町（住民課）が死亡獣畜取扱場処理する。ただし、運搬することが困難な場合は、留萌振興局保健環境部保健行政室長の指導を受けて処理する。

5 家庭動物等の取り扱い

- (1) 動物の管理者は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年条例第3号、以下「条例」という。）に基づき、災害発生時においても、動物の愛護及び適切な管理を行うものとする。
- (2) 災害発生時における動物の避難は、条例第6条第1項第4号の規定により、動物の管理者が、自己責任において行うものとする。
- (3) 災害発生時において、町（住民課）は、関係団体の協力を得て、放浪犬等の捕獲・収容をするなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、放浪犬等の収容について周知を図るものとする。

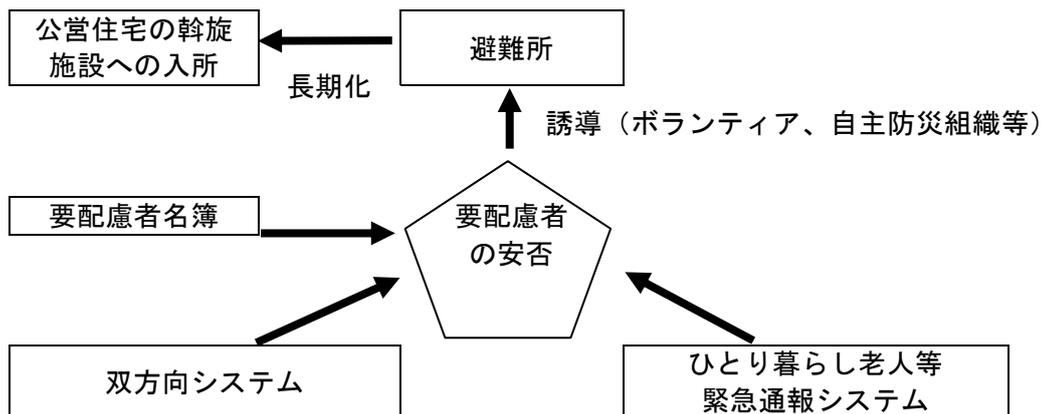
6 大気汚染対策

町（住民課）は、構造物の撤去・解体等に伴う粉塵、道路の渋滞等による大気の汚染が予想されるため、解体工事に伴う粉塵の抑制方法や自動車使用の自粛等について広報するなど、大気汚染の防止を図る。

第7節 要配慮者対策

町は、地震などによる災害が発生したときは、高齢者及び障がい者等の要配慮者に対し、年齢や身体的ハンディを考慮した救助・救出活動、水・食料・衣料等の物資や住宅の供給等を実施し、要配慮者の安全の確保を図る。

要配慮者の安全の確保は、町だけではなく、自主防災組織、町民及びボランティア等の協力が不可欠であり、一致団結して、要配慮者の支援を行う。



第1項 要配慮者への支援

町（福祉課）は、自主防災組織、町民及びボランティア等の協力を得て、年齢や身体的ハンディ等を考慮した対策を実施する。

1 要配慮者の安全確保

町（福祉課、消防支署）は、「要配慮者名簿」、「ひとり暮らし老人等緊急通報システム」等により、町域の要配慮者の状況を把握し、安否の確認、救助・救出活動及び避難・誘導等を実施して、要配慮者の安全確保を図る。

2 生活必需品の供給、住宅等の斡旋

町（福祉課）は、年齢や身体的ハンディ等を考慮し、要配慮者に対し、生活必需品の供給を行うとともに、避難所生活が長期化したときは、各種在宅福祉サービス等の活用、公営住宅の斡旋及び施設への入所等の措置を行う。

3 相談窓口の設置

町（福祉課）は、避難所等に要配慮者の相談窓口を設置するなど、避難所等における生活、資金援助、介護者の確保等各種相談に応じた対策を推進する。

第2項 住民・ボランティア等の協力

町（福祉課）は、自主防災組織、住民及びボランティア等の協力を得て、要配慮者の避難・誘導、救助・救出、救援物資の供給等の対策を講ずる。

第3項 要配慮者対策の広報

町（福祉課）は、報道機関の協力や広報誌等により、公営住宅の空き室状況及び生活必需品の供給など、要配慮者に対する情報提供を行う。

また、情報を提供する際には、ボランティアの協力等により、手話・点字の活用等、要配慮者のハンディ等を考慮した情報の提供を行う。

第4項 社会福祉施設における対策

老人福祉施設の施設管理者は、地震などによる災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあるときは、入所者や利用者の大半が高齢者や障がい者等の要配慮者であるため、住民及びボランティアの協力を得て、身体的ハンディ等を考慮した避難・誘導、救助・救出、救援物資の供給等を行い、要配慮者の安全を確保する。

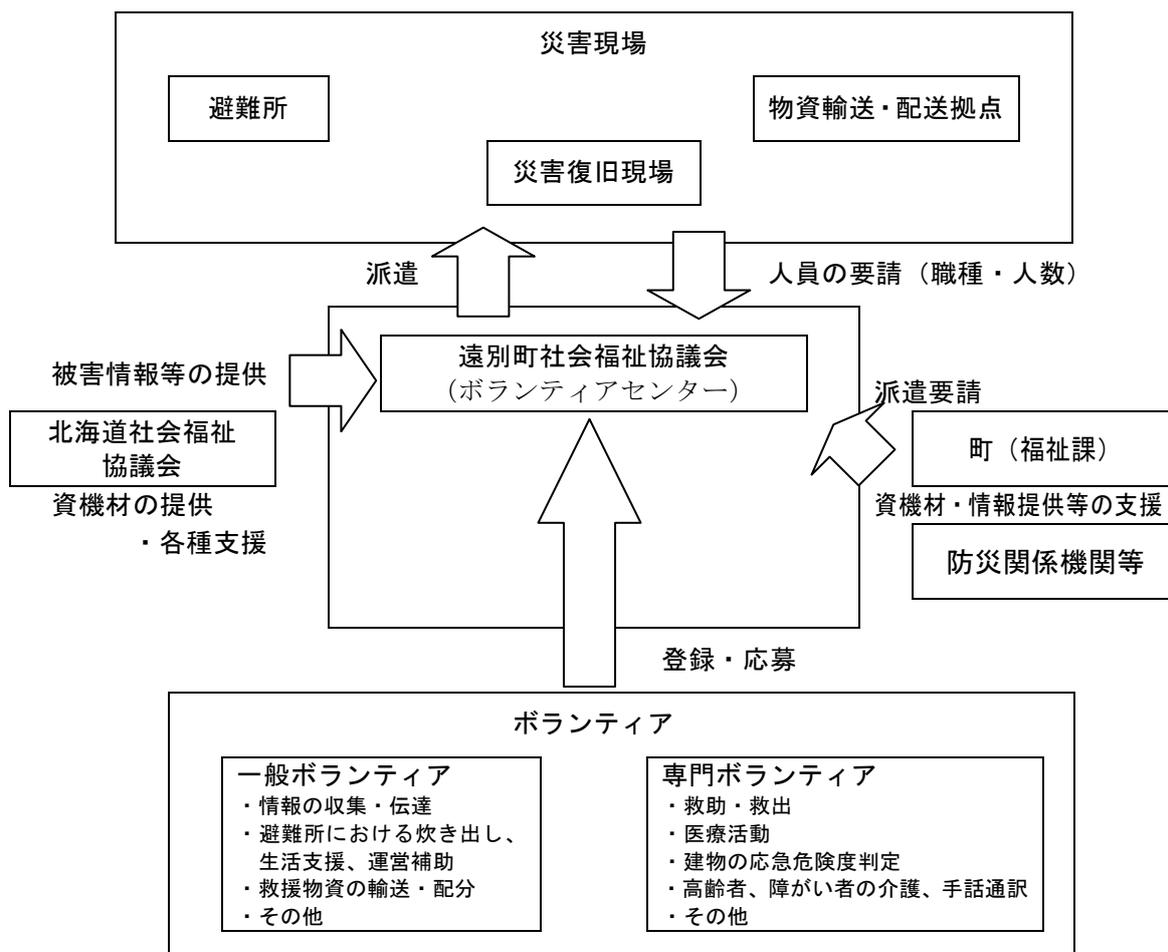
第8節 ボランティアの受入・派遣

遠別町社会福祉協議会は、災害のため必要があると認めるときは、町の支援を得て、ボランティア対策本部を設置するなど、ボランティア受入体制を整え、円滑なボランティアの派遣を実施する。

町は、地震などによる災害が発生したときは、遠別町社会福祉協議会にボランティアの派遣の要請を行い、避難所の運営、救助・救出活動や高齢者・障がい者などの介護、看護補助及び被災建築物の応急危険度判定など、被災者の生活に密着した応急対策活動の実施を図る。

第1項 ボランティアの活動

町（福祉課）は、地震などによる災害が発生し、ボランティア活動の必要性があるとき、遠別町社会福祉協議会（ボランティアセンター）に、ボランティアの派遣を要請し、人員を確保する。



※ 遠別町社会福祉協議会は、北海道社会福祉協議会と協力・連携し、被災地の現場のニーズを把握した上で登録されているボランティアを適材適所に派遣する。

第2項 ボランティア活動拠点

町（福祉課）は、地震などによる災害が発生したときは、公共施設等をボランティア活動拠点として提供する。

また、被害地域の状況に応じて公共施設等を提供し、被災現場での機能的なボランティア活動を支援する。

第3項 ボランティア活動の内容

ボランティアは、活動内容により、一般ボランティアと専門ボランティアに区別される。

一般ボランティア	専門ボランティア
<ul style="list-style-type: none"> ・災害、安否、生活情報の収集、伝達 ・避難所における炊き出し、その他災害救助活動 ・避難所の運営補助 ・避難者の生活支援 ・応急救援物資、資材の輸送及び配分 ・応急復旧現場における危険を伴わない軽微な作業 ・その他 	<ul style="list-style-type: none"> ・救助、救出 ・医療活動 ・被災建築物の応急危険度判定 ・無線を使用した非常通信 ・高齢者、障がい者等の介護 ・手話通訳 ・特殊車輛等による資機材、救援物資等の輸送 ・ボランティアの調整、ボランティアの指導 ・外国語通訳 ・その他

第9節 行方不明者の搜索、遺体の收容処理、埋葬

地震などによる災害が発生したときは、情報の混乱等により、安否確認や行方不明者搜索に支障をきたすおそれがある。

町、防災関係機関、自主防災組織等は、正しい情報の収集に努め、安否確認や行方不明者の搜索を行うとともに、死体が発見されたときは必要な措置を行う。

第1項 安否の確認と行方不明者の搜索

町（福祉課、消防支署）は、地震などによる災害が発生したときは、ひとり暮らし老人等緊急通報システム、要配慮者名簿及び避難所の避難者リスト等に基づき、障がい者・高齢者等の要配慮者に対して、積極的に安否の確認を行う。

一般住民の行方不明者については、町（総務課）が天塩警察署及び稚内海上保安部に協力を要請する。

自主防災組織は、地域の避難行動要支援者に対して安否の確認を行い、行方不明者等に関する情報を警察署等へ連絡する。

住民が安否確認を行うときは、災害用伝言ダイヤル171を利用する。

また、町（総務課）は、安否に関する情報を総括し、報道機関や広報誌等により、住民等へ情報を提供する。

項 目	担 当 部 局 等
要配慮者の安否確認	町（福祉課）
一般住民の行方不明者の搜索	天塩警察署、稚内海上保安部

第2項 遺体の收容・処理・埋葬

町及び住民等が、被災地において遺体を発見したときは、速やかに警察署に届け出、警察官の検視（見分）及び医師による遺体の検案を実施する。

海上、海岸における場合は、海上保安部又は警察署に届け出、海上保安官又は警察官の検視（見分）及び医師による遺体の検案を実施する。

町（住民課）は、遺体の身元が不明なときは、警察の協力を得て身元の確認に努めるとともに、遺体の收容・処理を行う。なお、遺体の処理のうち洗浄等の処理及び検案については、知事の委託を受けた日赤北海道支部が行うものとする。

町（住民課）は、遺族等が遺体の火葬や埋葬等の措置を行うことが困難なとき、又は遺族がいないときは、火葬や埋葬等の措置を行う。

第10節 文教対策

学校の管理者は、地震などによる災害が発生したときは、児童・生徒等の安否の確認を行い、安全を確保するとともに、教育活動の早期再開に向けた対策を実施する。

また、町（教育委員会）は校舎の被害状況に応じ、最寄りの公共施設等を利用し、臨時の学校施設を確保するとともに、児童・生徒の学用品の支給を円滑に実施する。

第1項 児童・生徒の安否確認と被害状況の報告

学校の管理者は、地震などによる災害が発生したときは、児童・生徒等の安否の確認を実施し、安全の確保を図る。

また、学校の管理者は、学校施設等の被害状況について、速やかに町（教育委員会）へ報告する。

第2項 応急教育の実施

町（教育委員会）及び学校の管理者は、地震などによる災害が発生したときは、次により応急教育を実施する。

1 休校措置

学校の管理者は、学校施設等の被災、その他の理由により校務の運営上やむを得ないと認めるときは、町（教育委員会）と協議し、休校措置をとる。

この場合、学校等の管理者は直ちにその旨を各児童・生徒などに周知するとともに、教育委員会は総務課と連携をとり、双方向システム及び広報車等を通じて、休校措置等についての周知徹底を図る。

2 学校施設の確保

学校の管理者は、被害の程度に応じて、次の方法により、施設の確保を図る。

被害の程度	施設確保の方法
校舎の一部が使用できないとき	特別教室、屋内体育館等を利用する。なお、不足するときは、2部授業等の方法をとる。
校舎の全部又は大部分が使用できないとき	最寄りの学校又は公共施設等を利用する。

※ 上記の方法による施設の確保ができないときは、応急仮設校舎の建築を検討する。

3 教職員の確保

町（教育委員会）は、学校長等からの連絡により、教職員の被災状況を把握するとともに、留萌教育局と密接な連絡をとり、教職員の確保に努める。

第3項 学用品の調達及び支給

町（教育委員会）は、被災世帯の児童・生徒で、教科書、学用品等を滅失、毀損したことにより就学上支障がある者に対し、学用品を支給する。

1 支給品目

被害状況に応じて、次の品目を現物支給する。

- ・ 教科書及び教材
- ・ 文房具、通学用品

2 学用品の調達

教科書の調達については、学校長が学校別、学年別に使用する教科書ごとに必要な数量を教育対策部に報告し、教科書取扱店から調達する。

また、教科書以外の学用品は、文房具店等から調達する。

第4項 学校給食の実施

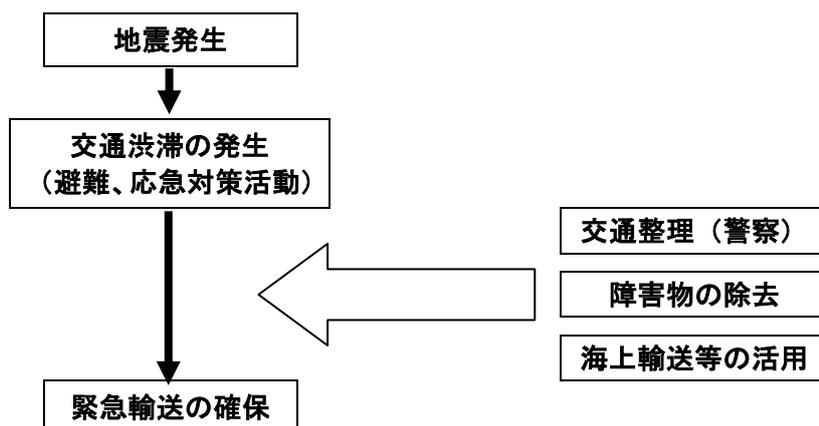
町（教育委員会）は、地震などによる災害が発生し給食施設が被災したときは、米飯やパンは委託業者から納品するとともに、温食については速やかに施設の応急修理を行い、給食の継続・再開を図る。

また、災害により食材が入手困難なときは、関係機関と連絡の上、食材の応急調達を実施する。

第11節 緊急輸送

地震などによる災害時には、住民等の避難、災害応急対策員の輸送及び救助、救護のための資材物資の輸送を迅速、かつ、確実に行うため、緊急輸送の確保が不可欠である。

また、倒壊建物、がれき等による障害物のため交通の確保が極めて困難となることが予想される。



町は、留萌開発建設部、稚内海上保安部、自衛隊、留萌振興局留萌建設管理部及び天塩警察署等の協力を得て、自動車、船舶及びヘリコプターなどを活用し、災害時の緊急輸送手段の確保を図る。

第1項 緊急輸送の範囲

災害時の緊急輸送の範囲は、次のとおりとする。

- ① 消防・水防活動など災害の拡大防止のための人員及び資機材の輸送
- ② 救助・救出、医療活動の従事者及び血液・医薬品等の輸送
- ③ 医療機関への負傷者等の搬送
- ④ 被災地外への重症者の搬送
- ⑤ 食料、水、衣料等の生活必需品の輸送
- ⑥ 公共施設（道路、橋梁、漁港）や電気・ガス・水道等の応急復旧及び交通規制に必要な人員・物資の輸送

第2項 緊急輸送道路、緊急交通路等の確保

町（経済課）は、留萌開発建設部、留萌振興局留萌建設管理部等の道路管理者、自衛隊及び天塩警察署の協力を得て、道路の被害・渋滞等の情報を収集し、障害物の除去、道路施設の復旧を実施する。

障害物の除去及び施設の復旧は、北海道緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会が策定したネットワーク計画における緊急輸送道路の一次路線及び公安委員会が指定した緊急交通路等から優先的に実施する。

町（総務課）は、被害状況及び復旧状況について集計・総括し、各関係機関へ報告する。

- ① 障害物の除去
- ② 緊急輸送道路（一次路線）・緊急交通路等の優先的な復旧
- ③ 被害・復旧状況の集計・報告

1 道路の交通規制

1) 道路交通網の把握

災害が発生した場合、道路管理者及び北海道公安委員会（北海道警察）は、相互に綿密な連携を図るとともに、関係機関の協力を得て、次の事項を中心に被災地内の道路及び交通の状況について、その実態を把握する。

- ① 破損し、又は通行不能となった道路及び区間
- ② 迂回路を設定し得る場合は、その路線名、分岐点及び合流点
- ③ 緊急に通行の禁止又は制限を実施する必要の有無

2) 交通規制の実施

道路管理者及び北海道公安委員会は、次の方法により交通規制を実施するものとする。

- ① 交通規制を実施するときは、道路標識等を設置する。
- ② 緊急を要し道路標識等を設置するいとまがないとき、又は道路標識等を設置して行うことが困難なときは、現場警察官等の指示によりこれを行う。

3) 関係機関との連携

道路管理者及び北海道公安委員会が交通規制により通行の禁止制限を行った場合には、関係機関に連絡する。

4) 広報の徹底

道路管理者及び北海道公安委員会が交通規制により通行の禁止制限を行った場合には、あらゆる広報媒体を通して広報の徹底を図る。

第3項 緊急通行車両標章等の申請

災害時において公安委員会により道路通行が禁止又は制限されたときは、町（総務課）及び各防災関係機関は、救援物資の輸送等の緊急車両を通行させるため、北海道知事（留萌振興局長）又は公安委員会に対し緊急通行車両確認証明書及び標章の交付を申請する。

町（総務課）及び各防災関係機関は、証明書及び標章の交付を受けたときは、証明書を携帯するとともに標章を車両の見やすい箇所に掲示する。

第4項 船舶による海上輸送の確保

町（総務課、経済課）は、稚内海上保安部、海上自衛隊等の協力を得て、遠別漁港を利用して全国の自治体等から送られてくる救援物資、復旧資機材等の船舶による大量海上輸送を実施する。

第5項 ヘリコプター等による航空輸送の確保

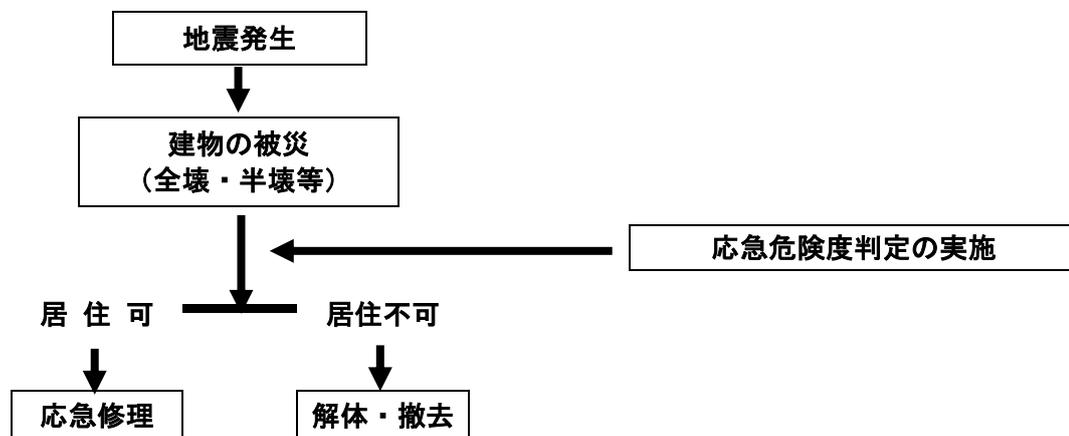
町（総務課）は、災害時において車輛輸送、船舶輸送が困難又は不相当と判断したときは、北海道（防災航空室）に対しヘリコプター等の出動を要請する。

要請を受けた北海道（防災航空室）は、北海道の所有するヘリコプターを出動させるほか、必要に応じて第一管区海上保安本部及び自衛隊等の協力を得て、ヘリコプター等の運航を実施し、円滑な緊急輸送の確保を図る。

また、ヘリコプターの発着場所については、別に定める。

第12節 建物対策

地震などにより、多数の建物被害が発生する事態が予想されることから、居住できるかどうかの判断を専門家に依頼し、二次災害を防止することが重要である。



町は、地震などによる災害が発生し、家屋が被災して居住できなくなったとき、又は被災者の避難所生活が長期にわたり肉体的・精神的な障害が生じたときは、公営住宅の空き室を供給するなど、被災者の居住を確保する。

「災害救助法」が適用されたときは、北海道知事又は知事の委任を受けた町長は、応急仮設住宅等の被災者の収容施設を建設し、被災者の住居の確保を図ることができる。

第1項 災害時の住宅の供給

1 応急的な住宅の供給・修理

地震などにより住宅を失い、又は破損のため居住ができなくなった被災者に対して応急的な住宅の供給・修理を行う。

なお、災害救助法が適用された場合は知事が行い、町長（経済課）はこれを補助するが、知事の委任を受けた場合は、町長（経済課）が行う。

町（経済課）は、住宅の供給・修理に関する相談窓口を設置し、被災者の相談に応じるとともに、報道機関や広報誌を利用し、実施の時期・基準等について、十分な情報の提供を行う。

1) 応急修理を受ける者

- ① 住宅が半壊又は半焼し、当面日常生活を営むことができない者であること。
- ② 自らの資力で応急修理ができない者であること。

2) 応急修理実施の方法

応急修理は、応急仮設住宅の建設に準じて行う。

3) 修理の範囲と費用

- ① 応急修理は、居室、炊事場及び便所等日常生活に欠くことのできない部分で必要最小限とする。
- ② 費用は、救助法及び関係法令の定めるところによる。

2 災害公営住宅の建設

北海道（留萌振興局留萌建設管理部）又は知事の委任を受けた町長（経済課）は、大規模な災害が発生し、住宅の被害が「災害公営住宅建設の基準」に達したときは、低所得被災世帯のために、災害公営住宅を建設し入居させる。

1) 応急仮設住宅の入居対象者

次の条件に該当していなければならない。

- ① 住宅が全壊、全焼又は流出した者であること。
- ② 居住する住宅がない者であること。
- ③ 自らの資力では住宅を確保できない経済的弱者で、次に該当する者であること。
 - ア 生活保護法の被保護者及び要保護者
 - イ 特定の資産のない失業者、寡婦、母子世帯、老人、病弱者、身体障がい者、勤労者、小企業者等

2) 応急仮設住宅の入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選定については、当該市町村が行う。

3) 応急仮設住宅の建設

原則として応急仮設住宅の設置は、知事が行う。

4) 応急仮設住宅の建設戸数

道は町（経済課）からの要請に基づき設置戸数を決定する。

5) 応急仮設住宅の規模、構造、存続期間及び費用

(ア) 応急仮設住宅の標準規模は、一戸(室)につき29.7平方メートルを基準とする。

構造は、原則として軽量鉄骨組立方式による2～6戸の連続建て若しくは共同建てとし、その仕様は、「応急仮設住宅仕様基準」のとおりとする。

但し、被害の程度その他必要と認めた場合は、一戸建て又は木造住宅により実施する。

(イ) 応急仮設住宅の存続期間は、その建築工事(又は、借上げに係る契約を締結)を完了した後、3月以内であるが、特定行政庁の許可を受けて、2年以内とすることができる。

但し、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律に基づき、政令で指定されたものに係る応急仮設住宅については、更に期間を延長することができる

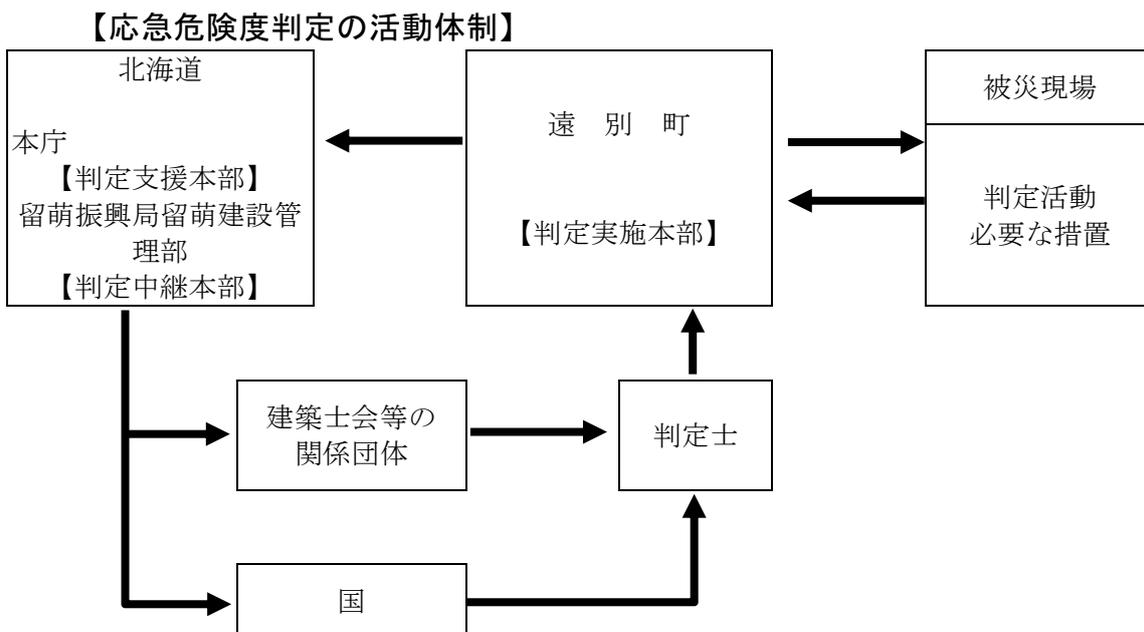
(ウ) 費用は救助法及び関係法令の定めるところによる。

6) 応急仮設住宅の維持管理

知事が設置した場合、その維持管理は、町（経済課）に委任する。

第2項 建物の応急危険度判定

町（総務課、経済課）は、被災状況に応じて北海道に対して応急危険度判定士の派遣を要請し、被災した建物の被害の程度（全壊、半壊等）を判定し、二次災害の防止を図る。



第3項 建物の解体・撤去

建物の解体・撤去については、原則としてその施設所有者が実施する。ただし、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という。）により、町域又は町域の局地が激甚災害に指定され、施設所有者からの申請があったときは、町（経済課）が、建物の解体・撤去を行うことができる。

【災害公営住宅建設の基準】

1 災害公営住宅の建設条件

① 地震、暴風雨、洪水、高潮その他異常な天然現象による災害の場合

ア 被災地全域の滅失戸数が500戸以上のとき

イ 町内の滅失戸数が200戸以上のとき

ウ 滅失戸数が町内の住宅戸数の1割以上のとき

② 火災による場合

ア 被災地全域の滅失戸数が200戸以上のとき

イ 滅失戸数が町内の住宅戸数の1割以上のとき

2 建設及び管理者

災害公営住宅は町が建設し、管理する。ただし、北海道知事が道において建設する必要を認めたときは道が建設し、建設後は公営住宅法第46条の規定による事業主体の変更を行って建設地の町に譲渡し、管理は建設地の町が行う。

3 建設管理等の基準

災害公営住宅の建設及びその管理は、おおむね次の基準による。

① 入居資格

(ア) 当該災害発生の日から3年間は当該災害により住宅を失った者であること。

(イ) 月収214,000円以下（当該災害発生の日から3年を経過した後は、158,000円）で事業主体が条例で定める金額を超えないこと。

(ウ) 現に同居し又は同居しようとする親族があること。

(エ) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。

② 構造

再度の被災を防止する構造とする。

③ 整備年度

原則として当該年度、やむを得ない場合は翌年度

④ 国庫補助

(ア) 建設、買取りを行う場合は当該公営住宅の建設、買取りに要する費用の2/3。但し、激甚災害の場合は3/4

(イ) 借上げを行う場合は住宅共用部分工事費の2/5。

第13節 ライフライン施設の応急対策

上・下水道、電気、ガス、通信等のライフライン施設の管理者は、地震などによる災害が発生したときは、住民等の生活の基盤を確保するため、被害情報を収集し、二次災害の防止と迅速な施設の応急復旧に努める。

また、各施設の被害や応急復旧状況については、町を通じて住民等に情報を提供する。

第1項 上・下水道施設の応急対策

町（経済課）は、災害時活動要領に基づき、地震などによる災害が発生したときは、被害情報を収集するとともに、二次災害の防止と上・下水道施設の応急復旧活動を実施する。

1 被害及び応急復旧状況の伝達

町（経済課）は、被害や応急復旧状況について町（総務課）へ報告する。報告を受けた町（総務課）は、報道機関や広報誌等により住民等に情報を提供する。

2 復旧用資機材等の確保と応援派遣要請の実施

町（経済課）は、上・下水道施設の応急復旧にあたっては、備蓄資機材等を使用して活動することとするが、被害状況により資機材や人員が不足するときは、災害時相互応援に関する協定等に基づき、他市町村や道に復旧用資機材の提供や人員派遣の要請を行い、迅速な応急復旧活動の実施を図る。

3 施設の復旧優先順位

町（経済課）は、医療・福祉、避難所及び消防関係などの施設の優先的な応急復旧に努める。

第2項 電力施設の応急対策

北電天塩営業所は、防災業務計画に基づき、地震などによる災害が発生したときは、被害情報の収集を実施するとともに、二次災害の防止と電力施設の応急復旧活動を実施する。

1 被害及び応急復旧状況の伝達

北電天塩営業所は、被害や応急復旧状況について取りまとめ、町（総務課）へ報告する。報告を受けた町（総務課）は、報道機関や広報誌等により町民等に情報を提供する。

2 復旧用資機材等の確保と応援派遣要請の実施

北電天塩営業所は、電力施設の応急復旧にあたっては、備蓄資機材等を使用して活動することとするが、被害状況により資機材や人員が不足するときは、各防災関係機関や電力他社等に復旧用資機材の提供や人員派遣の要請を行い、迅速な応急復旧活動の実施を図る。

3 施設の復旧優先順位

北電天塩営業所は、医療・福祉、避難所及び消防関係などの施設の優先的な応急復旧に努める。

第3項 通信施設の応急対策

東日本電信電話㈱北海道支店は、防災業務計画に基づき、地震などによる災害が発生したときは、被害情報を収集し、施設の応急復旧活動を実施するとともに、非常用通信施設の確保を図る。

また、救助・救出活動等に関わる重要な通信回線については、優先的に確保するとともに、被災者等に対し、災害用伝言ダイヤル「171」の運用を開始し、地震などによる災害時に、家族や友人などの安否が確認できるサービスを提供する。

1 被害及び応急復旧状況の伝達

東日本電信電話㈱北海道支店は、被害や応急復旧状況について取りまとめ、町（総務課）へ報告する。報告を受けた町（総務課）は、報道機関や広報誌等により町民等に情報を提供する。

2 復旧用資機材等の確保と応援派遣要請の実施

東日本電信電話㈱北海道支店は、通信施設の応急復旧にあたっては、備蓄資機材等を使用して活動することとするが、被害状況により資機材や人員が不足するときは、各防災関係機関等に復旧用資機材の提供や人員派遣の要請を行い、迅速な応急復旧活動の実施を図る。

3 施設の復旧優先順位

東日本電信電話㈱北海道支店は、救助・救出活動等の応急対策に関わる重要な通信回線については、優先的な応急復旧に努めるとともに、非常用交換機などの災害対策機器を設置し、通信回線を優先的に確保する。

また、一般回線の利用が困難となったときは、被災地に超小型衛星通信装置、非常用交換機、移動電源車等の装置を設置し、通信回線の確保を図る。

項 目	備 考
災害時優先電話の設置	事前に災害時優先電話として指定することにより回線を確保する。
非常・緊急通話の確保	あらかじめ事前に登録された災害時優先電話により、市外局番なしの「102」をダイヤルする。災害対応に係わる機関だけ使用可能
110・119番通報回線の確保	平常時は専用回線を使用しているが、災害時に専用回線が不通となったときは、一般回線に切り替えることにより、回線を確保する。

4 被災者への通信回線の開放

東日本電信電話㈱北海道支店は、地震などによる災害が発生し、一般回線の利用が困難となったときは、特設・臨時公衆電話の設置や街頭公衆電話の無料化を実施する。

また、災害時には回線が非常に混雑し、電話が掛かりにくくなることから、災害用伝言ダイヤル「171」の運用を開始し、被災者の安否確認等に関する通信を確保する。

項 目	備 考
特設・臨時公衆電話の設置	災害救助法が適用された地域及びこれに準じた地域の避難所に、無料公衆電話を設置する。
街頭公衆電話の開放	災害による広域停電時等において、無料で街頭の公衆電話を開放する。
災害用伝言ダイヤル「171」	被災地内の電話番号をもとに、安否等の情報を音声により伝言する「ボイスメールサービス」を提供する。

第14節 土木及び公共施設の応急対策

道路、橋梁、河川、漁港、海岸、がけ地・急傾斜地等の土木施設、町庁舎及び学校等の公共施設の管理者は、地震などによる災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあるときは、住民等の安全と生活の基盤を確保するため、被害情報を収集し、被災した施設の迅速な応急復旧に努める。

また、各施設の管理者は、被害や応急復旧状況について町（総務課）へ報告する。報告を受けた町（総務課）は、報道機関や広報誌等により住民等に情報を提供する。

町、留萌開発建設部及び留萌振興局留萌建設管理部は、各管理施設を早期に応急復旧し、二次災害の防止と災害時の緊急輸送の確保を図る。

第1項 道路・橋梁、河川・漁港・海岸施設の応急対策

留萌開発建設部、留萌振興局留萌建設管理部及び町（経済課）は、緊急輸送や住民等の安全を確保するため、危険箇所及び被害程度の把握を迅速に行い、関係機関に連絡するとともに資機材確保を図り、応急復旧工事を実施する。

また、各施設の管理者は、二次災害の防止と緊急輸送の確保のため、倒壊した建物、街路樹、流木、その他の障害物の除去を実施する。施設管理者単独での除去が不可能なときは、建設関連業者、自衛隊等の協力を得て障害物の除去を実施する。

1 危険箇所、被害程度の把握と復旧情報の伝達

留萌開発建設部、留萌振興局留萌建設管理部及び町（経済課）の各施設管理者は、危険箇所、被害程度を把握し、復旧時期等の情報を町（総務課）に報告する。報告を受けた町（総務課）は、報道機関や広報誌等により、住民等に情報を提供する。

2 資機材の確保と応急復旧工事の実施

留萌開発建設部、留萌振興局留萌建設管理部及び町（経済課）は、住民等の安全を確保するため、管理施設における迅速な応急復旧工事を実施する。

また、必要となる資機材については、建設関連業者の協力を得て、早急に確保する。

3 障害物の除去

留萌開発建設部、留萌振興局留萌建設管理部及び町（経済課）は、住民等の安全と緊急輸送の確保等のため必要があると認めるときは、管理施設における障害物の除去を実施する。施設管理者単独での除去が不可能なときは、建設関連業者、自衛隊等の協力を得て障害物の除去を実施する。

第2項 がけ地・急傾斜地等の応急対策

留萌振興局留萌建設管理部は、地震などによる災害が発生したときは、急傾斜地法に基づき北海道が指定している急傾斜地崩壊危険区域について被害程度を把握し、必要に応じ、迅速な応急復旧対策を実施する。

また、未指定箇所等については、所有者が被害の程度を把握し、迅速な応急復旧対策を実施する。

町（経済課）は、災害により宅地が被災した場合、住民等の安全を確保する必要があるときは、被災宅地危険度判定士を活用し、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、適切な応急対策を講じて二次災害の軽減、防止を図る。

災害の規模が極めて大きく広範にわたるときは、必要に応じて、北海道に対して被災宅地危険度判定士の派遣の要請を行い、被災宅地の判定を実施する。

危険箇所、被害の程度等の情報は、その施設の管理者が町（総務課）に報告する。報告を受けた町（総務課）は、報道機関や広報誌等により、町民等に情報を提供する。

第3項 公共施設の応急対策

町庁舎、学校、幼児センター及びその他の公共施設の管理者は、地震などによる災害が発生したときは、被害状況を町（総務課）へ報告するとともに、各施設の利用者等の安全を確保し、施設の応急復旧対策を実施する。

第15節 災害警備対策

天塩警察署は、地震などによる災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあるときは、早期に警備体制をとり、住民の生命、身体及び財産の保護と社会秩序の維持を図るとともに、町等の関係機関と連携をとり、警備諸対策を実施する。

第1項 災害警備体制の確立

天塩警察署は、地震などによる災害が発生したときは、災害の状況に応じて災害警備本部を設置し、災害警備体制の確立を図る。

第2項 応急対策の実施

1 災害情報の収集・伝達

天塩警察署は、町（総務課）及び各関係機関と連携し、迅速に災害情報を収集し、応急対策活動の円滑な実施を図る。

2 交通規制

天塩警察署は、道路管理者等と連携して、区域及び道路の区間を指定して緊急通行車両及び規制対象車両以外の通行を禁止又は制限する。

また、通行禁止区域等において、車両等が通行の妨害となるときは、所有者等に対し、移動等の措置を命ずる。

3 防犯パトロール・広報

天塩警察署は、住宅街及び商店街等におけるパトロールを実施し、犯罪の予防及び取締りを実施する。

また、住民等に対し、交通規制や犯罪の防止に関する広報を実施する。

4 救助・救出活動の実施

天塩警察署は、町（消防支署）などの各関係機関の協力を得て、被災者の救助・救出活動を行うとともに、遺体の検視（見分）等にあたる。

5 避難勧告・指示

天塩警察署は、町長が指示できないとき、又は町長から要求があったときは、災害対策基本法第61条に基づき、住民等に対して避難の勧告・指示を実施する。

第16節 津波対策

地震の発生後は、津波に対する警戒が必要で、弱い地震であっても長い時間ゆっくりとしたゆれを感じたときは、津波発生の危険性があるので正しい情報を入手することが重要となる。

町域の沿岸、遠別川河口付近には標高の低い箇所があり、大津波警報、津波警報及び注意報が発表されたときの避難行動は迅速に行う必要がある。

本町における津波対策については、別に定める遠別町津波避難計画に基づき対応するとともに、以下のとおり取り扱う。

第1項 情報伝達系統

基本・地震災害対策編第3章第1節「災害情報の収集と伝達」による。

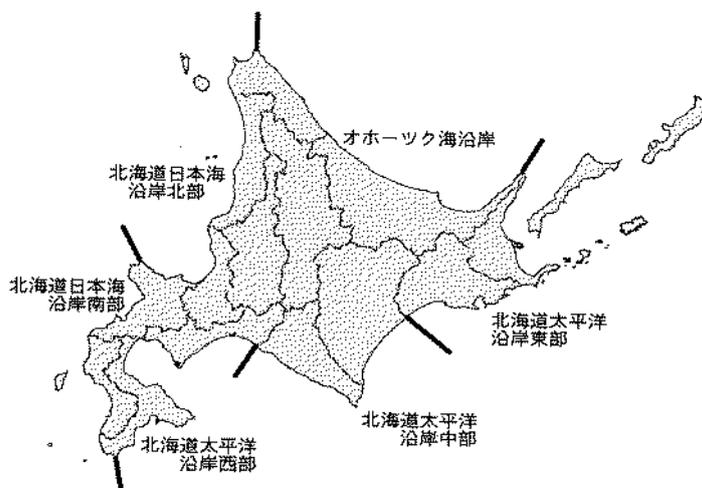
第2項 津波の予報と予報区域

札幌管区気象台から発表される津波予報の種類、解説、津波の高さは次のとおりである。

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動
			数値での発表	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m < 高さ	10m 超	巨大	陸域に津波が及び浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		5m < 高さ ≤ 10m	10m		
		3m < 高さ ≤ 5m	5m		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1m < 高さ ≤ 3m	3m	高い	
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって津波による災害のおそれがある場合	0.2m < 高さ ≤ 1m	1m	(表記なし)	陸域では避難の必要はない。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

注1) 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

注2) 津波予報区とその区域は次による。



第3項 津波の警戒と応急対策

町及び防災関係機関は、札幌管区気象台が発表する大津波警報、津波警報及び注意報のほか、強い地震（震度4以上）が観測されたとき、又は異常な現象を感じたときは、津波に対する警戒体制をとり、応急対策活動を実施する。

1 津波情報の広報

町（総務課、消防支署）及び天塩警察署は、潮位や河川水位の情報、津波警報及び注意報に基づき、双方向システム、防災メールや広報車両等あらゆる手段を活用し、避難対象地域の住民等に対して海浜からの退去とテレビ、ラジオの聴取等十分な警戒体制をとるよう周知する。

2 船舶避難の伝達

稚内海上保安部は、在港船舶及び沿岸部の船舶に対し、緊急通信を利用して津波予報を伝達し、沖合等の安全な海域へ避難する、又は岸壁等を離れ、安全な場所に避難するよう周知する。

漁業協同組合においては、漁業無線により沿岸域で操業中の漁船に対して沖合等安全海域へ避難するよう周知する。

第4項 避難計画

1 指定避難所の開設

町（総務課、福祉課、教育委員会）は、津波避難所として、必要に応じて次の施設を開設するとともに、町（総務課）に報告する。

- | | |
|---------------|------------------|
| ・遠別小学校（体育館含む） | ・遠別農業高等学校（体育館含む） |
| ・幼児センター | ・農業振興センター |

なお、津波来襲が切迫し緊急避難を要するときは、最寄りの高台や耐震性のある鉄筋コンクリート造り・3階建以上の建物に避難するよう指示する。

第17節 災害救助法の適用

地震などによる災害が発生し、災害救助法が適用されたときは、北海道知事が、災害救助法に基づく対策を実施する。ただし、個別の災害ごとに救助に関する事務の一部を委任された場合は、町長が、自らの判断責任において災害救助法に基づく対策を実施する。

第1項 災害救助法の適用基準

北海道及び町域において、地震などによる災害が発生したときは、次に示す基準に従い災害救助法が適用される。

また、町長は、町域にかかる災害に関し、その被害が次の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、直ちに留萌振興局長を経由し、北海道知事に報告しなければならない。

- (1) 町内で30世帯以上の住家が滅失した場合
- (2) 全道で2,500世帯以上の住家が滅失し、町内では15世帯以上の住家が滅失した場合
- (3) 全道で12,000世帯以上の住家が滅失し、町内の被害状況が特に救助を必要とする状態にあると認められたとき

住家被害の判定基準

1 住家被害の判定基準

滅失：全壊、全焼、流出

住家が全部倒壊、流出、埋没、焼失したもの又は損壊が甚だしく、補修により再使用することが困難で、具体的には、破損、焼失又は流出した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達したもの、又はその住家の主要な要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、50%以上に達した程度のもの。

半壊・半焼：2世帯で滅失1世帯に換算

住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分の床面積が、その住家の延床面積の20～70%のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、20%以上50%未満のもの。

床上浸水：3世帯で滅失1世帯に換算

床上浸水、土砂の堆積等により、一時的に居住することができない状態となったもの。

2 世帯の判定

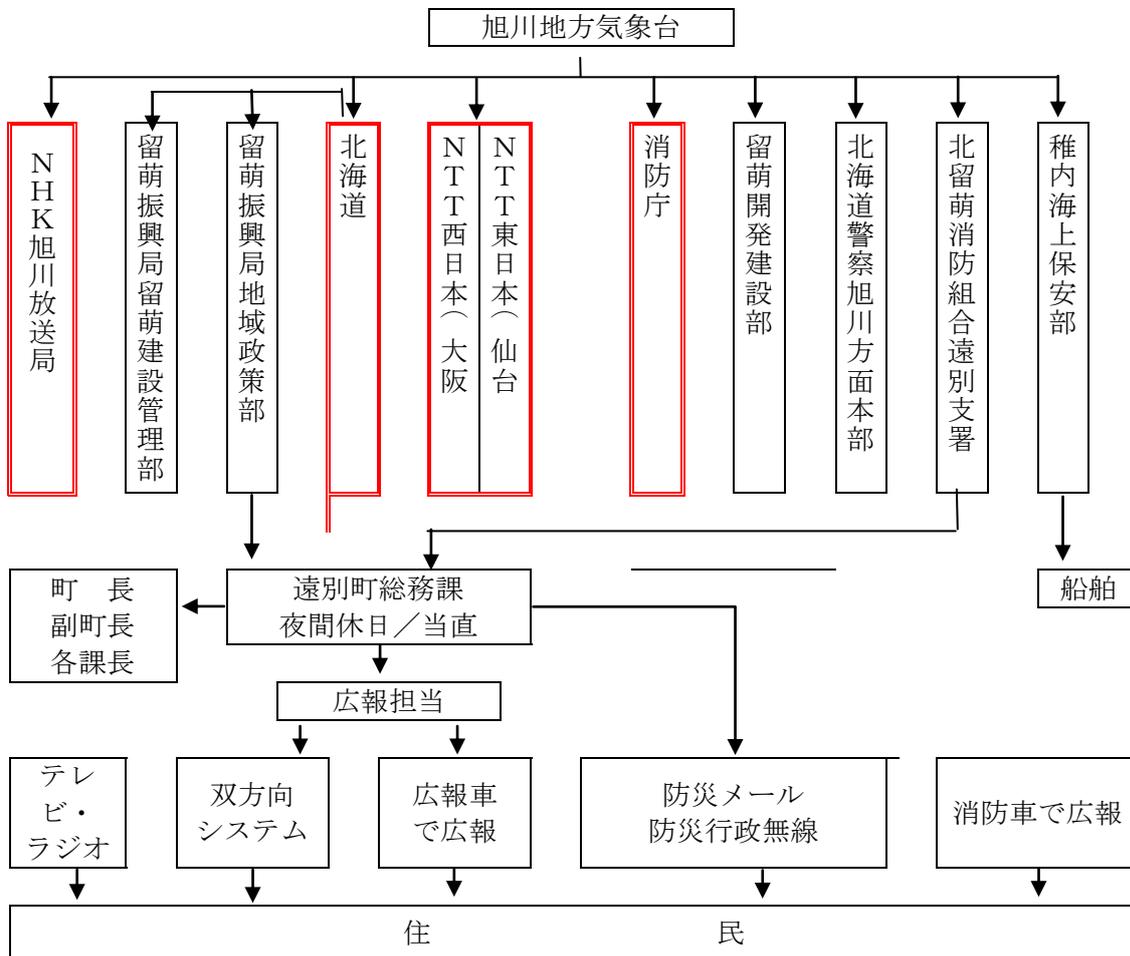
- ① 生計を一にしている実際の生活単位をいう。
- ② 会社又は学生の僚等は、各々が独立した生計を営んでいると認められる場合、個々の生活実態に即し判断する。

第2項 災害救助法による救助内容

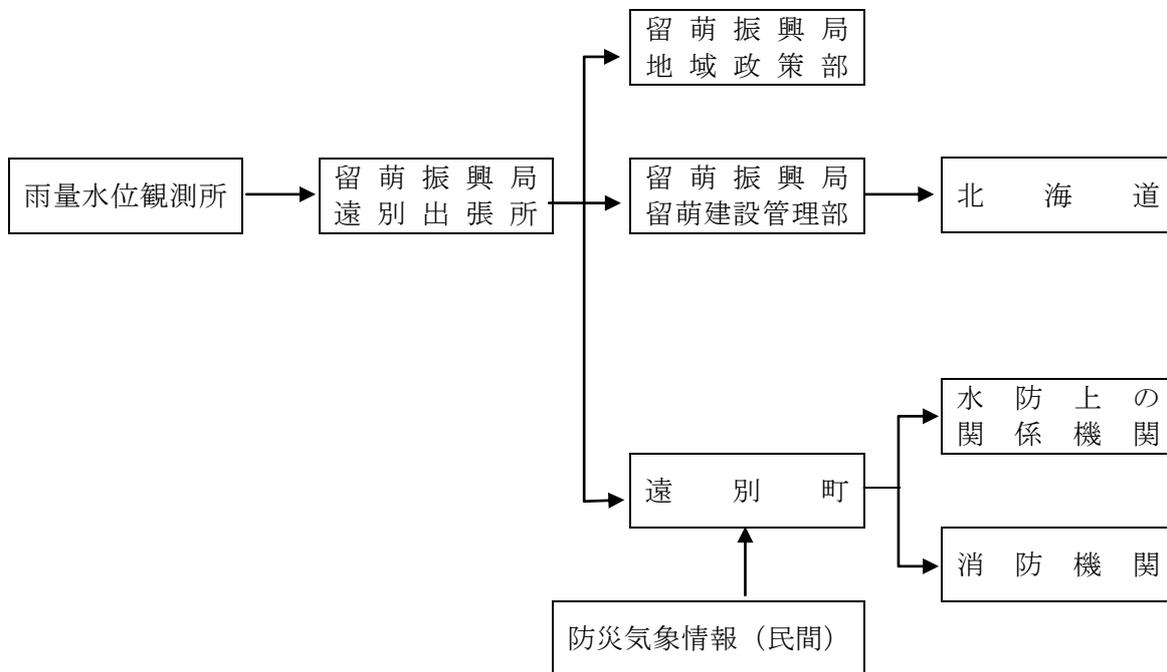
救助の内容	<ul style="list-style-type: none">・避難所の設置・応急仮設住宅の供与・炊き出しその他による食品の供与及び飲料水の供給・被服、寝具その他生活必需品の供与又は貸与・医療及び助産・災害にかかった者の救出・災害にかかった住宅の応急修理・学用品の給与・埋葬・遺体の捜索及び処理・障害物の除去
-------	---

第18節 気象予警報等の伝達系統

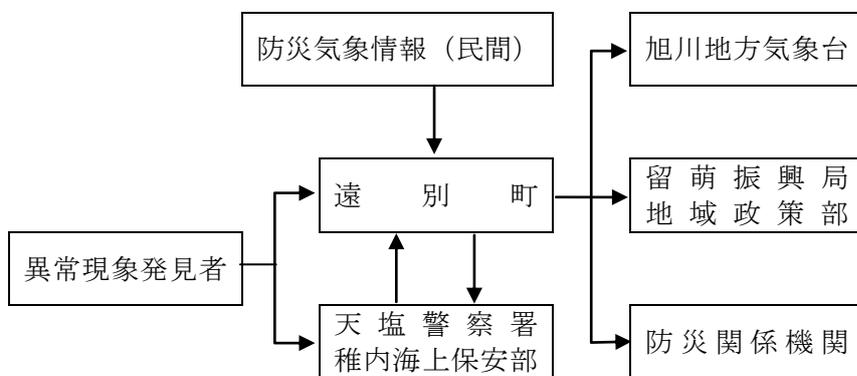
【気象予警報・津波予報の伝達系統図】



【水防警報伝達系統図】



【発見者通報伝達系統図】



第4章 災害復旧計画

第4章 災害復旧計画

本章は、被災した住民生活の早期回復と地域経済の復旧支援を図るために講ずる措置について定めたものである。

また、被災した公共施設等の復旧に必要な財源確保のため、国が財政の援助を行う法律及びその対象となる事業について示したものである。

第1節 住民生活安定のための支援

本節は、被災した住民の生活相談や職業の斡旋など生活再建に向けての援護対策や義援金の支給及び援護資金の貸付、更には、中小企業者への融資制度等について定めたものである。

第1項 被災者生活再建支援制度

地震などにより生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、被災者生活再建支援法に基づき都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給することにより、自立した生活の開始を支援する。

問い合わせ等の対応は、町の福祉課とする。

1 支給金額

被災した世帯の構成等の条件によって、最高100万円の支援金が支給される。

2 支給対象となる経費

生活に必要な物品購入又は修理費、引越費用、医療費等

第2項 その他各種の支援

被災者の生活支援のため、町（各担当課）及び関係機関は住民への相談、義援金の配分、法令等による各種の支援を行う。

支援の種類	市・関係機関	支援内容
り災証明の発行	町（住民課）	被害にあった家屋等の調査を実施し、り災証明の発行を行う。
生活相談	町（福祉課）	建築相談、要援護者相談、保健・医療相談、教育相談等を行う。
税等の徴収猶予及び減免	町（住民課）	被災した町民の町税、国民保健税等の徴収猶予及び減免の措置を行う。
職業の斡旋	公共職業安定所	災害により職を失った者に対して職業の斡旋を行う。
災害弔慰金・災害障害見舞金の支給	町（福祉課）	町は災害により死亡した町民の遺族又は災害により障害を受けた町民に対して災害弔慰金等を支給する。
災害義援金の支給	町（福祉課）	全国から寄せられた義援金は、義援金配分基準に基づき支給する。
災害援護資金の貸付	町（福祉課）	町は災害救助法が適用された災害について家財等に被害のあった者に対して、災害援護資金の貸付を行う。
生活福祉資金の貸付	遠別町社会福祉協議会	災害救助法の適用にならないときは、低所得者を対象として生活福祉資金の貸付を行う。

第3項 り災証明書の交付

1 り災証明書の交付

(1)被災者に対する各種支援措置を早期に実施するため、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、災害による住家等の被害の程度の調査やり災証明書の交付の体制を確立する。

(2)町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があったときは、遅滞なく、住家の被害その他町長が定める種類の被害の状況を調査し、り災証明書を交付しなければならない。

(3)り災証明書のうち火災に起因するものの交付に関する事務について、必要に応じて、消防長等に、消防法による火災損害調査の結果に基づき行わせることとすることができるものとする。

(4)火災に起因するり災証明書の交付についても共同処理の対象とされている場合には、当該一部事務組合等が火災に係るり災証明書の交付を行うものとする。

第4項 被災者台帳の作成及び台帳情報の利用・提供

1 被災者台帳の作成

(1) 地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

(2) 被災者台帳には、被災者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

ア 氏名

イ 生年月日

ウ 性別

エ 住所

オ 住家の被害その他市町村長が定める種類の被害の状況

カ 援護の実施の状況

キ 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由

ク 一電話番号その他の連絡先

ケ 世帯の構成

コ り災証明書の交付の状況

サ 町長が台帳情報を住民以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先又は居所

シ 被災者台帳の作成に当たり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号を利用する場合には、当該被災者に係る個人番号

ス その他被災者の援護の実施に関し町長が必要と認める事項

(3) 被災者台帳の作成に必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

(4) 必要に応じて、被災者台帳の作成のため、道や他の市町村等に対して被災者に関する情報の提供を求めることができる。

2 台帳情報の利用及び提供

(1) 次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、台帳情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することができる。

ア 本人（台帳情報によって識別される特定の個人をいう。以下この号において同じ。）の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

イ 町が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。

- ウ 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき。
- (2) 台帳情報の提供を受けようとする申請者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を町長に提出しなければならない。
- ア 申請者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- イ 申請に係る被災者を特定するために必要な情報
- ウ 提供を受けようとする台帳情報の範囲
- エ 提供を受けようとする台帳情報に申請者以外の者に係るものが含まれる場合には、その使用目的
- オ その他台帳情報の提供に関し町長が必要と認める事項
- (3) (2)の申請があつた場合において、当該申請が不当な目的によるものと認めるとき又は申請者が台帳情報の提供を受けることにより知り得た情報が不当な目的に使用されるおそれがあると認めるときを除き、申請者に対し、当該申請に係る台帳情報を提供することができる。ただし、その場合、提供する台帳情報には、当該被災者に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号（本節第2の(2)のス）を含めないものとする。

第5項 経済の復興支援

町（経済課）は、災害による商工業者の被害調査をいち早く実施し、食料や生活関連物資等の安定供給を図るとともに、災害復旧のための確保や被災商工業者への融資対策などの早期実施による経済の安定を図る。

また、大規模な災害により農地や農作物、農業用施設、水産漁業施設等に多大な被害が出るのが予測される。

そのため、災害時には道及び農林水産関係団体と密接に連携を図り、被害等の情報収集に努めるとともに、被災した施設等について、機能を回復するための支援対策を実施する。

第2節 災害復旧事業の推進

本節は、被災した町の公共施設や電気・ガス・水道等の基盤施設の復旧事業に係る激甚法やその他の法律による災害復旧事業について示すものである。

第1項 激甚災害法による災害復旧事業

甚大な災害が発生したときは、地方公共団体の経費負担の軽減を目的として激甚災害法が制定されている。

国が激甚災害に指定した場合は、地方公共団体に対して特別の財政援助及び助成措置が行われる。

第2項 その他の法令による災害復旧事業

激甚災害法以外で法令に基づいて財政援助の対象となる事業も国等において措置されているので、適切に取り扱う。

第3節 災害復興事業

災害復興事業については、復興のためのまちづくりをはじめとし、住民生活再建、経済復興等のすべての分野を対象とする。

特に、復興のためのまちづくりにおいては、住民等の合意形成を図りながら基本方針を策定する。基本方針策定に向けては、遠別町のまちづくりの理念に防災関連事業制度を重ね、新たな付加価値を加えたまちの再構築を図る。

個別災害対策編

第1章 風水害対策計画

個別災害対策編

第1章 風水害対策計画

本章は、洪水・高潮災害対策のほか風水害全般の災害に対する警戒及び防御並びにこれらによる被害の軽減を図るための予防・応急対策について定めたものである。

風水害対策においては、台風や前線の接近に伴う気象注意報及び警報や河川情報等をもとに事前に警戒体制を整備する。

第1節 予防対策

町、留萌開発建設部、留萌振興局留萌建設管理部及び留萌振興局地域政策部が、台風や前線による河川の増水や氾濫及び土砂災害等の発生に備えて実施する各種予防対策は次のとおりである。

第1項 河川及び下水道等の整備

- ① 留萌振興局留萌建設管理部は、遠別町の協力のもとにそれぞれが所管する河川の整備を推進する。
町（経済課）は、北海道と協議の整った2級河川並びに準用河川及び普通河川の整備を推進する。
- ② 町（経済課）は、内水氾濫による浸水履歴がある区域や市街地における低地帯など浸水しやすい区域について、下水道及び排水路の整備を推進する。

第2項 土砂災害危険区域の整備

- ① 留萌振興局留萌建設管理部は、必要に応じて急傾斜地崩壊危険区域の防止工事を推進する。

第3項 風水害予防体制の強化

留萌振興局留萌建設管理部及び町（経済課、消防支署）は、平常時から水防用資機材を整備し、ポンプ場、樋門及び樋管等の水防施設の点検・管理を行うとともに各種水防訓練を実施する。

また、各関係機関は、気象注意報及び警報等の気象情報や河川情報の迅速な伝達手段を整備する。

なお、住民に対し、危険区域や浸水想定区域の周知に努めるとともに、斜面や河川等の異常の報告や住民自身による防災措置（自主避難等）などの周知・啓発を図る。

第2節 応急対策

町及び各防災機関は、風水害にかかる気象情報を基に応急体制をとり、危険区域の巡視・警戒等速やかな応急対策を実施する。

第1項 職員の動員・配備

町及び各防災関係機関は、気象注意報及び警報等の気象情報、民間気象情報及び雨量・水位観測データなどから災害の発生のおそれがあるときは、応急体制をとる。

なお、町の応急体制の基準は、総則編第2章第2節第4項「職員の動員・配備」による。

第2項 情報の収集伝達体制

情報の収集伝達体制は、基本／地震・津波災害対策編第3章第1節第2項「災害情報伝達系統」によるものとし、また、避難を要する各地区の立地に合わせて、双方向システム、広報車等を活用し、情報伝達する。

第3項 警戒及び応急対策

町及び各防災関係機関は、風水害等のおそれがあるときは、巡視・警戒を行うとともに、異常を発見したときは、基本／地震・津波災害対策編の必要な対策を実施するほか、土のうの設置、土砂崩れの応急措置等の応急対策を実施する。

1 河川、海岸等の警戒

町（経済課、消防支署）及び留萌振興局留萌建設管理部は、風水害の発生のおそれがあるときは、必要な河川及び海岸等の巡視・警戒を行う。

異常を発見したときは、施設管理者に通報するとともに速やかに住民への周知及び土のうの設置等応急対策を実施する。

2 土砂災害危険区域の警戒及び応急対策

町（経済課、消防支署）は、降雨等による災害の発生のおそれがあるときは、土石流、がけ崩れなど土砂災害の危険区域の巡視・警戒を行う。

各施設管理者は、必要に応じ所管する施設の監視等を行う。

町は、異常を発見したときは、施設管理者に通報するとともに速やかに住民への周知及び土砂崩れの応急措置等の応急対策を実施する。

第4項 避難活動

1 避難勧告・指示

避難勧告・指示は、基本／地震・津波対策編第3章第5節第1項「避難勧告・指示、誘導の実施」によるものとし、また、避難所等は、基本／地震・津波対策編第2章第6節第1項「指定避難所・指定緊急避難場所等の指定」による。

2 警戒区域の設定

警戒区域の設定は、基本／地震・津波対策編第3章第5節第4項「警戒区域の設定」による。

第2章 雪害対策計画

第2章 雪害対策計画

本章は、異常降雪等により予想される雪害及び融雪による河川の増水に伴う出水や下水道施設からの溢水等の災害に対する防災関係機関の業務について定めたものである。

第1節 積雪災害対策

各道路管理者は、異常な降雪があったときは、交通が麻痺したり集落の孤立等で経済活動に支障をきたさないように、除排雪を実施し、より早く通常の交通を確保するよう努める。

第1項 除雪実施責任

1 国道の除雪は、留萌開発建設部が実施する。

種類	除雪目標
新雪除雪	新雪除雪は、5cm～10cm程度の降雪量を目安として、気象条件、交通状況等を勘案し、道路交通に支障をきたすおそれがある場合に実施する。なお、大雪時もしくは大雪が予想される場合に実施する。
路面整正	路面整正は、連続降雪による圧雪成長や路面残雪により、放置すると道路交通の確保が困難な状態となるおそれがあり、路面の平坦性を確保する必要がある場合に実施する。
拡幅除雪	拡幅除雪は、堆積した雪により必要な車道幅員及び堆雪幅が確保されておらず、道路交通に支障をきたすおそれがある場合、又は深雪除雪の実施が困難な場合に実施する。
運搬除雪	運搬除雪は、堆積した雪により必要な車道幅員の確保が困難となり、引き続き降雪の増加が予想される場合等、道路交通に支障をきたすおそれがある場合に実施する。
歩道除雪	歩道除雪は、必要な区間において、歩行者の通行に支障がある場合に実施する。
凍結防止剤散布	凍結防止剤散布は、路面の凍結が発生しやすく、安全な通行に与える影響等が大きい区間を対象とし、路面凍結が予想される場合に実施する。なお、散布材料は塩化ナトリウムを基本とし、散布量は20g/m ² 程度（湿潤式）を目安とする。気温や地域に応じ焼砂等を使用するほか、地域で設定した散布量を適宜散布する。

2 道道の除雪は、留萌振興局留萌建設管理部が実施する。

区分	標準交通量	除雪目標
第1種	1,000台/日以上	<ul style="list-style-type: none"> ・2車線以上の幅員確保を原則とし、異常な降雪時以外は常時交通を完全に確保する。 ・異常降雪時においては、極力2車線確保を図る。

第2種	300～1,000 台/日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2車線幅員確保を原則とし、夜間除雪は通常行わない。 ・ 異常降雪時には、極力1車線以上の確保を図る。
第3種	300台/日以下	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1車線幅員で必要な待避所を設けることを原則とする。
歩道除雪		<ul style="list-style-type: none"> ・ 所定の幅員を確保する。 ・ 異常降雪時は、降雪後速やかに歩行に支障のない幅員を確保する。

3 町道等の除雪は、町（経済課）が実施する。

種類	除雪基準
新雪除雪 (夜間無)	1) ほぼ連続した降雪があり、新たな積雪 10cm 以上の基準に達した時。 2) 気象状況及び路面状況を総合的に判断し出動すること。
路面補正	1) 路面に不陸やわだち掘れが生じた時。 (基本は、深雪除雪時と同時に路面補正を行うこと) 2) 気象状況及び路面状況を総合的に判断し出動すること。
拡幅除雪	1) 雪堤が成長し所定の道路幅員及び車線数（2車線）の確保が困難となった時。
歩道除雪	1) ほぼ連続した降雪があり、新たな積雪が 10cm 以上の基準に達した時。 2) 気象状況及び路面状況を総合的に判断し出動すること。

第2項 気象状況の把握

各道路管理者は、雪害防止を図るため、旭川地方気象台発表による雪に関する注意報及び警報や民間気象情報等に基づき、気象状況の把握に努める。

第3項 除排雪対策

各道路管理者は、旭川地方気象台発表による雪に関する注意報及び警報や民間気象情報等に基づき、除排雪体制を整える。異常降雪により道路の状況が悪化し、又はそのおそれがあるときには、住民生活に及ぼす影響が大きいことから、道路交通の確保のため速やかに除排雪を実施する。

第2節 融雪災害対策

融雪災害は、積雪期及び融雪期における降雨、気温の上昇等の気象変化が主な原因となる。

各関係機関は、気象状況に注意するとともに、危険区域等の巡視など速やかな応急対策活動を実施する。

第1項 気象情報等の把握

旭川地方気象台発表による融雪注意報や気象情報等に基づき気象状況の把握に努める。

第2項 河川及び下水道施設等の警戒及び応急対策

町（経済課、消防支署）は、融雪による出水やなだれ等の災害を防止するため水防区域、危険溪流及び危険区域等について、巡視・警戒を行う。

各施設管理者は、必要に応じ所管する施設の監視等を行う。

町は、異常を発見したときは、施設管理者に通報するとともに速やかに住民への周知及び障害物の除去など応急対策を実施する。

第3章 海上災害対策計画

第3章 海上災害対策計画

本章は、船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難事故及び油の流出等による著しい海洋汚染などによる災害に対処するための予防・応急対策について定めたものである。

I 海難事故対策計画

船舶の遭難事故の発生に備え、迅速に多数の遭難者を救助・救出するための予防、応急対策を策定する。

第1節 予防対策

稚内海上保安部をはじめとする防災関係機関や民間団体、危険物等施設管理者及び町（経済課）が行う海上災害の予防対策は、次のとおりとする。

第1項 海難事故に対する予防対策

稚内海上保安部の海難事故に対する予防対策は、次のとおりである。

- ① 防災活動を効果的に実施するための災害事例の資料収集
- ② 港湾状況の調査（特に、危険物荷役場所、貯木場等の施設）
- ③ 関係機関への海難防止についての指導・啓発（講習会、パンフレット、船舶への臨船指導）
- ④ 船舶に対する立入検査の実施と海事関係法令等の遵守徹底の指導
- ⑤ 漁業無線等通信施設の整備
- ⑥ 小型漁船の相互救助体制の確立

第2節 応急対策

稚内海上保安部は、施設管理者と遠別町沿岸海域等における海上災害に対する応急対策活動を実施する。

町（消防支署、総務課）及び天塩警察署は、それぞれの応急対策活動が迅速に行えるよう協力体制をとる。

第1項 海難事故に対する応急対策

港内又は沿岸海域で遭難船舶が認知されたときは、稚内海上保安部又は天塩警察署に連絡する。連絡を受けた稚内海上保安部及び天塩警察署は、巡視船艇又は航空機により救助・救出活動を行う。

II 流出油等対策計画

船舶火災、タンカーなどの事故による油の流出による著しい海洋汚染等の発生に備え、早期に初動体制を確立して被害の軽減を図るため、各種対策を講ずる。

第1節 予防対策

稚内海上保安部をはじめとする防災関係機関や民間団体、危険物等施設管理者及び町（経済課）が行う海上災害の予防対策は、次のとおりとする。

第1項 船舶火災に対する予防対策

危険物等施設、港湾関係施設の管理者及び稚内海上保安部並びに町（消防支署）の船舶火災に対する予防対策は、次のとおりである。

- ① 危険物等の荷役中における火気取扱い及び立入禁止の徹底
- ② 化学消火剤等の配備及び消火設備の充実強化
- ③ 職員、関係者に対する初期消火技術訓練の実施

第2項 流出油等に対する予防対策

稚内海上保安部による油流出等予防対策は、次のとおりである。

- ① 流出油の防除計画の策定
- ② 流出油防除に必要な資機材の整備

第2節 応急対策

稚内海上保安部は、施設管理者や「道北地区沿岸海域排出油等防除協議会」会員等とともに、遠別町沿岸海域等における海上災害に対する応急対策活動を実施する。

町（消防支署、総務課）及び天塩警察署は、それぞれの応急対策活動が迅速に行えるよう協力体制をとる。

第1項 流出油等に対する応急対策

事故により流出した油等の拡散防止及び回収除去のための応急処置は、「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）」に基づき、その原因者（当事者）が行わなければならない。しかし、大量の流出油等で原因者の防除活動だけでは対応ができないときは、稚内海上保安部をはじめ道北地区沿岸流出油災害対策協議会の構成機関等が事故原因者とともに次の対策を講じる。

- ① 流出油の拡散防止のためオイルフェンスを設置するとともに、処理剤、吸着剤使用による応急措置
- ② 油回収船による流出油の回収
- ③ 事故船舶からの油の抜き取り
- ④ 流出油の漂着のおそれのある沿岸へのオイルフェンスの設置

第2項 相互応援

- 1 災害時には、関係機関又は企業間相互に応援するものとし、応援協定を締結しているときは、協定によるものとする。
- 2 自衛隊の派遣要請については、基本・地震災害対策編第3章第2節「応援要請」による。
- 3 危険物等施設及び港湾関係施設の管理者並びに北海道漁船海難防止・水難救済センターは、防災関係機関から要請があったときは、保有する諸資機材をもって協力するものとする。

第4章 林野火災対策計画

第4章 林野火災対策計画

本章は、林野火災の防止と被害の軽減を図るため、各防災関係機関が実施する予防、応急対策について定めたものである。

第1節 予防対策

林野火災の発生は、気象条件が極めて大きな要因となるため、町及び留萌振興局地域政策部は、気象注意報及び警報を的確に把握し、予防に万全を期する。

第1項 気象情報の把握

1 火災気象通報

旭川地方気象台は、消防法（昭和23年法律第186号）第22条の規定に基づき、留萌振興局長に対し火災気象通報の発表及び解除を行う。

（林野火災気象通報は、火災気象通報の一部として気象官署が発表、解除を行う。）

2 火災気象通報に基づく関係機関の措置

① 留萌振興局地域政策部

旭川地方気象台からの通報内容に基づき、とるべき措置について町（消防支署）及び関係機関に通報する。

② 町（消防支署）

町長は、通報内容に基づき、とるべき措置を各消防署に連絡するとともに、火災発生の危険性があると認めるときは、消防法第22条に基づき火災警報を発令する。

③ 町（経済課）

通報内容に基づき、とるべき措置を森林組合等に通報する。

第2項 入林者別対策等

町（経済課）は、次のとおり原因別対策を実施する。

1 一般入林者対策

次の事項について、林野火災警防思想の啓発を図る。

- ① タバコ、たき火の不始末による出火の危険性についての周知徹底
- ② 国有林への入林に際し、留萌北部森林管理署及び森林事務所への許可申請
- ③ 道有林、市有林への入林に際し、許可申請又は名簿への記入
- ④ 民有林への入林に際し、森林組合、各森林愛護組合への届出
- ⑤ 林野火災危険期間（概ね3月～6月）中の火入れは極力避けるように指導するとともに、火入れを行おうとする者に対して、火入れ跡地の完全消火を図るよう指導する。また、特に気象状況に十分留意するよう指導する。
- ⑥ 林野火災消火資機材等は、常に緊急時に対処できるよう整備点検する。

2 森林所有者対策

森林所有者は、自己の所有林野における失火を防ぐため、次の事項を実施するよう努めるものとする。

- ① 自己の所有林野への入林者に対する防火啓発
- ② 無断入林者に対する指導
- ③ 火入れに対する安全対策

3 林内事業者対策

林内において事業を営む者は、次の自主防火体制を確立する。

- ① 火気取扱責任者を定め、事業区域内の巡視の実施
- ② 火気責任者の指定する喫煙所並びにたき火、ごみ焼却箇所の設置、標識及び消火設備の完備
- ③ チェンソー、刈払機等の使用にあたっては、油脂類等の火気取扱の注意

4 防火思想の普及・宣伝

火気取扱いについての意識を向上させるため、バス運送業者等の関係機関の協力を得て、次の事項等を実施し、防火思想の普及・宣伝に努める。

- ① ポスターの配布及び旗、看板、掲示板による宣伝
- ② 広報るもい、新聞などによる広報活動

第2節 消防対策

町（消防支署）及び防災関係機関は、平常時から林野火災に即応できる体制の強化を図り、消防対策の万全を期するため、次の事項に留意する。

第1項 消火体制の確立

林野火災が発生したときは、早期消火を図るため、消防機関は現地に精通している森林組合及び森林愛護組合との連携を強化する。

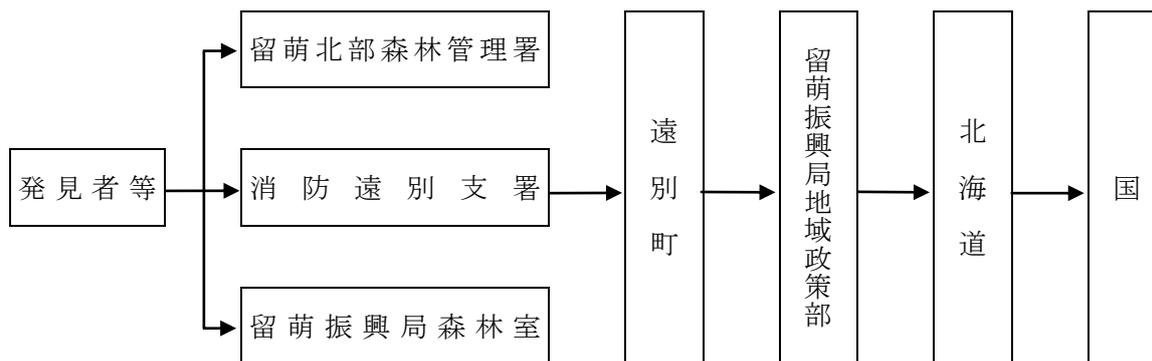
また、広域消火体制の確立を図るため、平常時からの訓練を通じて近隣町との連携を強化する。

第2項 連絡体制の整備

地元消防機関での消火鎮圧が困難となったときは、速やかに「北海道広域消防相互協定」に基づき、応援要請及び留萌振興局地域政策部へ自衛隊の派遣を要請する。

また、林野火災が広域化し、空中消火の必要があるときは、「北海道消防防災ヘリコプター応援協定」に基づき、北海道（防災航空室）に応援要請を行う。

【林野火災発見時の連絡系統図】



第5章 その他の災害対策計画

第5章 その他の災害対策

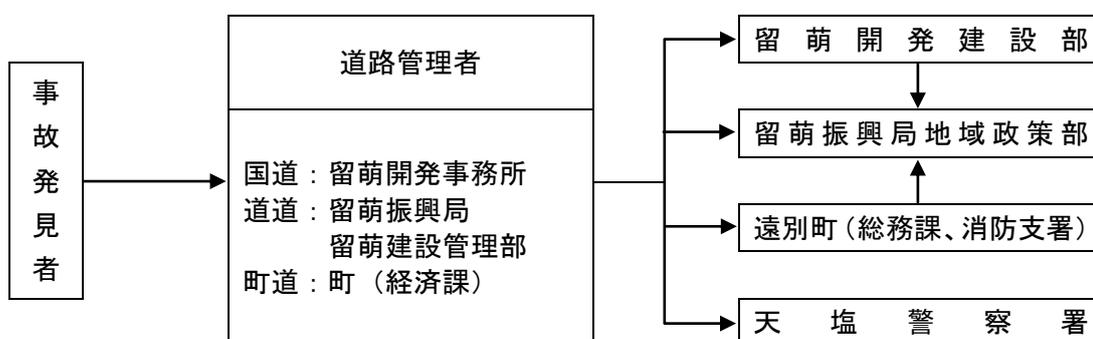
第1節 道路災害対策

道路構造物の被災等による大規模な救助・救急活動や消火活動等が必要とされる災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、道路管理者は早期に初動体制をとり、各種応急対策を実施する。

各防災関係機関は、速やかに災害情報を収集し、状況に応じて応急活動体制を整える。

また、関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、道路災害を未然に防止するため必要な予防対策を実施するものとする。

なお、情報伝達系統は、次のとおりである。



1 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

- ① 道路災害の状況
- ② 家族等の安否情報
- ③ 医療機関等の情報
- ④ 関係機関の災害応急対策に関する情報
- ⑤ その他必要な事項

2 道路利用者及び地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通し、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、次の事項についての広報を実施する。

- ① 道路災害の状況
- ② 被災者の安否情報
- ③ 医療機関等の情報
- ④ 関係機関の災害応急対策に関する情報
- ⑤ 施設等の復旧状況

- ⑥ 避難の必要性等、地域に与える影響
- ⑦ その他必要な事項

第2節 危険物及びその他の災害対策

危険物等施設の災害対策は、基本・地震災害対策編の予防・応急対策による。

また、町及び各防災関係機関は、近年の社会・産業の高度化、複雑化、多様化等に
伴い発生する大規模な火災や爆発及び放射性物質の大量の放出などの災害に対しても、
全力を挙げて対処することとし、必要に応じて個別災害対策として検討していく。

【大規模な火事災害対策】

・延焼拡大の防止を図るため、建築物の不燃化、公園・緑地等の幅広い延焼遮断帯の
形成、防火地域及び準防火地域の的確な指定などにより、大規模な火事災害に強い
まちづくりを推進していく。

・災害対策組織、消防活動などの応急活動体制については、基本・地震災害対策編
第3章第3節「消防活動」、第3章第4節「応急医療・救護」及び第3章第5節「避
難と受入、警戒区域の設定」に定めるところによる。

・自衛隊派遣要請、広域応援要請については、基本・地震災害対策編第3章第2節「応
援要請」に定めるところによる。

・関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、大規模な火事災害を未然に
防止するため必要な予防対策を実施するものとする。

1 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、
被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供す
るものとする。

- ① 災害の状況
- ② 家族等の安否情報
- ③ 医療機関等の情報
- ④ 関係機関の実施する応急対策の概要
- ⑤ その他必要な事項

2 地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通し、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、
次の事項についての広報を実施する。

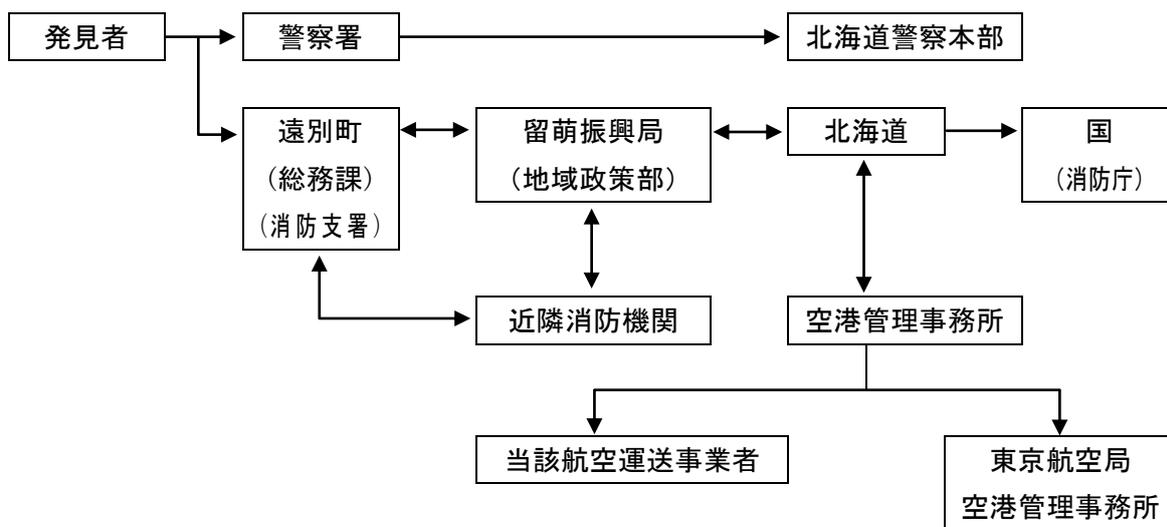
- ① 災害の状況
- ② 被災者の安否情報
- ③ 医療機関等の情報
- ④ 関係機関の実施する応急対策の概要

- ⑤ 避難の必要性等、地域に与える影響
- ⑥ その他必要な事項

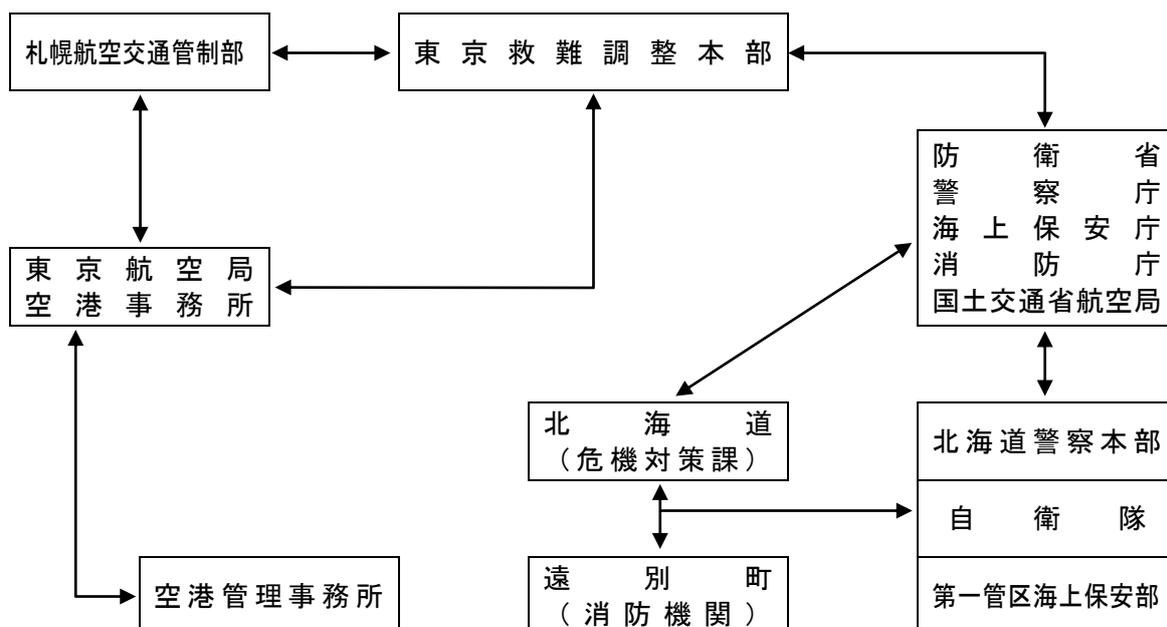
【航空災害対策】

航空災害における情報通信連絡系統は、次によるものとし、応急活動体制等については、風水害対策計画、海上災害対策計画等を準用する。

※ 発生地点が明確な場合



※ 発生地点が不明な場合



1 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

- ① 航空災害の状況
- ② 家族等の安否情報
- ③ 医療機関等の情報
- ④ 関係機関の災害応急対策に関する情報
- ⑤ その他必要な事項

2 旅客及び地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通し、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、次の事項についての広報を実施する。

- ① 航空災害の状況
- ② 旅客及び乗務員等の安否情報
- ③ 医療機関等の情報
- ④ 関係機関の災害応急対策に関する情報
- ⑤ 航空輸送復旧の見通し
- ⑥ 避難の必要性等、地域に与える影響
- ⑦ その他必要な事項

【危険物等災害対策計画】

危険物等（危険物、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物、放射性物質）の漏洩、流出、火災、爆発等により死傷者が多数発生する等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、事業者及び防災関係機関の実施する予防、応急対策は、この計画の定めるところによる。